令和7年第3回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程…			(4)
第1日(9			
			5
開 議…			5
会議録署名	議員	の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
会期の決定			5
諸般の報告			5
議案第67	号	職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・	6
議案第68	号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・	7
議案第69	号	報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・	8
議案第70	号	与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・	Ć
議案第71	号	与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例 ・・・・	10
議案第72	号	与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改	
		正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
議案第73	号	与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに	
		水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例・・	12
議案第74	号	与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
議案第75	号	令和7年度与論町一般会計補正予算(第4号)	14
議案第76	号	令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)	23
議案第77	号	与論町水道事業会計利益積立金の目的外使用について	24
議案第78	号	令和6年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい	
		τ	25
承認第 6	号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町一般	
		会計補正予算(第3号)) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	26
認定第 1	号	令和6年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	28
認定第 2	号	令和6年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出	
		決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
認定第 3	号	令和6年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について ・・・・	28
認定第 4	号	令和6年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について・・	28
認定第 5	号	令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に	

		ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
認定第	6号	令和6年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について・・・・・ 2	28
認定第	7号	令和6年度与論町下水道事業会計収入支出決算認定について・・・・ 2	28
特別委員	会設置	是及び委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
散 会	• • • • • •		32
第2日(9月1	7日)	
一般質問			36
			36
林 敏治	議員·		41
髙田豊繁	議員·		57
吉田 勉	議員·		70
			84
池田理恵	議員·		98
散 会	• • • • • •		15
第3日(9月1	9日)	
認定第	1号	令和6年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・12	21
認定第	2号	令和6年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出	
		決算認定について・・・・・・・12	21
認定第	3号	令和6年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について・・・・12	21
認定第	4号	令和6年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について・・12	21
認定第	5号	令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に	
		ついて・・・・・・・12	21
認定第	6号	令和6年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について・・・・・12	21
認定第	7号	令和6年度与論町下水道事業会計収入支出決算認定について・・・・12	21
議案第7	9号	令和7年度与論町移動水利施設導入事業に係る物品売買契約	
		(4 t ダンプ新車3台、FRP製タンク3基) の締結について · 12	25
陳情第1	4号	プリシア新築ホテル計画に関する陳情(環境経済建設常任委員	
		長報告)	27
陳情第	3号	農道那間9号線及び10号線の舗装整備について(環境経済建	
		設常任委員長報告) · · · · · · · 12	28
陳情第	4号	那間字細工棚の農道の未舗装部分の整備について(環境経済建	
		設常任委員長報告)	29

陳情第	5号	那間字細工棚の農道への水道本管の埋設について(環境経済建
		設常任委員長報告)129
陳情第	6号	町内建設業者優先活用等に関する要望(環境経済建設常任委員
		長報告)131
議員派遣	はの件・	
閉会中の	継続審	季査・調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・133
閉 会		

令和年7第3回(9月)定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9月9日	火	本会議(開会、議案審議) 令和6年度事業個所調査
9月10日	水	決算審査特別委員会
9月11日	木	決算審査特別委員会 常任委員会
9月12日	金	常任委員会
9月13日	土	
9月14日	日	
9月15日	月	
9月16日	火	常任委員会
9月17日	水	本会議(一般質問) 常任委員会
9月18日	木	常任委員会
9月19日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(議案審議、閉会)

令和7年第3回与論町議会定例会

第 1 日

令和7年9月9日

令和7年第3回与論町議会定例会会議録 令和7年9月9日(火曜日)午前9時00分開会

1 議事日程(第1号)

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第67号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第68号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第69号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第70号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第71号 与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第72号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例
- 第10 議案第73号 与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び に水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する 条例
- 第11 議案第74号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第75号 令和7年度与論町一般会計補正予算(第4号)
- 第13 議案第76号 令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第14 議案第77号 与論町水道事業会計利益積立金の目的外使用について
- 第15 議案第78号 令和6年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第16 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町一般会計補正予算(第3号))
- 第17 認定第 1号 令和6年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 2号 令和6年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳 出決算認定について
- 第19 認定第 3号 令和6年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 4号 令和6年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
- 第21 認定第 5号 令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

- 第22 認定第 6号 令和6年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
- 第23 認定第 7号 令和6年度与論町下水道事業会計収入支出決算認定について
- 第24 特別委員会設置及び委員の選任について
- 2 出席議員(10人)

1番	池	田	理	恵	議員	2番	Ш	内	恵	司	議員
3番	吉	田		勉	議員	4番	吉	田		剛	議員
5番	原		栄	徳	議員	6番	遠	Щ	勝	也	議員
7番	髙	田	豊	繁	議員	8番	大	田	英	勝	議員
9番	林		敏	治	議員	10番	沖	野	_	雄	議員

- 3 欠席議員(0人)
- 欠員(0人)
- 4 地方自治法第121条による出席者(19人)

町 長 田 畑 克 夫 君 副町長山下哲博君 教 育 長 中 山 義 和 君 総務企画課長 龍 野勝志君 会計管理者兼会計課長 柳 田 庫 呂 君 税務課長坂元 守 君 こども未来課長 光 俊樹 君 町民生活課長 山 下 高 明君 健康長寿課長 山 下 真 紀 君 産業課長堀田哲也 君 耕地課長喜村一隆 君 商工観光課長 麓 誘市郎 君 建設課長裾分望嗣 君 水道課長富永 淳 君 大 馬 福 徳 環境課長 君 新發展 新展 紫裸 竹 村 栄 作 君 生涯学習課長 松 村 誠 司 君 茶花こども園長 川 北 英 代 君 児童発達支援センター所長 池 田 いつみ 君

5 議会事務局職員出席者(2人)

事務局長林 健太郎君 書 記谷山智美君

開会 午前9時00分

○議長(沖野一雄議員) ただいまから令和7年第3回与論町議会定例会を開会します。 これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(沖野一雄議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番吉田勉議員、6番遠山勝也議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(沖野一雄議員) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間にしたい と思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月19日までの11日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(沖野ー雄議員) 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の とおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長(林 健太郎君) おはようございます。諸般の報告をいたします。

町長から令和6年度与論町健全化判断比率の報告、令和6年度与論町公営企業資金不足比率の報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類の提出があり、町監査委員から令和7年8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し(出納検査結果報告書については一部の写し)を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第156号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に

当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長(沖野一雄議員) これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第67号 職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(沖野一雄議員) 日程第4、議案第67号「職員の勤務時間,休暇等に関する 条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(田畑克夫君) 議案第67号、職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部を 改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和6年8月8日付け人事院勧告における「仕事と生活の両立支援の拡充」に対応するため、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について所要の改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員 会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(沖野一雄議員) 日程第5、議案第68号「職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(田畑克夫君) 議案第68号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和6年8月8日付け人事院勧告における、「仕事と生活の両立支援の拡充」に 対応するため、育児時間の取得パターンの多様化等について所要の改正を行うもの です。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第68号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員 会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第68号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第69号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(沖野一雄議員) 日程第6、議案第69号「報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(田畑克夫君) 議案第69号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の一部を改正する法律が令和7年6月4日から施行され、選挙長等の費用弁償額が引き上げられたことを受け、本町の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和41年条例第1号)の選挙長等の報酬額を増額改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、大田英勝議員。

- ○8番(大田英勝議員) この2ページの方なのですが、投票立会人については改正前が9,300円、それから下の期日前投票所の投票立会人は9,600円、それが改正後は、金額が逆転しているのですが、これは確認のためなのですけど、同じようにスライドして上がっていれば問題ないと思うのですが、何か意味があるのでしょうか。
- 〇議長(沖野一雄議員) 龍野総務企画課長。
- 〇総務企画課長(龍野勝志君) お答えいたします。

確かに御指摘のとおり逆転している形となっていますが、国の方の報酬等の見直 しに準じて改正しているところです。以上です。

○議長(沖野一雄議員) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第69号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長(沖野一雄議員) 日程第7、議案第70号「与論町職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田畑克夫君) 議案第70号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和6年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、与論町職員の12月分の 期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第70号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第70号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号 与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条 例

○議長(沖野一雄議員) 日程第8、議案第71号「与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田畑克夫君) 議案第71号、与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を 改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、各種証明手数料として、1件につき300円を徴収すること、条例に よって納付しなければならない使用料、手数料、その他の費用の軽減又は免除につ いてを明記するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第71号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員 会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第71号、与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正 する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第72号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例

○議長(沖野一雄議員) 日程第9、議案第72号「与論町企業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田畑克夫君) 議案第72号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和7年10月1日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律にあわせ、企業職員の部分休業制度等に関する所要の改正をする ものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第72号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員 会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第72号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

- 日程第10 議案第73号 与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準 並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を 改正する条例
- ○議長(沖野一雄議員) 日程第10、議案第73号「与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(田畑克夫君) 議案第73号、与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び 資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につ いて提案理由を申し上げます。

本条例は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により布設工事監督者及 び水道技術管理者の資格要件の改正が施行されたことから、本町でもこれに準じ、 所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長(沖野一雄議員) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第73号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員 会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第73号、与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格 基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案 のとおり可決されました。

日程第11 議案第74号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長(沖野一雄議員) 日程第11、議案第74号「与論町水道事業給水条例の一部 を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田畑克夫君) 議案第74号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例 について提案理由を申し上げます。

本条例は、水道事業の各種証明発行手数料を町のその他証明発行手数料と同額とするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第74号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第74号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、 原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第75号 令和7年度与論町一般会計補正予算(第4号)

○議長(沖野一雄議員) 日程第12、議案第75号「令和7年度与論町一般会計補正 予算(第4号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(田畑克夫君) 議案第75号、令和7年度与論町一般会計補正予算(第4号) について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、普通交付税4億9828万3000円、ヨロン島サンゴ礁基金繰入金1364万9000円などを追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、耕地災害対策事業費1090万1000円、空

港対策費1000万円、小学校費総務管理費1023万3000円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億2846万8000円を追加し、一般会計予算総額60億8628万3000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- ○議長(沖野一雄議員) 提案理由の説明を終わります。
 - これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、髙田豊繁議員。

- ○7番(高田豊繁議員) 14ページの障害者福祉費に関連して要望をお願いしたいのですが、この障害者福祉費は今回増額になるのですが、以前にも申したのですが、精神障害の部分のバス券の無料券をお願いした経緯があるのですが、今後検討してみますということだったのですが、結論はどうなっているのか伺いたいと思います。
- 〇議長(沖野一雄議員) 山下健康長寿課長。
- **〇健康長寿課長(山下真紀君)** 御質問ありがとうございます。現在のところ、障害者のバス券については、身体障害者と特別支援学校に通う子供たちが対象となっています。今まだ検討中ですので、また御報告させてください。以上です。
- ○議長(沖野一雄議員) 7番、髙田豊繁議員。
- **〇7番(高田豊繁議員)** 是非ひとつ、精神障害の方も対応できるようにお願いしておきたいと思います。

それから、教育委員会の管轄ですが、27ページの那間小学校の駐車場用地、これについてちょっと説明をお願いできますか。

- ○議長(沖野一雄議員) 竹村教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(竹村栄作君) お答えいたします。

那間小学校につきましては、現在、一時使用校舎を体育館の南側に建設するということで進めています。一時校舎の方を現在使用している教職員と来校のお客様の駐車場として利用していますので、その代わりとなる駐車場の用地を確保しなければなりません。今回の一時使用校舎の工事期間中につきましては、周辺の農地を借り上げることができていますが、その後、また用地が必要になってまいりますので体育館南側の用地の方で1,600平米程度の土地について、所有者と交渉が調いそうですので、その用地代として計上させていただいています。

- ○議長(沖野一雄議員) ほかに質疑はありませんか。
 - 1番、池田理恵議員。

- ○1番(池田理恵議員) 26ページの教育費、款項目10の1の2ですね、町の育英 奨学資金貸付金について、こちらの内容を御説明お願いいたします。
- 〇議長(沖野一雄議員) 竹村教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(竹村栄作君) お答えいたします。

町の育英奨学資金につきましては、本年度の当初予算で33人分、1584万円 計上しています。そして、当初の申込みの段階等で2人の辞退がありまして、48 万円×2人分ということで96万円の減額としているところです。

- 〇議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。
- **〇1番(池田理恵議員)** ここに付随して卒業後の返済など、こちらは順調に進んでいるのかお教え願います。
- **〇議長(沖野一雄議員)** 竹村教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(竹村栄作君) 今、詳しい資料は持ち合わせておりませんが、返還につきましては、卒業と同時にそれぞれその資金を活用していた皆様と返還計画を協議しまして、それを出してもらって毎月であったり、年4回ですかね、いろいろ返済の方法がございますので、そこから計画を立てていただいた上で返済をしていただいています。また、どうしても返済が滞ってしまう場合もありますので、その場合などは教育委員会の方に御連絡をいただきまして、また返済計画の方を練り直して、返済をしていただいているところです。
- ○議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。
- ○1番(池田理恵議員) ありがとうございます。ライフスタイルというのはさまざま変わりますので、いろいろと返済が困難な状況というところも察しがつくところです。また、各自治体によっては返済の方法といたしまして、町に一定期間勤務することで返還を免除する仕組みでしたりとか、猶予期間を延ばしたりとかですね、より実効性のある制度設計の見直しもまた今後も必要かなと考えるところなのですが、最後に教育長、御所見をお聞かせください。
- 〇議長(沖野一雄議員) 中山教育長。
- ○教育長(中山義和君) ありがとうございます。今、局長から1584万円ということでありましたが、実は去年、一昨年までは1200万円だったんですね。そして、年ごとに8人とか7人、つまり1200万円を町が用意して、返し終わった分の人数分をまた募集して認定していくということなのですが、大体が8人、7人が出ていく人と募集人数が同じぐらいだったのですが、令和7年は、今まで8人、7人だったのが19人募集がありまして、そしたら12、3人落とさないといけないという状況になって、それはちょっとだよなということで、財政の方に掛け合って、本年度全員がもらえるような形で拡充して、財政当局の方にも認めていただい

てこんな形になったわけです。ということは、やはりこのような経済状況の中でいえば、必要ニーズというのも非常に高まっているという部分と、それから言われた部分に関しては、若者が与論に帰ってくる、そしてここで仕事をしたら返さなくてもいいよとかですね、そういったのもまた自治体によってはありますので、そういったところをほかの市町とも勉強しながら、なるべくそういった形で島の定住促進だったりとか、就労関係に関してもいいような形でいくようなシステムづくりを、できるだけ早い時期に実現させていくように検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

- 〇議長(沖野一雄議員) ほかに質疑はありませんか。
 - 8番、大田英勝議員。
- ○8番(大田英勝議員) 商工観光振興費のところなのですが、22ページ、地域文化 継承型交流活性化事業の100万円について御説明をお願いいたします。
- **〇議長(沖野一雄議員)** 麓商工観光課長。
- **〇商工観光課長(麓 誘市郎君)** お答えさせていただきます。

この補助金につきましては、地域の伝統文化などにつきまして、観光ですとか、こういったイベントを通じまして、にぎわい創出ですとか、ひいては継承の方につなげていこうというような趣旨の事業になっています。今年度につきましては、十五夜踊りを核としまして、島内のいろいろな伝統文化を集めて継承していこうということで考えていますが、昨年度は県の公募事業の方に応募をいたしまして、そちらの方で実施をしたということでございまして、その後継事業ということで実施をしたいと思っています。主に、今度の8月、10月に2回ありますので、そちらの方で実施をしたいと思っています。島内のいろいろな島唄の方を招いたりとか、島外からもいろいろな伝統芸能の招聘についても、今検討をしているというところです。

- 〇議長(沖野一雄議員) 8番、大田英勝議員。
- ○8番(大田英勝議員) よくわかりました。その下のデジタルマーケティング事業についても、説明をお願いしたいと思います。
- 〇議長(沖野一雄議員) 麓商工観光課長。
- 〇商工観光課長(麓 誘市郎君) お答えさせていただきます。

デジタルマーケティング事業につきましては、当初500万円計上しておりましたが、こちらで400万円で観光映像をつくって配信をして、そのデータ分析をするということで実施をしておりまして、今年度につきましては、星空を中心とした映像を制作いたしています。それに加えまして、与論島は特産品とかそういったところがまだまだ弱いんではないかというところもありまして、特産品の映像の方も

つくって配信等を実施したいということで、増額をさせていただいているということです。以上です。

- 〇議長(沖野一雄議員) 8番、大田英勝議員。
- ○8番(大田英勝議員) それでは、その下の土木費の方なのですが、弁護士委託費が 100万円計上されていますが、どのような案件での委託費なのでしょうか。
- 〇議長(沖野一雄議員) 裾分建設課長。
- **〇建設課長(裾分望嗣君)** お答えいたします。ありがとうございます。

里道登記更正に係る弁護士費用、いろいろな土地問題がありまして、今2件ぐらい抱えています。あと町道の品覇線の方で、未登記の解消のやつもやはり弁護士と相談しながらやっていく案件、一応2件分で100万円を計上させていただいています。以上です。

- O議長(沖野一雄議員) ほかに質疑はありませんか。 7番、髙田豊繁議員。
- ○7番(高田豊繁議員) 20ページのですね、耕地費の方ですが、非常にいいことをしているなと思ってですね。この負担金ところですが、基準点測量講習、農政マスター塾と、非常に真新しい中身だと思うのですが、やはりほとんどが測量に関しても委託をしているのが実情だと思うのですが、やはり最低限のことを職員がマスターしておくということは、その臨機応変性においても非常に違ってくるということがありますので、是非こういったことは積極的に取り組んでいただきたいと思います。それと、そのずっと下の水利施設整備事業費の機能保全計画策定業務。この2点について、耕地課長の説明をお願いいたしたいと思います。
- 〇議長(沖野一雄議員) 喜村耕地課長。
- ○耕地課長(喜村一隆君) ありがとうございます。今、おっしゃっていただいた基準点測量講習や農政マスター塾というのは、島外での講習会に参加するための負担金となっています。どうしてもやはり以前から比べると専門家もいないところで、みんなで切磋琢磨しながら頑張らせていただいているところです。これからもよろしくお願いいたします。また、もう一つの機能保全計画策定業務についてなのですが、機能保全計画とは、施設や設備が長期間にわたり本来の機能を維持発揮できるようにするための計画です。県営事業などで整備された農業水利施設、ポンプ類などの長寿命化対策のために、造成後10年以上が経過し、老朽化に伴う施設機能の低下により営農に支障を来す恐れがあることから、機能診断及び機能保全計画を策定することとしています。令和9年に更新予定の翔龍橋頂上付近の平瀬1号ファームポンドと那間の山悦子さん宅南側、瀬根奈加圧機場に係る機能保全策定業務の今回執行に伴う積算単価の増額に伴って、増額分を計上させていただいているところ

です。

- O議長(沖野一雄議員) ほかに質疑はありませんか。 5番、原栄徳議員。
- ○5番(原 栄徳議員) 24ページの土木費の部分で、空港対策費業務委託料として 盛土許可申請委託1000万円計上されています。この業務委託の盛土、多分、空 港の延伸部分の盛土の許可申請だと思いますが、その業務内容として1000万円 という多額の額なのですが、どういった業務の内容か教えていただきたいと思います。
- **〇議長(沖野一雄議員)** 裾分建設課長。
- ○建設課長(裾分望嗣君) ありがとうございます。この盛土規制法は、令和7年5月1日から国の法改正によって、新たに盛土、切土、その辺を3,000平米以上するところは許可申請がいるということで、これは実は今、ヨロン駅の近くにある盛土した部分が、今大体10メートル近く盛土されているのですが、あそこが崩れたときにちょっと多大な、もし観光客が下にいたりとかしたらいけないので、そちらの方を山福榮さんの家の近くの方にちょっとくぼ地があるんですけど、くぼ地の方に運搬しようという計画をしています。それで両方ですね、ヨロン駅の方と、その受け入れ側の方の盛土規制法に係る業務委託費として県に申請しないといけないので、それが最初課内でやろうとしたのですけど、なかなか計画がちょっと無理だったので、いろいろコンサルの方に相談いたしまして、大体これぐらいでできるだろうということで、今計上させていただいているところです。以上です。
- **○議長(沖野一雄議員)** 5番、原栄徳議員。
- ○5番(原 栄徳議員) これは、許可申請費だけで1000万円ということですか。
- 〇議長(沖野一雄議員) 裾分建設課長。
- ○建設課長(裾分望嗣君) そうですね、一応最初見積りもらったのと、今3社ぐらい見積りをもらっているのですが、ちょっとバラバラで、今年、令和7年の5月1日に始まったばかりの許可申請なので、なかなかやった業者も少なくてですね、一応そちらの方でいろいろ模索して、1000万円まではかからないかなというところでありはするのですが、やはりそれだけの町がやることなので、ちゃんと申請をして、県の許可を受けてやっていこうかなと考えています。
- ○議長(沖野一雄議員) 5番、原栄徳議員。
- ○5番(原 栄徳議員) できるだけその経費を抑えるような、許可申請で1000万円と聞くと誰でもびっくりすると思うのですよ。できるだけ見積りも取っていただいて、安くあげるように努めていただきたいと思います。以上です。
- ○議長(沖野一雄議員) ほかに質疑はありませんか。

9番、林敏治議員。

- ○9番(林 敏治議員) それでは質問します。23ページ、道路維持費についてですが、重機借上料40万円、原材料費が200万円となっていますが、この内容の説明お願いします。
- ○議長(沖野一雄議員) 裾分建設課長。
- **〇建設課長(裾分望嗣君)** お答えいたします。

道路維持費の重機借上の方なのですが、旧役場前の道路の整備事業など、ちょっとバス停のところも整備はしてあるのですが、そちらの方の整備とか、原材料で、ヨロンマラソンコースのガードレールがすごくさびたり汚かったりしているので、そちらの方を中心に大体170メートルほどのガードレールの原材料費となっています。以上です。

- 〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。
- ○9番(林 敏治議員) 私がなぜ質問したかといいますと、この道路というのはものすごい今重要な部分ですが、ギンネムがものすごく今生え出しているんですね。最近あちこちで、もちろんマラソンコースもですが、学校の周辺辺り、その通学路ですね、そういったところもやはり重要なところから優先順位を決めて、是非早めに伐採していただきたい。今ちょうど花が咲いて、やがて実がなるのです。ですから、ちょうど今頃がですね、早めに対策を打っていただきたいということですが、いかがですか。
- 〇議長(沖野一雄議員) 裾分建設課長。
- **〇建設課長(裾分望嗣君)** ありがとうございます。一応、今、現場の作業員5人で 回っています。その小学校付近からとか、そういう学校付近のところは重点的に やっていますが、なかなかこの暑い中、作業が前に進まない状況です。また町民の 方から、いろいろなそういう、どこどこがちょっと危ないからという提案があった ときには、そちらの方を優先的に回らせていただいている状況です。
- 〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。
- ○9番(林 敏治議員) これについては、前回から一般質問もあったようにですね、 是非実践をしていただいて、早めにひとつ対策をしていただきたいと思います。 それから24ページの空き家対策、修繕料500万円。これは何軒で、どういっ た内容の修繕をしていますか。
- ○議長(沖野一雄議員) 裾分建設課長。
- **〇建設課長(裾分望嗣君)** お答えいたします。

今、与論町として、建設課として、与論町が借り上げをしまして、あの民間の方 に貸すという転貸借事業を展開しています。今回、島家4号ということで、東区の 方に物件が見つかりまして、それの修繕費用になっています。以上です。

- 〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。
- ○9番(林 敏治議員) 今はもう住宅不足で大変ですので、是非1軒と言わず、何軒 かひとつお願いをしたいと思います。以上です。
- ○議長(沖野一雄議員) ほかに質疑はありませんか。 3番、吉田勉議員。
- ○3番(吉田 勉議員) 27ページ、教育費の小学校費なのですが、総務管理費の中で委託料、与論小学校体育館の足場組立解体ということで業務委託料が計上されているのですが、与論小学校が今年150周年記念ということで、私もその体育館のステージの周りが大分老朽化している関係と、それから長年の歴史で大分汚れというか、言葉は失礼ですけど、大分ですねカビ生えていたりして、記念のそういう時期に大変どうしたもんかなという感じで考えておりましたが、予算計上していただきましてありがとうございます。その中で、その足場の解体組立だけの業務委託料が組まれていますが、あとはどういった感じの作業をされていく予定でしょうか。ちょっとお願いいたします。
- 〇議長(沖野一雄議員) 竹村教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(竹村栄作君) お答えいたします。

与論小学校の体育館のステージ周りにつきましては、白い壁になっておりまして、そこにカビが発生しておりまして黒ずんでいる状態に今なっているところです。ちょうど今年、記念事業もございますので、その壁自体をちょっときれいにしたいなということで、皆様からもお話もあったところで、今回予算計上をしたところです。今の計画では、9月の17日から9月の30日頃までこの足場を設置していただきまして、学校やPTAの皆様方の協力もいただきながら、共同作業で行ってまいりたいというふうに考えているところです。

- 〇議長(沖野一雄議員) 3番、吉田勉議員。
- ○3番(吉田 勉議員) ありがとうございます。少ない予算でこういった感じでやっていただけるということは、非常にありがたいことです。それでPTAとか学校関係者の方々がやられるわけですので、十分作業には注意されたりして、頑張っていただくようにお願いいたします。以上です。
- 〇議長(沖野一雄議員) ほかに質疑はありませんか。 4番、吉田剛議員。
- ○4番(吉田 剛議員) 21ページなのですが、下の方の地域活性化起業人についてなのですが、私の認識では町の負担はないものだと思っていたのですが、外郭団体等負担金30万円というのは、何についての金額なのか教えていただけたらと思い

ます。

- 〇議長(沖野一雄議員) 麓商工観光課長。
- ○商工観光課長(麓 誘市郎君) ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、この制度につきましては、実質、町の負担がないというふうな形になろうかと思います。一度、町の方から予算立てをしまして、契約をする企業の方に負担金をお支払いする必要がありますが、全額特別交付税措置がされているということですので、後で基本的には返ってくるというような考え方です。この30万円につきましては、当初予算の方で560万円予算立てをいたしまして、今年度の4月から日本航空の方より1人与論町の方に出向いただいているところですが、令和7年度からその予算額が560万円から590万円に国の制度が上がっておりまして、その不足分を今回計上させていただいたということです。以上です。
- O議長(沖野一雄議員) ほかに質疑はありませんか。 6番、遠山勝也議員。
- **〇6番(遠山勝也議員)** 18ページのし尿処理費のところで、保守管理委託料 589 万円の減額となっていますが、これを教えてください。
- 〇議長(沖野一雄議員) 大馬環境課長。
- 〇環境課長(大馬福徳君) お答えいたします。

立長の衛生処理センターを新設しまして、それから2年過ぎましたので、保守メンテ契約を建設当時から計画していたのですが、実際はメーカーさんと協議、確認したところ、今のところそういうのがいらないということになりまして、当初予算に計上させていただいていた保守管理委託の589万円が不用となりましたので、落とさせていただいた現状です。

- O議長(沖野一雄議員) ほかに質疑はありませんか。 8番、大田英勝議員。
- **〇8番(大田英勝議員)** 20ページの漁港管理費235万円について、修繕箇所等に ついて説明をお願いいたします。
- ○議長(沖野一雄議員) 裾分建設課長。
- ○建設課長(裾分望嗣君) お答えいたします。

修繕箇所の方はですね、茶花漁港に導灯があるのですが、陸側の方の導灯が民地の方に入っていて、そちらの方の誘導灯を移設しようとするので大体200万円を計上しています。あと漁港航路のところの赤とか緑の修繕で35万円を計上しています。

○議長(沖野一雄議員) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員 会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第75号、令和7年度与論町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、令和7年度与論町一般会計補正予算(第4号)は、 原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第76号 令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(沖野一雄議員) 日程第13、議案第76号「令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田畑克夫君) 議案第76号、令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算 (第2号)について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、国庫支出金地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 15万9000円を追加しています。

歳出の主なものとしまして、地域支援事業費一般介護予防事業費63万6000 円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4708万5000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第76号、令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第77号 与論町水道事業会計利益積立金の目的外使用について

○議長(沖野一雄議員) 日程第14、議案第77号「与論町水道事業会計利益積立金の目的外使用について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(田畑克夫君) 議案第77号、与論町水道事業会計利益積立金の目的外使用に ついて提案理由を申し上げます。

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第24条第2項の規定により、利益の有効性を図るため、利益積立金の目的外使用への議決を求めるものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第77号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員 会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第77号、与論町水道事業会計利益積立金の目的外使用について を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、与論町水道事業会計利益積立金の目的外使用については、可決されました。

日程第15 議案第78号 令和6年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について

○議長(沖野一雄議員) 日程第15、議案第78号「令和6年度与論町水道事業会計 未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田畑克夫君) 議案第78号、令和6年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定による未処 分利益剰余金の処分です。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第78号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員 会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第78号、令和6年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、令和6年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の 処分については、可決されました。

日程第16 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町 一般会計補正予算(第3号))

○議長(沖野一雄議員) 日程第16、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町一般会計補正予算(第3号))」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田畑克夫君) 承認第6号、専決処分の承認を求めること(令和7年度与論町 一般会計補正予算(第3号))について提案理由を申し上げます。

特殊病害虫防除に係る事業経費等を令和7年度与論町一般会計補正予算(第3号)として専決処分いたしました。

歳入におきましては、重点支援地方創生臨時交付金2000万円、奄美群島移動 規制害虫特別防除事業委託金1893万6000円、財政調整基金繰入金1079 万8000円を追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、物価高騰対策緊急支援給付金2000万円、特殊病害虫対策事業費1893万6000円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ4973万4000円を追加し、一般会計予算総額59 億5781万5000円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論 町一般会計補正予算(第3号))を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与 論町一般会計補正予算(第3号))は、承認されました。

ここで暫時休憩します。

	0
休憩	午前10時04分
再開	午前10時14分
	0

○議長(沖野一雄議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 認定第1号 令和6年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第2号 令和6年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入 歳出決算認定について

日程第19 認定第3号 令和6年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定につい で

日程第20 認定第4号 令和6年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて

日程第21 認定第5号 令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について

日程第22 認定第6号 令和6年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について 日程第23 認定第7号 令和6年度与論町下水道事業会計収入支出決算認定につい て

○議長(沖野一雄議員) 日程第17から日程第23までの議案については、委員会付 託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

日程第17、認定第1号「令和6年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(田畑克夫君) 認定第1号、令和6年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項 の規定により、令和6年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す るものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

日程第18、認定第2号「令和6年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定) 歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田畑克夫君) 認定第2号、令和6年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項 の規定により、令和6年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す るものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

日程第19、認定第3号「令和6年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(田畑克夫君) 認定第3号、令和6年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認 定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項 の規定により、令和6年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す るものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

日程第20、認定第4号「令和6年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定 について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田畑克夫君) 認定第4号、令和6年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項 の規定により、令和6年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す るものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

日程第21、認定第5号「令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(田畑克夫君) 認定第5号、令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項 の規定により、令和6年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す るものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

日程第22、認定第6号「令和6年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(田畑克夫君) 認定第6号、令和6年度与論町水道事業会計収入支出決算認定 について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和6年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議の上、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

日程第23、認定第7号「令和6年度与論町下水道事業会計収入支出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(田畑克夫君) 認定第7号、令和6年度与論町下水道事業会計収入支出決算認 定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和6年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議の上、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

日程第24 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長(沖野一雄議員) 日程第24、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題 とします。

お諮りします。認定第1号から認定第7号については、池田理恵議員、川内恵司議員、吉田勉議員、吉田剛議員、原栄徳議員、髙田豊繁議員、大田英勝議員、林敏治議員の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、池田理恵議員、川内恵司議員、吉田勉議員、吉田剛議員、原栄徳議員、髙田豊繁議員、大田英勝議員、林敏治議員の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

	0
休憩	午前10時24分
再開	午前10時24分
	0

○議長(沖野一雄議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に髙田豊繁議員、副委員長に原栄徳議員、以上のとおりですので報告を終わります。

○議長(沖野一雄議員) 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、9月17日本会議(一般質問)です。

午前9時まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

散会 午前10時25分

令和7年第3回与論町議会定例会

第 2 日

令和7年9月17日

令和7年第3回与論町議会定例会会議録 令和7年9月17日(水曜日)午前8時59分開議

- 1 議事日程(第2号)開会の宣告第1 一般質問
- 2 出席議員(10人)

1番 池 田 理 恵 議員 2番 川 内 恵 司 議員 3番 吉 勉 議員 4番 吉 議員 田 田 剛 5番 原 栄 徳 議員 6番 遠山 勝 也 議員 髙 豊 繁 議員 大 7番 田 8番 田 英 勝 議員 10番 沖 野 9番 林 敏 治 議員 一雄 議員

- 3 欠席議員(0人) 欠員(0人)
- 4 地方自治法第121条による出席者(20人)

町 長 田 畑 克 夫 君 副町 長 Щ 下 哲 博 君 育 中 義 君 野 君 教 長 山 和 総務企画課長 龍 勝 志 会計管理者兼会計課長 柳 田庫 呂 君 税務課長 守 君 坂 元 町民生活課長 こども未来課長 俊 樹 君 下 高 明 君 光 山 健康長寿課長 Щ 下 真 紀 君 産業課長 堀 田 哲 也 君 耕地課長 喜 村一 隆 君 商工観光課長 麓 誘市郎 君 建設課長 水道課長 裾 分 望 君 富 淳 君 嗣 永 環境課長 大 馬 福 徳 君 教育委員会事務局長兼学務課長 竹 村 栄 作 君 生涯学習課長 松 村 誠 司 君 与論こども園長 吉 田 朋 子 君 北 英 茶花こども園長 H 代 君 児童発達支援センター所長 池 田 いつみ 君

5 議会事務局職員出席者(2人)

事務局長林 健太郎君 書 記谷山智美君

○議長(沖野一雄議員) これから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(沖野一雄議員) 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番、遠山勝也議員。

- ○6番(遠山勝也議員) 6番、遠山勝也です。よろしくお願いいたします。おはようございます。令和7年第3回定例会で一般質問させていただく前に、去る7月と8月にあった令和6年度の上下水道特別決算審査、それから一般会計、特別会計決算審査では、所管の課長以下、担当職員には、私、監査の立場から言わせてもらっていますが、何度も立ち会って説明いただき、監査がスムーズに行われましたことに大きく感謝したいと思います。ありがとうございました。これも監査の立場からですが、本町においては、令和6年度についての予算は計画的に執行され、事業は適正に運営されており、その実績は、本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営させねばならないとの基本原則に則っていると判断しました。そして今回、水道関係で質問をさせていただくに当たって、意見書の結びで、昨年策定された与論町アセットマネジメントを踏まえて、水道料金の見直しや老朽管路の更新などについて、効率的な取り組みに向けた努力を求めたいとして、決算審査特別委員会に監査の方から上げたところですが、昨今の全国的な上下水道配水管の経年劣化のニュースや事故のニュースに触発されたためだと思いますが、町民から本町の浄水場や老朽配水管の更新時期についての懸念の声があって、今回の質問となりました。
 - 1 与論町の水道インフラの課題とその解決に向けた取組みについて
 - (1) 2024年1月1日の能登半島地震では水道供給がストップすると、普 段通りの生活ができないことが証明され、水道供給は住民生活にとって最 重要であることを再認識させられた。そこで、喫緊で対処すべき水道の課 題として、次の2点について、見解を伺います。
 - 1. 災害時に備えたスタッフの対応力の養成や、島内全体での仕組みづくり
 - 2. 浄水場や送配水管等の水道関連施設の耐震化、塩害対策
 - 2 老朽化した浄水場の更新計画と硬度低減化施設建設について
 - (1) 古里浄水場は2001年から稼働し更新基準年を迎えようとしているが 更新計画とそれにあわせた硬度低減化施設建設について見解を伺います。

以上、お願いします。

- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- **〇町長(田畑克夫君)** 改めましておはようございます。 9月の定例議会一般質問よろ しくお願いいたします。

遠山勝也議員の質問事項1の要旨1についてお答えをいたします。

災害時の対応については、地域防災計画に定めているところですが、応急給水、 応急復旧については、基本的な事項のみを記載しており、具体的な作業手順や島内 全体での仕組みづくりなどについては定めていないため、別途、危機管理対策マ ニュアルを策定し対応したいと考えています。

災害時の応急給水、応急復旧を円滑に行うために、早期に策定を進めてまいります。

施設の耐震化については、本町の水道施設14施設のうち、耐震化されているのは1施設のみであり、また、管路の耐震化率は20.6%であり、耐震化が遅れています。

今後の施設更新時に耐震基準を満たした施設を建設し、管路についても耐震管及 び耐震適合管の布設を進めることで対応を進めてまいります。

また、塩害対策としては、ステンレス、FRP等の塩害に強い素材を使用することや、さび止めのための塗装を行うことにより対応を進めてまいります。

質問事項2、要旨1についてお答えいたします。

古里浄水場は、2001年度(平成13年度)の供用開始から24年が経過し老 朽化が進んでいるため、早期に更新する必要があると認識しています。

しかし、本町の浄水場更新において活用予定の国庫補助事業の採択基準では、施設整備後30年以上経過した施設を交付対象と定めているため、当該補助事業を活用した浄水場更新は、最短でも2031年度(令和13年度)以降の実施となる見込みです。

現在、国に対し採択基準緩和の要望を継続して行っているところですが、まずは 配水池や管路の更新を先に進める方針で更新計画の策定を進めています。

また、硬度低減化施設の建設につきましては、現在本町の水道水の硬度は210から230ミリグラムパーリットル程度ですが、更新後の浄水場では、100ミリグラムパーリットル程度まで硬度を低減化できる施設を建設したいと考えており、計画を進めています。

- ○議長(沖野一雄議員) 6番、遠山勝也議員。
- ○6番(遠山勝也議員) ありがとうございます。危機管理対策マニュアルを策定し対応したいということですので、それに沿って少しアドバイスがありましたので述べ

てみたいと思います。この施設管理に必要な対策マニュアルを作成する上で、そこ に必要な国家資格の取得者、例えば第一種電気工事士や第三種電気主任技術者とい う国家資格を持っている人たちが必要だというふうに聞いているのですが、その人 たちの定住化促進というのも、1つの方法ではないかというふうに考えています。 その際に、これは総務省から地方再生制度として令和2年6月に創設された特定地 域づくり事業協同組合制度という制度の活用も可能ではないかというふうに聞きま した。その組合制度の中身なのですが、人口が急激に減った地域においては、中小 企業等協同組合法に基づく事業協同組合が特定地域づくり事業を行う場合につい て、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働派遣事業 許可ではなく、無期雇用職員というふうに限定はありますが、届出で実施すること を可能とするとともに、組合運営について財政支援を受けることができるようにす るというふうに制度が出ています。本制度を利用することで、安定的な雇用環境と 一定の給与水準を確保した職場をつくり出し、地域内外の若者を呼び込むことがで き、地域事業者の事業の維持拡大を推進することができるというふうに考えます。 また、施工業者は県内に10年以上の拠点を持ち、水道分野技術経験者を常駐させ る業者を選定する必要があるというふうに聞いています。県外業者の場合は、施工 後の遠距離経費も重く、災害時の迅速対応や昨今の技術者不足もあり、水道専門以 外は水道経験技術者のやりくりに苦労しているというふうに言われています。令和 7年8月1日現在のこの同制度の一覧表から、本町もヨロンまちづくり協同組合 で、これは正確な数字かどうかわかりませんけど、760万円の支援を受けていま すが、これを例えば国家資格所有者の定住化促進に活用できないかどうか伺いたい と思います。これについては、組合員の意見調整が難しいことだとか、設立運営に 時間とコストがかかる、また無期雇用職員の解雇が原則できないということなどの デメリットがあるというふうに言われていますが、繰り返しますが、国家資格者の 定住化促進にこの制度が活用できないかどうか伺います。お願いします。

〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。

○町長(田畑克夫君) 遠山勝也議員ありがとうございます。お答えしたいというところなのですが、私はそんな専門的にこの今勉強不足で、今おっしゃったのは、国家資格を持っている方を特別に定住、採用するということでよろしいですか。あと何か総務省の関係で特定地域づくり事業を活用してというところで、質問事項で水道のインフラの課題というところで、スタッフの対応力とか養成の部分で、水道課のスタッフがこれだけの災害時になったときに対応ができているかというと、今のところはちょっとできていますというのが言いづらいみたいなところもあったりして、こういう対策ができてないので、早急に危機管理対策マニュアルを作成したい

というところですが、またちょっと詳しいところで今聞いたところですので、そこのところはまた後で対応してまいりたいと思っています。何か今すぐ即答でこうお答えすることができなくて、大変申しわけないのですが、与論町で行われているヨロンまちづくり協同組合のところの活用ができるのかもあわせて、ちょっと検討してみたいと思っています。

- 〇議長(沖野一雄議員) 6番、遠山勝也議員。
- ○6番(遠山勝也議員) ありがとうございます。私もそのインターネットで調べた情報なので、どこまで与論町がそれに対してうまく対応できるかどうかというのは、私もちょっと何とも言えないところではありますが、一応そういう制度があるということで、これについては言わせていただきました。

それから、施設の耐震化についてなのですが、現在20.6%ということなのですが、例えばここで、今与論町がどういうふうな管理のマニュアルを持っているかというのは、私もよくはわからないので、アドバイスとして申し上げるところではありますが、道路確認から座標点でのデータを図面でデータ化することによって、災害時管路のトラブル箇所を職員がデータで誰でも容易に確認可能な管路マッピング事業の推進というのも考えられるのではないかと思います。また今ここにありましたように、ステンレス、FRP等の塩害に強い素材の使用ということなのですが、PE管は高密度ポリエチレンを原料とする衝撃に強く、可とう性があるので、地震による地層のずれや地盤沈下によって屈曲するなどの災害時でも破損しにくいという管もあるようですので、またこういうのを使っていただいて対応していただければなというふうに思います。

次に移ります。老朽化した浄水場の更新計画についてです。おっしゃるように、現施設は平成13年度、2001年度の供用開始から24年が経過しています。今の施設というのが、建設当時、硬度低減化補助金制度がなく、海水淡水化の補助金を活用して水質基準範囲内の硬度を満たす水質改善目的で建設されているようで、硬度を100ミリグラム以下に低減化するには、能力不足というふうに聞いています。調べてみたのですが、今の与論島の水道水の硬度は200から230ミリの間ということですので、世界保健機構によると硬水に該当し、カルシウム、マグネシウム等が高く、日常生活に支障が生じる恐れがありますというふうに言われます。ちなみに、この硬度の日本全国平均が48.9で、隣町の沖縄では、200ミリを超えるところが本土に1カ所あるが、あとは全部100ミリ以下でした。また電気装置、透析装置に使われている膜の供給が、国内1社となり、いつ膜の供給が止まるか非常に心配されるところでもあります。そこで、今ここにありましたように、30年以上経過した施設を交付対象と定めているためということで私も承知してい

ますが、このまま30年を待っていれば、30年後にその補助金制度が今は2分の1ということで、隣町の知名町ではその施設の建設を進めており、令和9年度の供用開始を目指しているということを聞いています。知名町の地下水も与論同様、石灰成分を多く含み、水道機器の機能低下、各家庭での軟水や飲料水購入による経済的負担が課題となっていました。そこで硬度低減化に向けて浄水場を高台に統合し、新たな浄水場にEDR法で硬度低減化施設を整備。硬度100ミリ以下の水を供給し、各家庭の飲料水の購入費用など1億数千万円が町に残り、町の経済状況を潤していくというふうに、知名町は目指しているようです。30年後まで何もしなかったら、硬度低減化の2分の1補助金は3分の1になり、若しくは4分の1になり、一般会計出資債も利用できなくなるというふうに懸念をしているところです。早急に施設建設に向けた検討委員会を立ち上げ、実施計画をつくり、変更認可の準備とあわせて、例えば、町民アンケートを実施するのと料金改定などの工程表を作成する必要があると浄水場に関しては思いますが、町長の見解を伺います。

〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。

○町長(田畑克夫君) 遠山勝也議員、御質問ありがとうございます。質問事項の2の 要旨1で、確かに24年が経過し、国のそういう規定では活用予定の国庫補助事業 の当該補助事業ではもう30年を経過しないと事業が行えないというところに、 ちょっとやはりハードルがあるように私も感じていて、実は、今井町長も今の知名 町の施設を進める前に、去年からですね、喜界島と与論島と沖永良部島は、奄美大 島の中でもいわゆるサンゴ礁が隆起した島で、石灰岩質で、国が定めるその本土の ところの30年には、当然あわないのではないかという御意見もあったりして、で も国が定めている年数がまた30年にして、特別にその3つの地域だけ認めてもら えるかというと、今、要望とかそういう声は出しているのですけど、じゃあ特別に 国が5年短縮して、喜界島と沖永良部島と与論島はもう25年でいいですよみたい な回答は得られてないところで。とはいっても、能登半島とか質問事項であったよ うに、災害はいつ起こるかわかりませんので、そういったところは地域性の特異性 も進めながら、遠山勝也議員がおっしゃった町民アンケートを採りながら、やはり 新しい浄水場の建設に向けての準備委員会は立ち上げて進めていく。30年として もその6年の間に進めて、なるべく前倒しで浄水場の建設ができるような対策は 取っていければなと今、質問事項で思いました。

〇議長(沖野一雄議員) 6番、遠山勝也議員。

○6番(遠山勝也議員) そうですね。この補助事業というのがですね、今町長がおっしゃられたように、喜界島と沖永良部と与論と地下水を汲み上げて浄水場通して使用しているこの3島に関しての硬度低減化事業なので、この喜界町と沖永良部島が

すでに着手しているのに、与論島が今現在何も行動を起こさないでいたら、この事業に漏れるのではないかという心配をする方がいまして、こういう質問してるところなのですが、30年を待っての行動になると、もうそこからまた5、6年経つわけですから、例えば工程表をつくるなりにして、与論町の姿勢を、県や国に向けての行動を示していくべきじゃないかという声があって、3町のためということらしいので、もったいないなという気持ちもあるようで、こういう質問になったところです。もう一度お願いします。

- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- ○町長(田畑克夫君) 遠山勝也議員ありがとうございます。議員のおっしゃるとおり、先ほども言いましたけど30年の使用を待つということではなくて、行動を先に起こして待たなくてもいいような、工程表とかそういうのを見直して、先ほどの危機管理対策マニュアルもあわせて、新しい硬度低減化施設が早急にできますように進めてまいりたいと思います。また御指導の方をよろしくお願いいたします。
- 〇議長(沖野一雄議員) 6番、遠山勝也議員。
- ○6番(遠山勝也議員) ありがとうございます。私も水道関係は今回初めての勉強でしたので、要領を得ない質問で大変申しわけなかったのですけど、これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。
- 〇議長(沖野一雄議員) 6番、遠山勝也議員の一般質問を終わります。次は、9番、林敏治議員に発言を許します。9番、林敏治議員。
- **〇9番(林 敏治議員)** おはようございます。それでは第3回議会定例会一般質問を いたします。
 - 1 子育て住宅の整備について
 - (1) 今年、那間小学校は、校舎の老朽化が進み、一時使用校舎を建設する予定であるが、児童生徒は62人と減少傾向にある。那間小学校の存続を心配し、那間校区に公営住宅の建設等、定住化への取り組みを行うよう住民の声があるが、今後計画的に対策を講じる考えはないか。
 - 2 大規模災害に備えた施設の活用について
 - (1) 現在、防災センターは自衛隊の訓練活動時の宿舎となっている。今後大規模災害に備えた作戦指令室、備蓄保管庫を設け、危機管理体制の強化を図り、防災拠点として機能を発揮できるよう整備する考えはないか。
 - (2) 旧清掃センターの跡地を利用して、救急医療の搬送や物資輸送などの多 用途ヘリポートを整備する考えはないか。
 - 3 離島医療支援活動について

- (1) 沖縄北部地域と連携し、沖縄北部広域市町村圏事務組合に負担金を拠出して「北部地域救急救助へリ運航事業」のヘリ運航圏域の対象に加えてもらえるよう関係機関等に強く要請していく考えはないか。
- 4 魅力ある観光地の受け入れ体制強化
 - (1) 本町が魅力ある観光地であるためには、旅行客を温かく迎え入れ、行政や観光関連業者が中心となり、アロハシャツやかりゆしウェアの着用で統一感のある受け入れ体制の構築を図ることや、パナウル王国のゆるキャラを作成し、観光地としてのイメージを盛り上げていくことが必要と考えるが、そのような考えはないか。

以上、お伺いいたします。

- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- ○町長(田畑克夫君) ありがとうございます。林敏治議員の質問事項の1、要旨1についてお答えいたします。

令和7年8月現在で公営住宅は29棟129戸あり、那間校区に関しましては増 木名住宅5棟16戸(子育て世帯に特化した住宅)・瀬良座住宅3棟15戸・叶住 宅4棟8戸合計12棟39戸を管理しています。

今後の本町における施設更新などの大型事業の実施により予算確保が困難になる ことを踏まえ、今年度から与論町営住宅等整備基金を活用した住宅建設を行ってい ます。令和7年度に朝戸住宅基本・実施設計を発注し、令和8年度から住宅整備を 行う予定としています。

与論町公営住宅等長寿命化計画においては、現在のところ那間校区は新規の住宅整備事業を計画しておりませんが、いろいろな事情等を考慮しつつ、検討を行ってまいります。

質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

現在の防災センターは、各種研修会、公民館教室、台風時の避難所、ヨロンマラソンや自衛隊の活動時の宿泊施設などさまざまな用途に使用しているところです。

現防災センターは、平成24年に旧役場庁舎前の県道拡幅事業に伴い、当時の役場前から高台にある現在地(標高37メートル)に移転・整備されました。当時、旧役場庁舎が海岸端にあったため、津波等の災害時には現防災センターへの災害対策本部設置も想定されておりましたが、令和元年には役場庁舎も標高32メートルの現在地に移転し、津波等の災害時にも災害対策本部機能を担える庁舎になっています。

しかしながら、本庁舎が地震等で使用困難となった場合や、大規模災害が発生し 本庁舎では十分な対策本部のスペース確保が困難な場合などの代替場所について、 平時のうちから準備しておくことが大切だと考えており、現防災センターの活用も 含め検討してまいります。

また、災害備蓄につきましては、備蓄品の適切な保存環境の確保が重要となりますので、現防災センターへの備蓄保管庫の設置や新たな備蓄拠点の整備についても、今後検討を行ってまいります。

質問事項2の要旨2についてお答えいたします。

旧清掃センター跡地を利用したヘリポート整備については、与論徳洲会病院の移転計画や津波等で与論空港へのアクセスが困難になった場合などを想定し、高台にヘリポートを整備する必要性があるとの考えから、候補地の1つとして検討を進めてきているところです。

旧清掃センター跡地へのヘリポート整備については、専門家の御助言もいただく中、いくつかの課題が見えてきています。ヘリの進入路等について、南東側のルートは障害物があるため離着陸が困難であること、離着陸帯の面積にもう少し余裕が欲しいこと、救急車や消防自動車等の待機場所を検討する必要があること、砂美地来館への風圧や飛散物防止対策が必要なことなどの課題が上がっています。

現在、本町の消防・防災へリ飛行場外離着陸場には、総合グランドが指定されていますが、ヘリコプターの離着陸時に巻き上げられる大量の砂ぼこりが大きな課題となっています。

今後とも、総合グランドのヘリポートとしての環境改善もあわせて、ヘリポート 整備について検討を継続してまいります。

質問事項3の要旨1についてお答えいたします。

御質問の要旨中にある「北部地域救急救助へリ運航事業」の運営業務委託を担っているNPO法人メッシュ・サポートによりますと、当該事業を運営するへりは、北部地域に救命救急センター指定病院がないことから沖縄県ドクターへリの代替として実施されているものであり、帰島搬送は行っていないこと、また長距離の洋上飛行はできず、活動範囲も名護市の基地から半径50キロメートルに限定されていることから、本町は運航範囲の対象外であることを確認しています。

また、この救急救助へリ事業は沖縄県北部地域を対象としたものであり、年間総事業費の約8割に当たる1億2000万円が国の北部振興事業により賄われています。そのため、鹿児島県に属する本町が、沖縄北部広域市町村圏事務組合の対象に加わることは困難であると認識しています。

本町としましては、引き続き鹿児島県や沖縄県をはじめ、関係機関との連携のもと、ドクターへリや自衛隊・海上保安庁、メッシュ飛行機等を含め、町民の救急搬送体制が確保されるよう、総合的に取り組んでまいります。

質問事項4の要旨1についてお答えいたします。

現在、役場におきましては部署ごとのオリジナルポロシャツ等を中心に着用している状況ですが、かりゆしウェア等の統一した服装を取り入れることは、観光地らしい統一感やおもてなしの演出につながる可能性があると考えています。

一方で、役場業務は観光客との直接的な接触が少なく、また観光部署であっても 屋外での作業に従事する機会も多いことから、全庁的に一律の着用を義務付けるこ とは難しいと認識しています。したがって、まずはイベント時や来庁者対応など、 状況に応じて柔軟に統一感のある服装を取り入れることが現実的であると考えてい ます。

また、観光客と直接接する機会の多い観光協会においては、統一したかりゆしウェア等の導入を検討されていると承知しています。観光の最前線で活躍される観光協会や観光事業者が主体となって取り組むことは大変有効であると考えており、町としてもその動きを支援してまいりたいと存じます。

また、ゆるキャラの導入につきましては、全国的に多数存在する中で新たに制作する場合には後発感が否めず、効果や費用対効果の面からも慎重な検討が必要であると考えています。

一方で、与論町にはすでに「かりゆし」というオリジナルキャラクターがあり、 これを活用してプロモーションやイベントでの露出を増やすことは現実的かつ効果 的であると考えています。

今後は、観光協会とも連携しながら、その活用方法について検討を進めてまいります。

〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。

○9番(林 敏治議員) それでは少し掘り下げて、突っ込んで追加質問させていただきます。まず子育て住宅の整備についてですが、那間小学校の周辺には増木名住宅、瀬良座住宅、また叶町営住宅があるものの、若者世帯等が新規入居できる余地がないと思われます。近年、郡内の調査においては、従来型の公営住宅整備に加え、PFIやPP等の公民連携住宅の整備とともに、新規住宅建設者に補助金の助成を行っている町村もあり、各町村独自に地域の活性化対策や若者定住化促進のための住宅政策が推進されています。例としては、大和村のようです。これにつきましては、令和5年10月17日に、那間自治公民館長、古里自治公民館長、叶自治公民館長から那間小学校の児童数減少対策及び地域の活性化対策としての公民連携住宅整備の早期推進に関する要望書が提出されています。特に古里集落には、公営・町営住宅はありません。是非、検討していただきたいという思いです。これにつきまして、町長、どのような認識をされているかお伺いいたします。

- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- ○町長(田畑克夫君) 林敏治議員ありがとうございます。建設課から上がってきてい る与論町公営住宅管理棟数の茶花校区、与論校区、那間校区の数字を見てみます と、茶花校区の棟数でいうと10棟で、戸数でいうと64戸になっています。与論 校区は棟数でいうと7棟で、戸数でいうと26戸。那間校区は棟数でいうと15棟 で、戸数でいうと39戸で、先ほど言ったように、令和7年度に朝戸住宅基本・実 施設計を発注し、令和8年度から、朝戸の方にまだ住宅が足りないということで、 町としてのバランスとしては建設課の方では住宅整備を行う予定としているという 答弁をいたしましたが、確かに小学校、古里集落、那間集落、叶集落から、やはり 那間小学校の存続、維持を求める声としては、当然町長としては受け止めないとい けない。もし、そういうバランス的な与論町のその与論校区とか茶花校区とか、那 間校区の何棟、何戸のバランス的な感覚だけでなく、児童が減少していれば、そう いう要望があれば、そこは町としても答えていかないといけないという気持ちはあ ります。でも、場所とかそういう提供、そういう場所とかあるのか、まずはそうい うところが提供できるのか。そういうところもまた必要だと思います。基本的には 令和8年度の4月から那間小学校に関しましては、今年度に6年間使用できる校舎 を建設する予定ですので、しばらくの間は那間小学校がすぐその統合とか廃校と か、それに向かうことにはなりません。でもこの間に、実際に増木名にしても子育 て中心に、そして子育てが終わった世帯というのはもう退去して、新しくまた児童 生徒がいる子供たちが入るという住宅になっていると思いますので、新たに、今そ れ以外に児童の存続が本当に必要であるというのであれば、検討してまいりたいと 思っています。
- 〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。
- ○9番(林 敏治議員) 町長はですね、少子化、子育て支援を柱に挙げて、重点事項として取り上げていますが、その人口減少に伴い、子供をいかに増やすかということをおっしゃられていますが、その手立てはどのようにお考えであるか。そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。
- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- ○町長(田畑克夫君) 林敏治議員の今の御質問にお答えします。確かにですね、今、 出生を見ると、令和4年度で30人で、令和5年、令和6年が20人台になって、 予想では令和7年が30人切るのではないかというところで、出生に関してはなか なか厳しい状況です。それを補うには、やはり子育て世帯の移住を求めないと。移 住に関してはおっしゃるように、その移ってくるいわゆる住宅が問題。今のとこ ろ、やはり警察官も中心ですね、だから住宅整備で全部それを賄っていくという

と、財政もあったり、将来的に町の公営住宅でそれを賄っていくという政策をいつまで続けていくかという観点からも、いろいろな意見がございますので、そこは総合的に検討しているところです。また、地域によって今空き家住宅とか、住まいる事業とかも導入して、空き家対策を何とかリフォームして、今現在ある物件を有効利用しているところです。そこがスピード的に遅い感は、私自身も否めないと思います。ばあっとこうPFIというのですか、何か制度でも使って住宅をさっと整備すればいいという考え方の御意見もありますが、そこに至るにはそこの導入にはなかなかハードルの高い厳しい点とかありまして、また場内でもそういう政策を取っていくのかというところの御意見も、またそれでいこうというそういう意見とかとも大きい意見ではないので、そこらあたりも総合的に考えて進めてまいりたいと思います。

〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。

○9番(林 敏治議員) やはり子供の減少を止めることはできませんが、那間小学校の児童生徒が、もう90人からもう本当に60人になりましてね。非常に心配している住民がたくさんいるのですよ。そういった声が多いものですから、またいろいろな役員の方々からもいろいろな意見が出ています。そういったことを考えると、やはり新しくつくっていただいたこども未来課というのがありましてね。その課長もこの間の決算委員会で、これはもう最初に住宅が必要じゃないかというような御意見もいただいています。そういったことで、ひとつこども未来課の課長、ちょっとしたあなたのお考えをお聞きしたいと思います。

〇議長(沖野一雄議員) 光こども未来課長。

○こども未来課長(光 俊樹君) 林議員御質問ありがとうございます。決算審査の方でですね、ちょっと熱くなって、わざわざ住宅が必要なんだまで発言してしまったところで、ちょっと大変恐縮なのですけど。先ほどですね、町長が申し上げたとおり、いろいろな方法があると思っています。決算審査のときに申し上げた今後のこども未来課の色というか、今後やっていきたいところでは、少子化対策でその次に3つ話を挙げましたけど、0歳児から6歳児までの100カ月という形の保護者とか子供たちを守っていけるような何か施策をつくりたいというところと、保育環境、そういったところの改善をしたいというところで話をさせていただきました。現実的な話を申し上げますと、与論町の財政状況からすると、今後新しい公共施設とか公営住宅とか、そういったのを建設していくというのは、非常に私の方では難しいかなというふうに考えておりまして、それ以外の方策で、何かしら対策を少子化対策としてやってまいりたいというふうなところで私の方は動いています。そこについて、また執行部の方に話をしていませんので、ここで大きなことを言うとま

た何かありますので、大きなことは申し上げられませんが、今ある資源とか、資材というか、また空き家とか、そういったところで使えるもの、また公営施設とかも含めて、その少子化対策になるような、住宅につながるような方策を一緒に考えて、もちろん、与論町の役場だけではなくてですね、皆さんとお力添えいただき、一緒にプロジェクトでやってまいりたいというふうな考えを今持っています。以上です。

- 〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。
- ○9番(林 敏治議員) 住宅政策として、またその建設をするということですが、これは建設課長にもちょっとお伺いしたいと思います。そのいろいろな補助金の問題やら、PFIあるいはPPPの方式で何とか住宅を建設できないかということですので、是非前向きな回答をお願いします。
- ○議長(沖野一雄議員) 裾分建設課長。
- **〇建設課長(裾分望嗣君)** いつもありがとうございます。本当、与論町はですね、令 和5年の7月に官民連携可能性調査というのを策定いたしました。その中で、林議 員がおっしゃるPFI法に則った住宅というのは、まず困難であろうということが 示されています。その中で、一応デザインビルとPFI法借上公営住宅、それとあ とリース方式、大和村の方は大体このリース方式の方と認識しています。一番現実 的なのはこのリース方式かなと思っています。その中で、メリットとして建設費の コストダウンが可能になるとか、多様な契約形態、入居者受け入れの柔軟な対応が 多様になる。あと事業費の平準化、要は10年、20年で返していくというので、 毎年いくらの支出があるという平準化があります。また、デメリットとして要求水 準書の作成等が必要で、まず事業化に持っていくためのマンパワーの方にちょっと 委託料とかが発生してくるのではないかと思われます。あと、留意点としてZEH 基準への対応で、事業化建設には建設コストについて再検討が必要であると思われ ます。また、今公営住宅法で建設をしていくと、今日も現場視察のときも言ったの ですが、どうしてもそのZEH基準というものがありまして、国の法律で太陽光を 付けなさい、蓄電池を付けなさいという話で、今、矢口の方が経費入れて、大体1 000万円近くになっています。また、現場説明の中でも申したとおりに、結局そ の使い道というのは、浄化槽のブロアーの電源であったり、要は共用部分の電源に しか使えない、また売電はできないということで、やはり公営住宅法での整備とい うのはちょっと難しいのであろうと思っています。そしてまた、今度またいろいろ な大型プロジェクトが与論町の方にもいっぱいありますので、そういうのを見る と、答弁書にも書かせていただいたように、どうしても予算のあれが困難になると 思っています。なので、基金の剰余金を積み立てて、朝戸の方で基金があるところ

で整備していくのが最適じゃないかなと思っています。昨日も居住支援協議会というのがありまして、その中でもどうしても空き家を活用していこう、そして福祉の方と連携をして、もしかしたら将来空き家になるであろうというようなそういう家もいろいろピックアップしながら、いろいろなところにアンテナを巡らして、それに対してまた与論町で今やっている転貸借事業、それと民間の方でやっている住まいるプロジェクト、そういう空き家対策の方にお金をシフトして、また古里の方にでもそういう家があれば、紹介していただければ幸いかなと思っています。以上です。

〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。

○9番(林 敏治議員) 空き家対策も大事だと思いますが、そんなに空き家はないですよね。もう早く納骨堂からつくっていただいて、早く先祖の神様をそちらの方にやはりまつるということで、そしたら空き家がいっぱい増えると思います。そういうことも関連していますので、私は空き家がそんなにあるとは思いませんので、できれば集合住宅、何世帯か入るような住宅をつくっていただきたい。特に古里集落には何もありませんので、是非古里集落を検討して計画してください。来年、再来年から朝戸住宅でしょう、そしてその次は東区、次は古里ですよ。そして、用地も我々集落みんなまた是非考えて皆さんに提案します。そういうことで是非今後、検討していただくように強く要望いたします。

次、いきます。大規模災害に備えた施設の活用です。防災センターにつきまして は自衛隊の活動拠点となっておりまして、自衛隊の訓練する場所として活用されて います。万が一、台湾有事が起こった場合には、沖縄県や与論まで影響を及ぼす恐 れがあります。島民避難は喫緊の課題です。島外に避難するには、民間の飛行機、 ヘリや海上自衛隊の輸送船、護衛艦、航空陸上自衛隊などの輸送機C−1、C− 2、CHの大型輸送ヘリコプターやオスプレイなどで搬送されることが想定できま す。このように離島防衛のためには、防災センターの施設やヘリポートなど整備を していかなければならないと考えています。また、その防災備蓄倉庫は、非常用飲 料や応急救助物資など、災害時において近隣住民や従業員向けの救助等においての 必要な備品等を保管していくための施設であり、近年では市町村や自治体が設置し ているほか、企業が設置しているところもあります。今現在、備蓄倉庫としては、 奄美警備隊の方々が小さなコンテナを防災センターの東側に設置してあります。し かし、そこを見ますと、草が生い茂って、草むらの中に小さな備蓄倉庫が置いてあ りますので、大変私は管理もしたいなと思いながら、防災センターの辺りを見て 回ったところです。そういうことで、町長はそういったことをどういうふうに認識 されているのかお伺いします。

- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- 〇町長(田畑克夫君) 林敏治議員の御質問ありがとうございます。大変、私も防災セ ンターにあの警備隊のコンテナが置いてあるのは知っていますが、なかなかその日 程、状況をまだ見ていなかったので御指摘ありがとうございます。改めまして防災 センターの中にどれだけの規模を想定して、備蓄品を整備されないといけないとい うところは、今総務企画課中心に検討しているところです。さっきおっしゃった有 事の際はですね、台湾有事のことをおっしゃっていると思いますけど、国・県の指 示なのでどのぐらいの規模で、どういう感じになるのか。国からそういうあれがな い限りは、町でどうのこうのというのは、私の立場ではなかなか言いづらいのかな と思ったりしています。大きな南海トラフ等が確実に近年もうあるという想定で動 いていますので、そこに関しては最低でも72時間とよく言われますので、一番大 事な水とか食料、何百人、何千人規模を対象にするのか、そこら辺も含めた防災セ ンターだけでは収まらない、またそういう備蓄品に関しては、管理、確保などのこ ういろいろな方法を考えないと、今の防災センターの中に72時間分のあれがその まま押さえきれるかというと、スペース的にどうなのかなというところもあったり してですね。そこはここの代替場所についても平時のうちから準備しておくのが大 切だというお答えしたとおり、そういう場所もどういう方法でコンテナで管理がで きるのか、検討してまいりたいと思っています。
- 〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。
- ○9番(林 敏治議員) あの防災センターの活用というのは、とにかく災害に備えているいろな整備をするというのが一番重要ではないかと思います。特にその備蓄倉庫については、もちろん小さいスペースですが、奄美警備隊がわざわざ小さなコンテナを持ってきて、そこに設置してあるのですが、何が入っているか確認したことがありますか、町長。
- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- ○町長(田畑克夫君) いえ、中身については確認しておりません。前に、ハセガワタケシ隊長からは隊員20人分の何日間の食料というか、動ける範囲の量を確保してもらうために、そのコンテナを置かせてくれないかというのを聞いています。中身に関して確認して行ったわけでありません。
- ○議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。
- **〇9番(林 敏治議員)** それは隊員のための備蓄ですよね。私が言いたいのは、町民のためですね、町民のため。町民のためにどのような備蓄をどのようにして、保管庫をつくって、シェルターをつくってもいいんだけど、とにかくそういった万が一のことを考えて、今質問しているのですが、どうですか。

- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- ○町長(田畑克夫君) ありがとうございます。先ほど林敏治議員から質問があったその備蓄倉庫、私も隊員のためではなくて、もちろん町民がさっき言った72時間、3日間、よく災害起こったときには3日間の時間、24×3日間、72時間をどうあれするかというところが一番生命線のあれということなので、また全町民を対象にするのか、またその3日間、72時間に対処し得る町民、島民の方を対象とするのか。そこら辺の議論も改めてしながら、量を積算するには何人を対象というのもあります。さっき時間のほうは72時間ということでお答えしますけど、また何人を対象とするのか、それによって1,000人なのか、500人なのか、2,000人なのか、そういう量でそのスペースの倉庫とか、またどういう方法でというのはこれからの課題なので、場所等も含めて、これから検討してまいりたいと思っています。以上です。
- 〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。
- ○9番(林 敏治議員) 防災センターの周辺は、やはり防災の拠点となるわけですので、是非今後ですね、答弁にもありますように、いろいろなところのスペースも考えながら、今後代替をするところをひとつ検討していくということですので、是非これを検討していただきたいと思います。総務企画課長、ひとつ御意見をお願いします。
- ○議長(沖野一雄議員) 龍野総務企画課長。
- ○総務企画課長(龍野勝志君) お答えいたします。ありがとうございます。

防災センターの活用については、本当にいろいろな自衛隊が応援にいらっしゃったときに、その詰め所として活用するケースが十分に想定されるのですが、そういったときにその通信設備のインターネットとか、そういったことの環境整備とか、いろいろこれからその施設を改修して準備していくことが大事かなというふうにも思っています。それから、備蓄につきましても、どういった災害を想定して備蓄を計画するかというところも非常に重要になってきますが、やはりこれまで与論町が経験したことのない大きな地震、津波、そういったことで茶花市街地とかそういったところが大きく被災したというところで、1,000人から2,000人ぐらいの被災者が出るというようなときに、先ほど町長からもありましたように、72時間、3日間、全国から自衛隊とかいろいろなところから応援物資が届くまでの間、どうやって持ちこたえるかというようなことを想定してですね、ある程度、やはり食料品だとか、いろいろな寝具類、医薬品、そういったものをいろいろ考えながらですね、備蓄をまた平時から準備していくことが大事かなというふうに思っています。これまで食料品とかの備蓄がなかなか進まずに、その管理の仕方について

も、まだ全然経験がないところですので、いろいろ賞味期限、そういったものをどうやってまたうまく管理しながら、賞味期限が切れたものをどうやって処理していくか、そういったところも含めながら平時からその備蓄に関しても考えていけたらなというふうに考えています。いずれにしましても、防災センターは非常に高台にありまして、砂美地来館の避難所の近くでもありますので、防災拠点ということにはなりますので、その辺もまた含めてこれから防災センター価値を高めていくようなことも検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

- 〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。
- **〇9番(林 敏治議員)** それでは、ひとつ総務企画課長が中心になって、今後もまた 検討を進めていただきたいと思います。

それでは2点目、次にいきます。ヘリポートの設置についてです。これにつきま しては、令和5年の3月議会定例会で質問をいたしました。そのときの答弁が、専 門家の情報を収集して検討していくという答弁でありました。ヘリポートの設置 は、航空法並びに施行規則、細かく示されており、航空局への許可があればヘリ ポートを設置することができるようです。ヘリポートの種類は、国土交通省が12 カ所に施設を設置している公共用ヘリポートと、特定のヘリコプターの離発着を目 的に消防や警察などが設置している非公共用ヘリポートがあるようです。また、空 港、いわゆるその他の飛行場以外の航空機は、飛行場外離着陸場などがあるという ことです。大体ヘリポートの広さは、原則として縦が20メーター、横が20メー ター以上あり、周りには障害物がなく平らな場所であれば望ましいというふうに なっています。私は、旧清掃センターを何とか活用できないかということに行き着 いたところが、いろいろな施設をつくる、あるいは避難場所としての駐車場をつく ると、考え方はいろいろありますが、向こうの入り口辺りから、東側には大きな敷 地もあるようです。当初、ここは恐らく給食センターをつくったり、あるいはまた こども園をつくるという話も聞いておりました。そのことを考えて、町長はまだ何 か進めていないということもあるのですが、向こう辺りに全体的に整備をして、向 こうの清掃センターを撤去する。いわゆる近隣のヘリポートを整備するということ になれば、これは補助金が出るのですよ。だから、そういったことも考えてです ね、そのヘリポートをつくるために、やはりそこを全部撤去してやるということも 是非ひとつ考えていただきたいと思って、私は質問したわけです。町長、それにつ いていかがですか。

- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- **〇町長(田畑克夫君)** 林敏治議員の今の質問ありがとうございます。基本的に私も町 長になってから、今おっしゃった予定地、統一のこども園をするときにも、あの敷

地が一番候補、また今年給食センターの建設も進めている検討委員会でも、第1位 が実はあの場所が建設にふさわしいというところで上がってきていました。当初か ら旧清掃センターが建ったままになって、財源のその積み立てを見ると2億円ぐら いの当初積み立てがあって、それでも2億円では取り壊しができない、今4億円ぐ らいかかる、取り壊しだけでもです。そのお金が、私自身がすごくもったいなく 思って、今、林敏治議員がおっしゃるように、あの一帯をヘリポート構想でできな いかというのを私自身ずっと思っていました。いろいろな方からそのままそこに統 一のこども園を建てたり、給食センターを建てるのはちょっと考えたほうがいいと いう御意見もお伺いしながら、給食センターの方は、今の給食センターの横のとこ ろにというところで今進めているところです。旧清掃センターそのもののあの場所 だけにヘリポートの構想はちょっと難しいというところが、専門的に南東側からの 配備ができないというところで、スペース的にもやや。で、上の方ですよね、電線 等がありますので、地中化したらいいんでしょうという声もありますけど、いろい ろまた事業で全部電柱もまた地中化ができるのか、1回は専門的に、総合的にやは り判断していただけるというところも、また、さっき防災センターも含めて、あの 地域は砂美地来館、総合グラウンドが近いので、総合的にその備蓄倉庫のあり方と か、またあの清掃センターそのものはもう更地にして提供しないといけないので、 いろいろな跡利用はその避難所の駐車場とか検討する。ヘリポートの構想もあくま でも与論病院の移転もありますし、動線としては役場、与論病院、ゆいLAND、 福祉センター含めた、総合グラウンド、砂美地来館を含めた総合的なその動線等を 考えて、一体となってまた構想を考えていかないといけないかなと思っています。 以上です。

- 〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。
- ○9番(林 敏治議員) 清掃センターには多額の4億円ものお金がかかるという話を 初めて聞きましたが、そんなにまでかかるかなと思いながら聞いていたのですが、 ですから、なおその補助金をヘリポートに使うという手があるのですよね。だから そこの一帯を整備するにはお金がかかりすぎて大変だろうと思いますが、やはりそ の補助金がないかどうかということを皆さんは考えていかなければ、ただ、今の財 源では非常に厳しいところあるわけですから。そのあたりをもう少し防衛省あたり とか国土交通省、いろいろなところにひとつ調査をしていただきたいと思います。 総務企画課長いかがですか。
- ○議長(沖野一雄議員) 龍野総務企画課長。
- ○総務企画課長(龍野勝志君) お答えいたします。

補助金につきましてはいろいろ調べているところですが、例えば、総務省の消防

防災施設整備費補助金といったところのメニューにも、ヘリポートの整備というところがありまして、おっしゃるような旧清掃センターの解体が4億、5億円かかるというところで、その跡地利用を例えばヘリポートをそこにするということであれば、その解体の部分まで含めて起債がかけられるとかですね、そういったところが出てきます。旧清掃センターの場所は、やはり南東側の方が少し崖があって、その辺のところとか、敷地的にもうちょっと広ければいいなとか、そういったことを専門家の方からいただいています。そこの崖とかの部分は、現状ではそうなのですけど、例えばそこの崖を取り崩して整備するとか、そういったいろいろな方法で、その敷地がヘリポートとして活用できる可能性もあるというところで、現状のところでは少し着陸ができないことはないのですが、なかなかパイロットとしては難しいハードルがあるというところをいただいておりまして、その辺のところも含めてですね、今後またより検討してまいりたいなというところです。以上です。

〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。

〇9番(林 敏治議員) このヘリポートの設備については、自衛隊の方々からも要望 があるのですよ。できれば、その飛行場と反対側の方がいいというふうに聞いては いるのですが、とにかくヘリポートというのをやはり設置する必要があると思いま す。そういうことによりまして、やはり子供たちもですね、与論町はものすごいい ろいろな災害に備えて頑張っているんだなということも、これからは中学生、高校 生の方々にも是非認識させるようにしていただきたいと思います。というのは、私 ども与論町から、去年は自衛隊に入隊が4人いました。そして今年は3人予定され ています。いわゆるそういった自衛隊の方々のいろいろな活動を見て、かっこい い、すばらしい、こういう職業をしたい、やはりそういう気持ちが表れているので すよ。そういうことで、この小さな与論町を守るのはやはり自衛隊、もちろん消 防、警察、いろいろありますけど、最終的にやはり自衛隊が守るということが一番 重要ですので、是非こういうことは棚に置かないで、ひとつ前向きに検討していた だきたい。そういうことも要望しておきたいと思いますが、今年のヨロンマラソン に、この自衛隊がまた参加するんです。昨年も参加しましたね。だから、そういっ たことで非常に自衛隊の価値といいますか、与論に対する思い、これは、私はもう すばらしいなと思っているのですが、いかがですか町長。

〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。

○町長(田畑克夫君) 林敏治議員ありがとうございます。もう議員のおっしゃるとおりで、あってはならない有事、そしてまたあってはほしくない南海トラフ等、また近海での大きな地震による津波の被害が平地である港、飛行場は同じ場所にあるので、それが使えないというところには、ある程度場所の離れたところにやはり陸続

きでないので、外海離島なので必ずその物の運びには、さっき言ったヘリポートの構想は棚に置くとかそういうことではなくて、もう危機管理をしながら、それを整備を進めていくというのは、私の喫緊の課題だと思っていますので、林敏治議員のまたそういう関係のお力添えもいただきながら、知恵もいただきながら、また進めてまいりたいと思いますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。

○9番(林 敏治議員) いろいろな大規模災害に備えたやはり対策としては、いろいろな港湾、航空もですね、本当は整備しないといけないですよね。ところが、それは今の町長はもうその港、あるいはまたヘリポートの何か飛行場のエプロン、そういったことが今どうなっているかわかりませんが、そういうことも考えながら、やはりもう一つのところのヘリポートをつくるという方向を考えていただきたいと思って質問いたしました。そういうことで今後、是非ひとつ早急に検討していただきたいと思います。それと同時にですね、来年は熊本の第8音楽隊というのがあるのですが、与論町に来島されます。町民の方々が砂美地来館において、いろいろと恐らく演奏すると思いますが、そのときも是非、協力をしていただきたいと思います。以上です。

次にいきます。離島医療支援活動、回答を見ますと、これはちょっと難しいな と、ハードルが高いなということでいつも考えていますが、これについても令和3 年の3月議会定例会に取り上げて質問しました。救急へリについては、沖縄北部広 域市町村組合での運営費補助で運航を受託しているが、ハードルの高い北部広域市 町村組合に対し、町が負担金を拠出して加えてもらえないかという要請を行う考え であると答弁をされていますね。そのときには、何とかしようという、その検討す るというように答弁されています。ところが今回の答弁を見ますと、ちょっとこれ は難しいかなと思って見たのですが、それだからこそ、何回も頭を下げてお願いし ないといけないと私は思います。沖縄と奄美群島は、いろいろと今まで知事もいろ いろ提起するというようなことで、ほとんどの世界遺産にもなりましてね、やはり そういったことも考えると、沖縄北部と連携をしていくということが重要です。そ ういうことで、このメッシュのヘリコプターですが、これはですね、与論はその中 には全く入っていないということも、これはもうすでに私はわかっているのです。 この北部の広域事務組合というのは、恐らく事務局は医師会になると思うのです。 それで今度ですね、沖縄県の医師会と北部の県立病院とが合併して、あと何年かに 開業するわけですが、是非そういったことも踏まえて、ひとつこういった事務組合 にお願いをして、与論町からその負担金を払って是非加えてもらえないかというこ とで、そのときに再度お願いをしていただければ、要請をしていただければありが たいと思っています。このドクターへりもいろいろ沖縄県から利用しているのですが、このへリコプターというのが、その今言ったメッシュ・サポートが運営しているへりでございますので、是非それもまた、恐らく負担金は別途に払わなきゃいけないなと思いながら考えるのですが、メッシュの小型飛行機、これは皆さん方が町から約50万円程度の寄附金を出しているんですね。だからその小型飛行機も重要ですけど、やはりそのヘリコプターも是非そのメッシュ・サポートに50万円払っているわけですから、そういったことも踏まえてやはり要望していく必要があるのではないかと思います。健康長寿課長どうですか。

- ○議長(沖野一雄議員) 山下健康長寿課長。
- ○健康長寿課長(山下真紀君) ありがとうございます。今、議員がお話したとおり、メッシュのヘリコプターの方はこちらの答弁もありますとおり、100%公費、あとは国の方の北部振興事業と北部の12市町村、こちらで全部賄われています。反対にメッシュの飛行機の方に関しましては、全ての会員の会費と寄附によって運営されていて、毎年多額の赤字ということを聞いています。それで、本町としましては、ふるさと納税を財源といたしまして50万円を毎年寄附をしています。令和5年には168万1000円ということで、さらにあの町民の方から寄附を募りまして、ちょっと増額して寄附をしているという経緯があります。今後とも航空医療、非常に町民にとっては貴重な医療資源ですので、関係機関と連携を取って進めてまいりたいと思っています。以上です。
- 〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。
- ○9番(林 敏治議員) ありがとうございます。12市町村で負担をしているのですが、この与論の町長の尽力でですね、是非ひとつ13市町村になるように頑張ってですね、負担金をお願いして、是非参加するようにひとつお願いをしたいと思います。そうするとメッシュ・サポートの飛行機もヘリも、この与論島に来るということで、是非、いろいろな緊急的なことが非常に安心・安全な生活が送れるようにお願いをしたいと思います。

時間もないようですが、一番質問したかったことはこの4点目なんですよ。一応ですね、このかりゆしあるいはアロハシャツにつきましては、一般住民あるいはまた観光協会の役員の方々から要望が来ているものですから、これも再度取り上げて質問したわけですが、一応、商工観光課長には私のちょっとした資料をあげていますので、いかがですか商工観光課長、この件に関してはどう思っていらっしゃいますか。

- 〇議長(沖野一雄議員) 麓商工観光課長。
- 〇商工観光課長(麓 誘市郎君) ありがとうございます。答弁の方にもありますとお

りですが、特に今観光協会の方では、こういった意見も踏まえまして、オリジナル のかりゆしなどをつくろうという動きもありますので、そういったところと協力を しながら、観光地としての雰囲気づくりの方も取り組んでいければなと思っていま す。以上です。

- O議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。
- ○9番(林 敏治議員) 最後に要望して終わります。私はパナウル王国というですね、この王国というのがあるのですね。これは、今の町長は国王ですよ、それから観光協会長が大統領ですよね。それを経験された町長ですから、これに対してこのパナウル王国というのは、できる限り私は続けて、全国にですね、やはりこういう知名度アップできるように、是非努力をされていただきたい。特にゆるキャラとかですよ、それがいろいろなグッズとか制作されて、これまた観光地としてのまた1つの特産品にもなるということですから、是非そのあたりを検討されてください。
- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- ○町長(田畑克夫君) 林敏治議員ありがとうございます。時間もないようですが、私もパナウル王国が建国して第5代目の大統領で、今、国王としては第7代目に当たると思います。観光協会長時代から、ある先輩から観光客を迎える観光関連の業者、関係者の方々が迎える格好ができてないというのは、ずっと20年前から言われておりました。私もなるべく観光協会長としては、沖縄のかりゆしウェアだったり、それにあった服装を努めて着るようにしています。南政吾町長のときには、南町長が国王で私は大統領というところで、ヨロンマラソンイベント等のときには、国王の制服を着て大統領の服を着てパレードしたり、表彰式したりしたときがありました。今そういう活動もそういうふうな着用もしていないので、改めまして観光協会を通して、またヨロン島観光協会の創立60周年が控えていますので、その中でも検討してまいりたいと思います。またパナウル王国、パナウルという言葉の島が・・・(音声聞き取り不可)。
- 〇議長(沖野一雄議員) 9番、林敏治議員。
- ○9番(林 敏治議員) 以上で終わります。ありがとうございました。
- ○議長(沖野一雄議員) これで9番、林敏治議員の一般質問を終わります。 ここで、暫時休憩します。

----- 休憩 午前10時29分 再開 午前10時40分

○議長(沖野一雄議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番、髙田豊繁議員に発言を許します。 7番、髙田豊繁議員。

- ○7番(高田豊繁議員) おはようございます。それでは早速、午前の部の最後かなと思うのですが、一般質問をさせていただきたいと思います。今回一般質問に挙げているこの介護認定の関係につきましては、直接、与論町の町政とはあまりつながらないかなと思いますが、やはり負担金の関係とかが、なるべく行政コストを削減するという意味合いから、与論町の町長そして総務企画課長が運営委員会のメンバーになりまして、特に町長は副管理者というこの経営者なものですから質問するわけですので、皆様もまたそのように御理解いただきたいと思います。
 - 1 介護保険認定システムコスト軽減化対策について
 - (1) 現在使用されている沖永良部与論地区広域事務組合介護認定ソフトは、 独自の民間型ソフトが使用され、近隣組合と比較し、相当高額負担となっ ているが、厚労省から無料で提供されている介護認定ソフト2021をイ ンストール活用し、行政コスト軽減化が図れないかと考えますが町長の考 えを伺います。
 - (2) 町I T技術職員や地域 I T専門業者の技術サポート態勢構築を含めて組 合副管理者である町長から、積極的に提起する考えはないか伺います。
 - 2 公務手続きにおける押印事務の省略化について
 - (1) 令和2年内閣府や総務省から発出されている押印見直し助言に則って、 本町及び沖永良部与論地区広域事務組合の行政手続事務において押印の廃 止等公務の合理化を推進する考えはないか、町長の考えを伺います。
 - 3 宿泊税導入における関係宿泊業者との意見交換等について
 - (1) 新たに計画されている宿泊税条例の制定の前に、関係宿泊業者との意見 交換や十分なる理解と協力が必要と考えますが町長の考えを伺います。

以上、4点ですので、お答えをお願いいたしたいと思います。

- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- ○町長(田畑克夫君) 髙田豊繁議員ありがとうございます。議員の質問事項1、要旨 1についてお答えいたします。

現在使用している介護認定ソフトについて、システムのリースにつきましては、 令和8年2月まで延長されており、5年ごとに更新が必要であること、また令和6 年度までの5年間で約4400万円と、御指摘のとおり高額のリース料となってい ることを確認しています。

次回の更新につきましては、7月に開催された広域事務組合運営協議会において、従来と同仕様のシステムに更新することが決定されたと承知しています。その

理由としては、ペーパーレス化への対応や、紙に書かれた文字を自動で読み取り データ化できる「OCR読み込み機能」を備えていること、さらに職員がすでに操 作に習熟していることなどが挙げられています。

厚生労働省が提供している無料ソフト「介護認定ソフト2021」については、 行政コスト軽減の観点から有効な選択肢の1つであると認識しています。しかしな がら、当該システムの導入可否は本町単独で判断できるものではなく、広域事務組 合における構成町間の合意形成を図る必要があると考えます。

今後は、費用面や業務効率化の観点を踏まえつつ、町としても組合の場で議論が深まるよう働き掛けてまいりたいと考えています。

質問事項1の要旨2についてお答えいたします。

介護認定システムの導入や更新に際しては、沖永良部与論地区広域事務組合の構成三町電算担当職員検討会において、構成機器の内容やネットワーク構成などを精査し、必要に応じて削減できる箇所や契約方法について本町の職員からも提言を行っています。

本町にとって、高額なシステムリース料は住民の皆様からお預かりした貴重な財源を充てているものであり、可能な限り効率的に使用することが求められています。そのため、電算担当職員の知見を十分に活用し、無駄を省き、行政コストの縮減を図ることは極めて重要であると考えています。

今後のシステム更新に当たっては、組合副管理者としての立場からも費用対効果を最大限重視し、住民の皆様にとって最も合理的で負担の少ない仕組みとなるよう、積極的に取り組んでまいります。

質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

国においては、「どうしても残さなければならない手続を除いては、速やかに押印を見直す」という考え方のもと、押印の見直しを推進しています。書面や押印、対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できることを目指しています。

また、先進的な地方公共団体においても、各団体の判断で可能な範囲において押印見直しに取り組んでいます。

本町においては、こうした国の取り組みを受け、令和3年7月に与論町処務規則を改正し、本町から発出する文書については、所管課の判断により手続等に支障を 及ぼさない範囲において公印の省略を可能といたしました。

また、令和6年8月には与論町会計規則の一部を改正し、事業者等からの請求書 についても押印の省略を認める旨の改正を行ったところです。こうした規則や要綱 等の改正にあわせて、各課の所管事務においてできるだけ申請書などの様式から押 印欄を削除する取り組みを行っているところです。

今後も、本町の押印見直しやデジタル化を推進していくとともに、沖永良部与論 地区広域事務組合とも連携し、行政手続事務のデジタル化、合理化を推進してまい ります。

質問事項3の要旨1についてお答えいたします。

宿泊税につきましては、観光振興の安定した財源を確保するため、近年全国的に 導入や検討が進んでいます。

本町におきましても、持続可能な観光地づくりの財源確保を目的として、令和6年10月に検討委員会を設置し、宿泊税以外の税種も含めて幅広く検討を行ってまいりました。その結果、本年5月に、宿泊税の定率制5%の導入が望ましいとの答申をいただいたところです。

宿泊税は、宿泊事業者が宿泊者から徴収し、行政に納税する特別徴収方式である ため、宿泊事業者の皆様には一定の事務的な負担が生じます。このため、町が一方 的に決めるのではなく、事業者の理解と協力を得ながら進めることが不可欠と考え ています。

これまでに、宿泊事業者の参画による検討委員会の運営、主要施設担当者による ワーキングチームの設置、定期的な説明会、少人数での座談会、個別訪問によるヒ アリングなど、きめ細やかな説明や意見交換を重ねてまいりました。また、答申に おいては、宿泊事業者の負担軽減を図るための特別徴収交付金や、制度導入後の フォローアップ体制の充実といった支援策も盛り込まれており、町としてもその方 向で取り組んでまいります。

現在は、検討委員会からの答申を踏まえ、総務省と事前相談を行いながら、条例の制度設計に向けたエビデンスの整理や宿泊施設等への追加ヒアリング、宿泊施設での具体的な徴収方法の検討等を進めている段階です。

今後につきましても、条例案の作成過程において宿泊事業者の皆様への説明や意見交換の機会を適宜設け、実務上の課題や御意見を真摯に伺いながら、円滑に実施できる制度設計を目指してまいります。

- 〇議長(沖野一雄議員) 7番、髙田豊繁議員。
- ○7番(高田豊繁議員) それでは、まず最初の介護保険認定システムコスト軽減化対策についてですが、現在、沖永良部与論地区広域組合介護保険認定用として運用されています介護認定ソフトのコスト軽減化対策についてですが、本件に関しましては、皆様方の方へはあまり情報がない案件だろうと思いまして、私も去年初めて広域議会の議員になりまして、業務実態、規約等の見直しが必要だと見受けられると

感じまして、これまで多くの規則内容等について指摘提案をしてまいりました。そういうことで、この中で今回の件に関しましても、一応広域議会で去年の12月議会ですかね、本件に関する質疑はしてございますが、事務当局からの前向きな改善策がなかなか期待できない、現状を変えることが難しいというような一点張りでございまして、そこで今後やはりほかの地区と比べましてあまりにも差が、コストが大きすぎるということで、これはやはり何とかしなくてはいけないということで3管理者の方々にも、一応提案の質問をしているわけです。内容について若干説明を交えて要望をしていきたいと思います。まず、現在の介護認定の概略の流れについてですが、これは事務当局の方からもお伺いしているのですが、まず調査員が所定の顧客のところの調査を行いまして、地元の医師の意見書を添えて、介護事務局そして介護認定システムによる一次判定を経た後、5人編成の審査委員会の審査で二次判定ののち、役場の方へ送り返してくるということです。その後、要支援、要介護の区分けごとに業務がケアマネさんとか、いろいろな施設の関係者の方へ流れていくということになっているようですが、この点については山下健康長寿課長、何かこれと違うところがありますか。どうですか。

- ○議長(沖野一雄議員) 山下健康長寿課長。
- **〇健康長寿課長(山下真紀君)** ありがとうございます。髙田議員のおっしゃるとおりで、この審査が市町村に申請されてから1カ月程度で結果が出るものとなっています。以上です。
- ○議長(沖野一雄議員) 7番、髙田豊繁議員。
- ○7番(高田豊繁議員) ありがとうございました。そこでですね、今回の主論点の現行の介護認定システムについてですが、今回の質問を行うに当たりまして、一応、本省の方の老人保健課に直接聞き取りをした内容を参考にしながら質問を進めてまいりたいと思います。第1点目のですね、今後、国において、この介護認定の判定に関する一括集中処理はできないのか、一括集中処理の計画はないのかという点についてお伺いしたところですが、そういうことは、本省としては、国ベースでの一括集中処理の計画は予定されてないということでございました。それから2番目にですね、全国の各地域の介護認定ソフトの利用状況はどのような状況かというふうにお尋ねしたところ、現在、厚労省からオーソドックス版として発出されているこのソフトをインストールして利用できる状況にして、国としてはそういうふうなサービスを行っているということで、多くの国内の団体がこれを利活用しているのが現状であるというような答弁でございました。それから3点目として、介護認定事務に関しては、国が積極的にこのペーパーレス化を推進している状況にあるのかという問いをしたのですが、それは各団体の方針であり、国がペーパーレスを標準

化として求めているわけではない、推進しているわけでもないということです。こ の3点につきまして、国がどのような姿勢にあるのか、どのようなそのスタンスで 市町村に対して、あるいは各団体について指導しているのかということについて確 認したのですが、大体こういうようなことでございまして、しかしながら、私ども の地元としては、若干これとやはり齟齬があるなと思って感じたところです。今更 申し上げることではないのですが、皆様方の仕事としては、一応、地方自治法に 沿って仕事を行っているわけですが、この第2条13号のところに「国は、地方公 共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなけ ればならない。」ということを謳われているのですが、まさに国から提供されてい るこの発行ソフトは、この条文に即していると思われます。それから、あの同条の 14号に「地方公共団体は、その事務処理するに当たっては、住民の福祉の増進に 努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」 とあります。また、その次の15号には、「地方公共団体は、常にその組織及び運 営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化 を図らなければならない。」と、要するに広域事務組合の事務は、広域事務組合は 単独の考え方ばかりではなくて、やはり町役場等の協力も他県との連携も含めなが ら進める必要があるということで、地方自治法で明確に謳っているわけですよ。そ こで、先ほど10ページのこの5年間の約4400万円というこのリース代、これ はシステムのこのメーカーの保守料は入っていますか。

- ○議長(沖野一雄議員) 山下健康長寿課長。
- **〇健康長寿課長(山下真紀君)** 保守料も入っての4400万円だったかと思います。 以上です。
- ○議長(沖野一雄議員) 7番、髙田豊繁議員。
- ○7番(高田豊繁議員) そうしますとですね、ここで大体4400万円ということは、年間大体880万円ぐらいになるのですが、ちなみに、ほかのところの例も参考にする必要があるかと思いますので、ちょっと御紹介したいと思います。県内に、今この介護保険についての広域事務を行っている団体は14団体ございます。そこでペーパーレスで仕事をしているのは、沖永良部広域を含めて3団体でありまして、あとの11団体についてはペーパーレスはしていないということなのですよ。それで沖永良部与論地区の場合は、先ほどのこの認定ソフトの使用料、そしてから保守料ですね、これをあわせますと年間880万円に相当する。そうすると、認定作業の1件当たりもう6,000円以上かかっているということなのですよ。それでですね、今度は徳之島の例をちょっと御紹介したいと思いますが、徳之島はペーパーレス対応をしていない。それから、厚労省の標準ソフトをインストールし

て無料で使用していると。更新やトラブル対処は、発生時にスポット的に町の職員 や管内の民間業者が対応していますと。私、先般イーマルケーの方々にちょっと聞 いてみたのですが、こういうのは皆様方で例えば保守的なことはできるものかどう かということでお聞きしたところ、全く問題はないと、このように答弁をいただい ています。それでそのやはり引っかかっているところ、先ほど答弁でございました とおり、この職員がすでに操作に習熟していること、これのチェンジシフトが難し いということが、一番この事務当局の引っかかっているところではないかなと思っ て、同情もするのですが、そういった実態があろうかとこのように思っているわけ です。ちなみにまたこれまで2社が見積もりも契約もしていたのですが、これもも う1社は撤退して、1社しかないということになっているのですよ。これは業者の 名前は出せないのですが、そのような実態にあります。それから奄美市の場合を ちょっと御紹介したいのですが、奄美広域は、平成12年にシステムを発足させま して、現在もこれを使用していると。そして現在、年間のシステム利用や保守管理 料は不要。要するに、その事務当局の方々が、やはりそれだけの専門職がいらっ しゃって、この保守管理等は自前でやっているということでございまして、その喜 界とか瀬戸内とか、その離れているところとの連携をどうしているかとお尋ねしま したが、各町間のフレッツ光の専用回線使用料だけを負担してもらっているという ことになっていますね。例えば外海である喜界島とはどういうふうになっているか というと、年間16万1,000円の回線使用料のみを負担してもらっているとい うことです。こういったのをやはり喋ったり聞いたりしてくるとですね、もうじく じたる思いというか、もうコストがこんなにも違いすぎるのかという思いがありま して、これは本当にちょっと、ああ、そうかということで済まされないようなとこ ろがやはりあるなと思ってですね、私、あえてこの点を申し上げたいわけです。第 1点目としまして、当組合の認定システムコストは群を抜いて高いと、鹿児島県で もナンバーワンなのですよ。もちろん郡内ではもうこれはトップクラスですよね。 こういうトップクラスというのは、あまり誇れるものじゃないなと思って、非常に 今後やはり問題視していかなくてはいけない。というのは、先ほどOCRの利用を もって若干コスト削減になると。これは一応管理者からもお伺いしているのです が、どの程度コスト縮減が図れるかはまだ未確認なところですが、町長としてやは り副管理者ですので、しっかりとここらあたりを精査されて、総務企画課長共々運 営委員会等でしっかりこのことを発信していただきたいと思うのですが、町長、総 務企画課長お願いします。

〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。

〇町長(田畑克夫君) 髙田豊繁議員、本当にありがとうございます。私も町長になっ

て2年目で、最初の年にですね、この介護認定ではなくて、消防組合、沖永良部与 論地区の広域事務組合で2島3町で形成されているということで、各町の負担が割 る3ではないわけですよね。町の財政状態による負担ということで、そこで自前方 式みたいなことを言われて、私も町長になったばっかりで、広域のことを全く知ら ないで答弁に困ったところだったのですが、よくよく総務企画課とかの知識とかあ れすると、いやいや割る3で和泊町、知名町、与論町で平等に数字を、例えば30 00万円かかるのであれば3町で割って、各町1000万円ではない。各町に見 合った財政のあれで割り出された数字があって、和泊町が高く負担したり、知名町 が与論町より高くしたり、それは与論町として当然の意見だということをレク チャーされたという、それは消防本部の方で最初町長になったときに教えられたと ころでですね。そして、去年この介護認定の費用の問題があって、全く私はシステ ムがどうのこうのというのは知らなかったのですが、髙田豊繁議員がその消防の議 会の中で指摘して、そのときに和泊町長も知名町の町長も多分その中で確かに高い というところで認識されたと、私自身も隣の副管理者として髙田豊繁議員がその消 防議会の中におっしゃったとか3町の管理者、そのときは和泊町の町長が管理者で、 知名町と与論町が副管理者で、3町とも理解したという私の認識でいます。でも、 次の更新を来年の2月まではありますけど、その後の5年をどうするんだと言った ら、また、その運営協議会ではまた従来どおり、向こう5年間同じような認定シス テムを導入するということで。高いと思いながら、それを更新するという理由が、 ペーパーレス化、それをまた文字をまた自動で読み取り、データ化できるOCR機 能とかという、また職員がもうそういう機械に慣れていて、もう習熟されていると いう点で、こう押されたらですね、どう私で切り替えして対応していくというとこ ろは、またどういうふうにしていけばいいのか。ただ高額にこの介護認定ソフト2 021を使えば、髙田豊繁議員がおっしゃるように、安価な手数料で済むような感 じになっていると思うのですけど、私の方としても、できればそっちの方でいけれ ばいいのでしょうが、何か向こうの管理者も含め、副管理者もその高額という認識 でありながら、もうそっちの更新の方を選んだというところで、そこら辺は、副管 理者としても一言言わないといけないのかなとは認識しています。以上です。

〇議長(沖野一雄議員) 7番、髙田豊繁議員。

○7番(高田豊繁議員) 次にですね、今度は更新に当たっての留意事項は百歩譲って 更新にまた再度この新しいシステムを今の実情にあわせて、その業務形態にあわせ てやるということで考えていらっしゃるわけですから、これに乗っていくという場 合にですね、町の総務企画課の方にも大変ⅠT関係に精通した優秀な職員がおられ るのですが、今年2月ですかね、職員の方も一応提案、提起はされたようですが、

やはり今後ですね、与論町としてはこういうような希望である、こういうような考 え方を持っているというのを、その物事を決定されなくても、やはりこれはこうよ うなふうに持っていってもらいたいという要望を言っていかなくてはいけないと思 うのですよ。だからそれはすぐ来年、一朝一夕でできるわけないですが、やはりこ の町民が財政負担をするわけですから、少なくてもその財政負担を軽減化していか なければならないというのは、行政の皆さんの1つの業務だと思うのですよ。それ で、これは1つの提案なのですが、やはりこういうのは書類に残していかなくては いけないと思いまして、この改善の企画書というのをやはりつくっていただいて、 提案書というのをつくっていただいて、事務当局に出してもらいたいと思うのです よ。改善対策は常にしていかないと、マンネリ化していくと、もう業者さんとかの 言いなりになってしまうわけですよね。このことも言ったんですよね。あまりにも ソフトとか、そのITにしてペーパーレスばかりしていくと、いちいちパソコンを 持って、申請の家にもこれを持っていくらしいです。そうするとですね、その手間 暇が余計に大変ではないのかということを言ったのですが、そこら辺はまた徳之島 にも聞いたのですが、徳之島はもうペーパーでこうやっているということで、その 手間暇もですけど、やはり人件費がそれだけ省略できるという考え方を沖永良部は お持ちなのですよ。だけど、その人件費というのは人が1人、2人増えても、僕は やはりそのソフト利用というのは内地のメーカーの方に、業者の方に金が流れてい くでしょう。例えばその今の年間の保守料もでしょう。それもだから流れていくわ けですので、やはりこれだけ少子化、それから人口減少のある中で、地元ができる ものは地元でやるという考え方を持っていかないと、ますます過疎化が進んで、全 部内地の方で集中処理をするようになったら、ますますこの離島というのは、もう 何もすることなくなってしまって、やはりその若者の職場をつくるためにも、あえ てそのペーパーレス、ペーパーレスばかり進めて、それで過疎になったら、これは 全く先ほど林議員の那間小学校の少子化の問題もあったのですが、やはり人がいな いと町というのは成り立たないですよね。だからその便利になればそれでいいんだ ということだけでは、やはり行政というのは成り立たないのではないか。方向性と して間違っているのではないかと思うものですから、こういうことを言っているわ けです。それから、これからまた令和8年度から、このソフトのシステム更新を契 約されるということですが、これは総務企画課の職員からも強く要望を先方にされ たらしいですが、やはりこの地方自治法の234条、あるいは施行令の第167条 に則って、皆様方、普通このように仕事されていらっしゃるわけですが、やはりそ のプロポーザル方式あるいは競争入札方式を組み入れて、もうそれが法の規範です から、法の趣旨ですので、そういうことをやはり認識を強く持っていただいて、そ

の鹿児島の業者は1社しかないというようなことで随契をするという、これは備蓄 米とは違うわけだからですね。だから、そういうことで競争相手はいっぱいあるわ けですよ。ですから、積極的にプロポーザル方式とかを広く募って、やはり正当な 契約をしていただきたいと思いますので、この点に関しても、やはり専門でありま す総務企画課長が強く発信していただきたいと思うのですが、総務企画課長お願い します。

- 〇議長(沖野一雄議員) 龍野総務企画課長。
- ○総務企画課長(龍野勝志君) お答えいたします。

この介護保険システムが非常に他の組合、市町村と比べて高額であるということ で、これがいかがなものかというところに話がなってきているのですが、今年の7 月4日に沖永良部与論地区広域事務組合の運営協議会に出席させていただいて、そ のときに今の介護保険システムの契約期間がもう切れているということで、令和6 年2月までの契約期間満了ということで、すでにその契約期間が満了していて、そ の後、何とかまた保守等をしながら現在に至っているということで、令和7年度中 の更新がもう必須であるというところと、それから標準準拠システムへの移行を進 めるというところです。この標準準拠システムというのが、国が主導しておりまし て、いろいろな行政手続の基幹作業をですね、様式とかいろいろなものを標準化し ようというところで、現在はそれぞれの市町村でいろいろな業者さんをお願いし て、いろいろなソフトを入れて、バラバラにこうしているわけなのですが、国の法 令とかがちょっと変わると、それぞれまた自治体、市町村で、それにあわせてまた 更新をしないといけないということで、非常にコストもかかってくるというところ があって、全国的に標準化して様式とか業務を標準化して、そういった変更に効率 的に対応できるようにとか、それから全国の市町村での連携を進めていこうという ところが、この標準準拠システムへの移行ということですが、これもまた今年度中 に国の方もそれを進めるようにというところで、それにあわせて今の介護保険シス テムも変更していこうというところできているわけです。7月にありましたその運 営協議会で、ここは更新をすると了解を得ているのですが、その中でこれまで利用 していた業者さんをそのまままた随意契約で更新するということは、ちょっと検討 しましょうというところで、そこがおっしゃったように、プロポーザル方式とか指 名競争入札、そういったところで新たに業者をまた選定していきましょうというと ころが協議されたところです。その介護保険システムは、システムの関係でいろい ろ難しいところがありまして、知名町、和泊町、与論町で電算担当職員が、そう いったところは比較的詳しい方々なので、そういった方々が集まって、またちょっ とその検討をしていこうというところで、7月30日に広域事務組合の方に3町の 電算担当者が集まりまして、いろいろシステムの更新についての検討を行ったところです。その中でなかなかこうペーパーレス化というところが、やはり当初のすごく志を高くしてペーパーレス化を導入したというところで、なかなかそこをまたペーパーに戻すというところも、これまでのデータの蓄積、そういったものとか、それから年間1,449件の判定件数がありまして、そこを全てペーパーでするというところのコスト、それから人件費に関しても職員を増員しないといけないとか、そういったところも出てきますが、そういったいろいろ加味しながら、できるだけ3町が負担金を出して、この広域事務組合の介護保険事業を行っていますので、できるだけ3町ともその負担金を減らしたいというところは共通していますので、無駄なところは省いていこうというところで、その中身を精査していらないもの、余分なソフトとかいろいろなものをチェックしながら、今後削減に努めていこうというところを現在取り組んでいるところです。以上です。

○議長(沖野一雄議員) 7番、髙田豊繁議員。

〇7番(高田豊繁議員) 先ほど町長の方からですね、負担金のことについても答弁 あったのですが、実はこの負担金についても、発足当初からこれは基準財政需要額 で按分していくということで、いわゆるその財政力指数を含めて、その各自治体の 力というのを斟酌しながら、この負担金というのを決められてきたわけです。とこ ろが平成だったですかね、ちょっと定かでないのですが、どうしてもその2町が与 論町の負担金が少なすぎるというのがありまして、3割は均等割にすると、7割は 従来どおり基準財政需要額割にするということで、今それでもっているわけです よ。ところが、これもやはり両町とも非常に人口も減ってきているし、財政力指数 も下がってきているでしょうし、財政需要額も下がってきているのではないかなと いうこともありまして、将来はまたこの話がぶり返される可能性が非常に高いので はないかなというふうに危惧、懸念しているところですが、このこともやはりこの 原点に返って、最初の規約でこういうのはもう決まってるわけですから、そこを強 く反訴とまでは言わないのだけど、やはりそこら辺の考え方をしっかりと総務企画 課の方々もですね、それから町長もしっかり持っていただいて、やはりそうじゃな いんだよということを、その力、能力に応じてこういうふうにやりますよというこ とで広域の初の発足からなっているわけですので、そこら辺を十分に今後ともひと つ主張していただきたいなと思うところです。

それから、その次の行政事務の押印省略についてですが、かなり先ほどの答弁で 13ページにございますように進められているのかなと思っているのですが、この ことについては、釈迦に説法となるのでしょうが、令和2年の7月7日付けの総務 省自治行政局長名で都道府県知事へ「地方公共団体における書面規制、押印、対面 規制の見直しについて」という通知が発出されまして、都道府県から各自治体へ伝達通知が来ていることと思います。この通知の趣旨は、世間を騒がせましたこのコロナウイルスの感染症対策やテレワーク、デジタル推進化に向けた制度設計の見直しを図るということであったということですが、そこで先ほど申請書等の様式から押印欄を削除するなどの取り組みを行っているところであるということですが、これの徹底した内容はどうなっているか。要するに、しっかりしたガイドラインが設定されているか、そこをちょっと確認したいのですが、副町長、どうですか。

- 〇議長(沖野一雄議員) 山下副町長。
- **〇副町長(山下哲博君)** これはもう単刀直入で申し上げたいと思いますが、まだマニュアルが定められておりません。
- ○議長(沖野一雄議員) 7番、髙田豊繁議員。
- ○7番(高田豊繁議員) これでですね、先例地となるかもしれませんが、奄美市の例をちょっと御紹介したいと思います。この押印事務の見直しの例外としましては、契約書、見積書、入札書、請求書、領収書等、これらに係る委任状。また、協議書あるいは覚書、念書もですよね、そのほか、国や県の法令、条例、規定等に押印が義務付けられているもの、その他、実印の押印及び印鑑証明書による照合を求めているものとなっていると。それで、どれぐらいその押印が省略されているか、その内実としてはどうかということですが、実質的な数値としまして、従来から押印を求めている手続が1,788件あったと。それで、今回の改正によってどのくらい押印廃止がされたかというと、1,239件は省略されたということでございまして、約70%が廃止されているということです。この数値について、また与論町の今の実情の数値についてどの程度省略されているか、総務企画課長は、これは答弁できますでしょうか。
- ○議長(沖野一雄議員) 龍野総務企画課長。
- ○総務企画課長(龍野勝志君) 具体的に何パーセントが今廃止になっているかというところは、ちょっと申し上げられないところですが、いろいろ国においても、そういった押印廃止の見直しを各省庁でしても、90%近くが廃止ができるというようなところに来ておりまして、認印とか、そういったところはもう全体的にもう基本的に廃止というところで、その認印自体の効果というものもあまりないというところもありまして、そういったところはもう廃止に当然与論町もなってくるかと思います。国からのいろいろな申請書類、そういったものはもうすでに印鑑を押さなくてもいいような押印欄がすでに廃止されてきていますし、そういったところも町民がいろいろな税金とか、そういった申請をする場合にも国の書類ですので当然押印が省略できるものは省略されてきているというところです。押印見直しマニュアル

というのが国から示されておりまして、そこのフローチャートに基づいて次々にこう、例えば法令等で押印を求めているものがあるのかないのかとか、そういったところのフローチャートで、もう押印廃止のところにたどり着いたものは押印廃止にしていくというようなことも、今後進めてまいりたいと思っています。

- 〇議長(沖野一雄議員) 7番、髙田豊繁議員。
- ○7番(高田豊繁議員) ただいま9割方という目標値のみたいなところが出たのですが、本当におっしゃるとおりですね、認印というのは結局、例えば文房具屋にある印鑑を持ってきてぽっと押すだけですので、窓口で印鑑登録をしてある実印とは違うわけですから、確かにそれは第三者でも誰でもできるわけだから、やはり日本の文化形態というかですね、そういう生活文化の延長だったと思うのですが、今、警察なんかもですね、もうほとんど僕の行く限りでは、印鑑は全然求めないんですよ。印鑑を押すと、かえってそれを今度訂正するときに、また印鑑を押さなくてはいけないわけですよね。ですから、印鑑がない状態で二重線でこう訂正が効くというような状態ですので、契約書類とか、そういうやはり最終的に本人の署名、捺印ですか、できたらもうそこが一番本人確認の完全な姿だと思いますが、記名、押印というのはもうあってもないようなものだからですね。これは極力割愛することによって、町民がやはり利便性が高まることと、行政の職員の方々が、それだけ事務が効率化、合理化できるわけですので、是非、副町長の方でそのマニュアルをもとにして、徹底してこれを進めていただきたいと思いますので、副町長よろしくお願いします。

最後に宿泊税のことについて、議会の方へも大体の案を示していただいたのですが、このことについては、やはり賛否両論あるのですが、国内が観光地を大体そういう方向に今進んでるのですが、やはりその当事者というのは、観光客ですけれど、この宿泊税を徴収していただくのは宿泊業者の方々ですので、確かにその税額としては大きな数字ではないと思いますが、やはりこの宿泊客が遠のいていったりということになると、大変その業者さんが経済的な収入が減っていくということを心配されているということもお聞きするわけですので、この徴収事務に関する条例制定の前に、その宿泊業者さんと十分な気持ちの理解をしていただいて、気持ちよくひとつこの業務が進められていきますよう業者さんとのお話し合いを、気持ちよく仕事ができるようにしていただくようにお願いしたいなと思いますので、町長お願いします。

- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- **〇町長(田畑克夫君)** 髙田豊繁議員、御質問ありがとうございます。この宿泊税導入 に関しましては、結構小さいと言われましたが、パーセンテージで定率制の宿泊税

の5%というのは、全国でも類はないのですよね。例えば、東京都とかは定額で1 00円とか、もう東京都の場合は何千万泊とか1億泊ぐらいのあれがあるので、1 00円でもああいう大きなところはもういいわけですよね。例えば、僕はこの検討 委員の中に当然入れないわけですので、委員の中から答申を受けたというところ で、私の解釈は、やはり1%とか定率、そのパーセントでいくと、与論の場合は導 入しないほうがいいということも個人的に思っていました。例えば、5万人来て2 泊するとして東京都みたいに100円でして、10万泊で1000万円。多分その システム化する導入に当たっては、それに近いようないわゆる基礎的な導入に関し ての資本がいるのではないかと。あの答申された試算では、5%の導入では4,5 00万円ぐらいの税収があるのではないかと。実入りでやはり3,000万円ぐら いはあるのではないかというところ、そこまでいくかどうかわかりませんけど、そ ういった答申なので。私の方も大塚大輔鹿児島県副知事が総務省に帰られたので、 御挨拶がてら一応紹介して、総務省の方にもその宿泊税の導入が検討されていると いうことを御挨拶に行きました。総務省の方からも髙田議員がおっしゃったよう に、宿泊事業者とのその検討いかんとか、当事者とのコンセンサスがまずは大事と いうことで、総務省としても5%はちょっと高いような認識を持っておられた。で も、先ほど言われたように、もう1%、2%の同率と定額で100円、200円の 導入では、導入する意味がないのかなというところで私自身も認識していますの で、この5%でいきたいというところで、時間もないところですが、観光客が与論 に来て、この宿泊税を払ってまでも与論に来たいという、そういうところの観光地 にしないといけないというところを考えていますので、そこは丁寧に、また観光地 づくりにこの資金が活かされるように、また検討していきたいと思っています。

○議長(沖野一雄議員) 7番、髙田豊繁議員。

○7番(高田豊繁議員) ひとつやはりその宿泊業者の方々もですね、観光客の方々も気持ちよく御快諾できるように、お互いに共通理解できるように、合意形成ができるように、再度、今の町長のこの答弁もありますが、中身の検討とかも再度やはりそういった業者の方々とお話し合いをしながら、適当なソフトランディングができるように、ひとつ進めていただきたいなと思いますが、麓商工観光課長お願いします。

○議長(沖野一雄議員) 麓商工観光課長。

○商工観光課長(麓 誘市郎君) 御質問ありがとうございます。今おっしゃられたとおりで、この税のですね、宿泊税ということで決まった段階から、検討委員会でもそういった御指摘があり、またいろいろな事業者様ともお話をする中、それから、総務省の方からも、やはりその宿泊事業者の皆様に負担がかかるということですの

で、そこを丁寧にその理解を得る取り組みをしてくれということで御指導いただいたというところです。そういったところで、通常、ほかの自治体はなかなかしてないというふうに言われたのですが、個別に訪問したりとか、座談会形式で非常に少ない人数で会をもって、かつ宿泊施設の役員の方も入っていただくということで意見聴取をしたり、要望いただいたりということをしてまいりました。今後につきましても、そういった形で事業者さんに納得をいただけるような形で、進めてまいりたいなというふうに思っています。

- O議長(沖野一雄議員) 7番、髙田豊繁議員。
- **〇7番(高田豊繁議員)** 一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
- 〇議長(沖野一雄議員) これで7番、髙田豊繁議員の一般質問を終わります。 ここで、昼食のため暫時休憩します。

-----休憩 午前11時36分 再開 午後 1時27分

○議長(沖野一雄議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、吉田勉議員に発言を許します。

3番、吉田勉議員。

- ○3番(吉田 勉議員) 職員の皆様、こんにちは。午前中の疲れがどっと来て一番眠たい時間ですけど、1時間ぐらいお付き合いをお願いいたします。私の場合は今、新聞とかで騒がれています特殊病害虫のセグロウリミバエ、そしてまたそれぞれの家庭の周りも大変大量にこの活躍をしていますバッタ、それから、ため池の防災対策等について御質問させていただきたいと思います。
 - 1 病害虫対策について
 - (1) ウリ科を主として、広範な作物に被害を及ぼす「セグロウリミバエ」の 確認事例が増えているが、インゲン等の出荷作物の植え付け時期も間近で あり、対象作物の移動規制実施の有無を含め様々な事態が懸念されるが、 本町の現状や今後の対応策等について伺います。
 - (2) バッタ類の異常発生により、農作物の食害のほか、観葉植物や庭木を含む様々な植物に被害が出ているが、個人での防除には限度があり、住宅地周辺を除く地域ごとの協力による一斉防除が必要と感じるが、見解を伺います。
 - 2 ため池等の災害対策について

(1) 昨年の豪雨災害の経験から、低地につくられた、流末が地下浸透式になっているため池は、今後想定される異常気象による豪雨等に対応するためには、地下に有効に浸透できる場所の追加整備や調査検討が必要不可欠と感じるが、その後の検討状況や結果等について伺います。

以上、3点よろしくお願いいたします。

- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- ○町長(田畑克夫君) 吉田勉議員、御質問ありがとうございます。吉田勉議員の質問事項1、要旨1についてお答えいたします。

本町におけるセグロウリミバエの現状については、今年度4月の初確認以降、9月9日現在で113頭が確認されており、奄美群島内において最も多い確認数となっています。本町では初確認以降、週報やホームページ、防災無線等により被害拡大防止のための不要果実除去のお願いや、薬剤防除等の対策を実施しておりましたが、捕獲数の減少が見られておりませんでした。しかし、ここ数週間の捕獲数は減少傾向にあり、町民の皆様の御理解・御協力のお陰様で徐々に防除の効果が発現してきているものと認識しています。

御指摘のとおり、今後作付期を迎えるインゲン生産において、今後のセグロウリミバエの発生状況次第では、島外への出荷に際し大きく制限がかけられてくることが懸念されています。しかしながら、仮に現在沖縄県本土で実施されている緊急防除体制と同様の体制を本町に適用する状況になったとしても、インゲン栽培・出荷体制に影響が出ないような生産方法について、鹿児島県や門司植物防疫所名瀬支所とも協議しながら対策を進めているところです。

質問事項1の要旨2についてお答えいたします。

御指摘のとおり、ヒゲマダライナゴやタイワンツチイナゴの大量発生によりさと うきびにとどまらず庭木等さまざまな植物へ被害が出ており、被害域が広範囲に渡 るため各農家のほ場単位での防除が困難な状況にあると認識しています。

他方で本町の作付状況を鑑みますと、さとうきび畑や飼料畑が多く隣接する環境にあるほか、有機無農薬や減農薬栽培及び養蜂農家等、選択している営農形態によっては近隣地における農薬の使用がほ場環境に多大な影響を受ける場合もあるなど、限られた耕地面積を利用して行う本町農業においては、一斉防除による薬剤散布は難しく、現状では近接する農地所有者や農業従事者が相互に協議を進めながら防除を実施する方法しかないのではないかと考えています。

一方で、今後の農業人口体系を考えると、農地の集約・集積を進めていかなければ、効率的な農家経営は難しく、農家人口の減少がより高進してしまうことも懸念されます。今後とも地域における農業経営のあり方の話し合いを進め、効果的な防

除体系の確立のためにも農地の集約・集積を図るなど対策を進めてまいりたいと考えています。

質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

現在、令和6年11月豪雨災害による農地等の冠水状況の整理を行っているところで、導入可能な事業について関係機関に相談している状況です。

浸透できる場所の追加整備を行うためには、ある程度まとまった用地の確保や浸透する場所であることが必要になってまいります。今後も最適な場所などについて、検討していけたらと考えています。

また、町内で管理しているため池は24カ所、浸透池や沈砂池はあわせて100カ所と大変多く、維持管理に非常に苦慮している現状であることから、今後も多面的機能支払交付金事業の集落組織や各水管理組合と連携を強化し、適正な維持管理に努めてまいります。

なお、浸透池の追加整備は、農地の減少にもつながることから、整備の必要性について十分に検討を行いつつ、以前、吉田議員から御提案のありました、ため池等の上流側で浸透する場所に分水していくことができる場所があるのかなど、情報収集をしていけたらと考えています。

〇議長(沖野一雄議員) 3番、吉田勉議員。

〇3番(吉田 勉議員) この前ですね、ちょっと沖縄に行く機会がありまして、その 沖縄のファーマーズとかをちょっと回ってみましたら、やはりその規制がかかって いる関係でファーマーズとかでレジに行きますと、観光客の方とかがいろいろ買っ ていってレジのところでまた戻ってきます。それは、これは宅急便とか島外に送る ことができませんよということで、また帰ってきてその品物を選び直しているのが 多々目に付きましたが、パッションとかですね、その施設で管理されているものに ついては、箱にラップで包装されて、もう中身を見るという感覚ではなくて商品と して出している部分も少しあったのですが、ほとんどがその露地栽培の部分だった りというのがもう出せないという状況なのですね。それで、そちらの方は移動規制 がかかっているのですが、与論の場合ももっと多くなれば、それはもちろん移動規 制がかかってきて大変な状態になると思うのですよね。そうすると、一番今与論で 農家といいますと、一番手っ取り早く収入が得られるインゲン栽培、それからゴー ヤの栽培とかで、そういった段階ですごいこの影響が出てくると。そして今から植 え付け時期に入っていますので、農家の方々はいろいろな心配をされていらっしゃ るわけですね。それで、例えば既設のトンネルとか、それから簡易のハウスとか、 いろいろな感じでやっているわけなのですが、農家の方々はその心配をされて、こ の前も私がこの質問書を出した後に、産業振興課からの週報の中でいろいろな対策

のことについて書いてあるマニュアルとかも配られていたのですが、その中でも、 やはり農家にとっては高齢化が進んでいるという関係で大きな施設も難しい。また 逆に今まで多く使っていた小さなトンネルの場合に持ち上げてやることで、中身で は、消毒を結構やるということで説明がありましたが、消費者にとっては、その消 毒の回数が増えることもいろいろ問題があって、この施設のあり方も今後いろいろ な感じで検討していく必要があると思います。それについては後でちょっと触れた いと思いますが、その中身についてちょっとだけお聞きしたいわけなのですが、セ グロウリミバエを含めてそのミバエ類の誘殺状況といいますか、そういうのが大体 今のところ前からたくさんいるミスジミバエとかですね、去年あたりはちょっと唐 辛子とかをつくっている農家の近くで、いたらいけないことなのですけど、ナスミ バエとかも数匹確認しました。その前も自分でつくっているときもこのナスミバエ をそれらしいものがいることで、実の中から出た後の跡がいっぱいあったりして、 そういうのがちょっと中身を調べてないから必ずいるということではないのですけ ど、確認したのを覚えています。ということで、今現在、トラップで誘殺されてい る、そのミバエ等の結果についてちょっと課長わかる範囲でいいですので、お願い します。

- ○議長(沖野一雄議員) 堀田産業課長。
- ○産業課長(堀田哲也君) お答え申し上げます。

今、トラップの方で誘殺しているセグロウリミバエについては、先ほど申し上げたように9月9日現在で113匹となっておりまして、その中に誘引剤を入れてトラップを入れるので、そこに寄ってくるミバエが、今吉田議員がおっしゃったナスミバエの方は入ってこない薬剤を使っているということだったので、先ほどショップの方に確認したところ、やはりその入ってくるのはセグロウリミバエとミスジミバエの方が入ってきます。ミスジミバエについては、数は今ちょっと確認してないのですが、セグロウリミバエが確認された当初、トラップを83個まで増やしたときは、1日で百数十匹ぐらい捕まるぐらいミスジミバエは非常に多かったです。ただ、御存じのように、そのミスジミバエについては、食害があまりないということで害虫指定はされていないので大きな問題になっていませんが、捕まっているのはミスジミバエとセグロウリミバエになります。ミスジミバエについては、今ちょっと数はないですけど、非常に多く捕まっています。

- 〇議長(沖野一雄議員) 3番、吉田勉議員。
- ○3番(吉田 勉議員) 確かにですね、去年とか今年の5、6月ぐらいまでは、そのミスジミバエも結構いて、ときどき自分たちの果樹の周りを見ていると、たまにこのミスジミバエについては確認することができましたが、さすがにセグロウリミバ

工については、私はらしきものを1回だけしか見ることができなかったのですが、 このミスジミバエも普通、作物にあまり影響はないという感じで言われてはいます が、今の島の現状からいって、いろいろなグアバであったり、いろいろな果物、果 樹ですね、それがすごい腐るというか、半分以上はもう刺された痕があって、途中 から腐っていって、なかなかその商品にならないわけですね。そういう中で、何が 刺しているのかがはっきりしなくて、今日も昼間に堀田課長にちょっと確認したの ですが、その実を確認して、中にどういった感じの虫の幼虫がいるのかという確認 をしたところでした。そういうことで、今後のこともありますので、できるだけ特 病の方々とか、試験場とも相談をしながらですね、その分析した中で、どういうの が刺しているのかとかもちょっとだけ確認をいただけたらなと思います。それと、 これは対象じゃないのですけど、バナナとかもですね、熟したときに開けてみる と、虫が刺した痕がいっぱいあって、その芯ができて、いろいろな感じでそのバナ ナがもう食べられないと、製品としても出荷できない状態も結構あったりします。 ということで、何が刺しているかとかですね、そういうのも含めてできればこのも う温暖化の影響で、いろいろなのが入ってきていて、どうしてもこの施設栽培じゃ ないといけない、また農薬に頼らないといけないという事態が来ています。そうい うことで、どうしてもその施設栽培なのですが、先ほどありました、私が申し上げ ましたインゲンの栽培で、パンフレットの中には、小さなトンネル、ワンベッドの トンネルにしても、横の方、サイドをちょっと広げて入りにくくする。ツーベッド のトンネルについても、その裾を広くしながら侵入防止をしながら消毒をしてやっ ていくということで、ほかの施設については二重の網を仕掛けて入り口を調整する とかという感じでありましたが、今、与論の農家にとってほとんどそのワンベッド の小さなトンネルを使っている農家が結構多いわけですね。それを何か見ていく と、ツーベッドのこのダンポールで使っている2メーターぐらいのトンネルです と、中に入っていって作業ができる関係でですね、入り口さえちゃんとすればある 程度の侵入防止ができると、そういうふうに思っていますが、いろいろな今後の対 策について、その補助的なものはあるでしょうけど、大きな問題が出て移動規制が かかってこないと、国の方からの補助金とかも結構難しい状態かなと思います。と いうことで、町としての考え方でですね、今のところ消毒したりを内容に書いては ありましたが、今後そのツーベッドに対するいろいろな農家に対する助成とか、そ ういうことについてお伺いしたいと思いますが、町長でも課長でもよろしいです。

〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。

〇町長(田畑克夫君) 吉田勉議員、御質問ありがとうございました。私もこのセグロウリミバエが4月に初確認して以降、情報を確認しながらでしたが、何しろもう全

然どういう対策というのが私自身もわからなくて、一応当初の頃から農業委員会の 委員の方々も早く対策を打って、被害が拡大しないうちに県の方とも協力して、ま た補償問題等も出てくるのではないかという情報で、私の方から県の方に課長を通 していって、要望等を正式にはではないのですけど、ある新聞社の取材も受けまし て、奄美群島にもう拡散しているのになかなか県としても何か危機感がないのでは ないかという質問を受けましたが、もう沖永良部、与論においては、もう大分入り 込んでいるので危機感を持っていますということで、単町でその陳情を上げるわけ にもいかないので、まだ、群島内での意思統一は図っていないのでというところ で、県庁の方にもお伺いしながら、県との懇談会がありましたので、そのときで奄 美群島の各首長さんに了解を得ながら、そういう認識で奄美群島12市町村会で陳 情を上げていいですかという了承の中で上げたところで、県の方としても沖縄県が やっている不妊虫のあれとかというところが、技術的にまだ県の方でも対策がミカ ンコミバエのときですかね、なかなかあれしてすぐそういう不妊虫の配布ができな いと鹿児島県としては、沖縄県の御了解、沖縄県は沖縄県として沖縄県のところで やるのが精一杯で、なかなか鹿児島県に回せない状況という情報で聞いておりま す。また先ほども言いましたように奄美群島12市町村でまた陳情を上げて、また 県の対策を要望しているところです。以上です。詳しいことはまた堀田課長に。

〇議長(沖野一雄議員) 堀田産業課長。

○産業課長(堀田哲也君) 私の方からの助成の方についてちょっと御説明申し上げます。

助成については、発生してから家庭菜園向けは夏に一度、8割助成で1台の方を助成させていただいたのですが、なかなかその経済作物のインゲン、ゴーヤ、ニガウリに対しては規模が大きいということで、作付けを待ってということでしていたところでした。国の方とも相談しまして、その防虫資材ですね、ネットとかの資材もちゃんときちんとその助成できないのかということをずっと相談していたのですが、先ほどおっしゃったダンポールだったりとか、ハウス資材については汎用性が高いということで、国の方からの事業を使っての助成というのは現状難しいという回答をいただいています。ただ、こちらの方で、先日の週報でもお配りした栽培指針の方で載せている農薬等については、一応、こちらの農薬を使えば防除効果が高いということで、またこちらがそのセグロウリミバエに限った使用を認めるという農薬ですので、案内は次期週報になるのですが、こちらの農薬についての助成は100%助成できるという形で、今回お答えいただいているところです。その他ですね、先ほどあったトンネルの入り口部分の二重がけ部分のネット、それについては明らかに汎用性はなく、セグロウリミバエ対策としてかけるネットですということ

を追加になるので、その追加分については認められるのではないかということで、今こちらを交渉しておりまして、こちらも恐らく100%で助成の案内ができるように今準備を進めているところです。なかなかおっしゃるように、農薬をあまり使いたくないというのが消費者もまた農家の方も実際の現状だと思いますので、農薬を使わなくてもつくれるというのがハウス栽培とあと二重かけのトンネル栽培で、しっかり横と入り口を防除すれば農薬を使わなくても大丈夫ですよというのは回答いただいているので、そういった栽培方法に、今一重がけでつくっている方に対しては、二重がけだったら農薬も少なくてできますよということで案内をしてまいりたいところなのですが、先ほど申し上げたように、その二重がけの部分に係るネット、ダンポール等の資材については、国庫補助の方での助成ができないので、こちらについては今年の4月から、もともと町単で実施している2分の1補助の資材助成がありますので、こちらを利用していただいて、この栽培方法にシフトしていただくか、一重かけてつくるんであれば、農薬は100%助成しますので、そちらの方を使っていただいて、インゲン栽培を続けていただければと思って、今進めているところです。

○議長(沖野一雄議員) 3番、吉田勉議員。

〇3番(吉田 勉議員) ありがとうございます。その施設関係についてもうちょっと だけ、すみません。今はその幅が2メートルぐらいのツーベッドのダンポールを 使ったトンネルについてもですね、やはり構造上どうしても二重のネットをすると か、非常に難しいところがあったり、それから今、その長さにあわせて今使ってい るネットを使うとしたら全部準備されているわけですよね。そうすると横の方に ちょっとだけやるとしたら、あと1メートルぐらいのを横に張っていく、そうした 作業が必要になってきますが、どうしてもそのダンポールだけのトンネルハウス は、確かにそのワンベッドのから比べるとしょっちゅう開けなくてもいいし、中か ら作業ができるので大変有効かと思います。それでいろいろなことをあと考えてで すね、どうしてもその風とかそういうので弱さもありますので、スチールといいま すか、アーチパイプを使って同じ大きさでやっている農家もありますが、それにつ いてはビニールを張ったりすることができるわけです。そうすると、中に網を張っ て、またビニールを張るという感じで二重的な効果と、それから冬場になると保温 の効果もあって大変有効かと思います。その町単独の補助でそれをやったときに、 単価もいろいろ違ってきてあると思いますが、町としてそれを使えるようにしてい く考え方があるのか。それから単価的にどのぐらいかもしわかれば、違いがあるの かも含めて課長にお伺いします。

○議長(沖野一雄議員) 堀田産業課長。

○産業課長(堀田哲也君) お答え申し上げます。

今、吉田議員からありました、そのアーチパイプ型のハウスにつきましては、現在導入されている農家さんも数件いらっしゃるということで、非常に大型のハウスとは違って、いわゆる小さいハウスみたいな感じなので、非常に断熱性も防風性も有効的に高いとは思っています。ただ、こちらの方が先ほど来ありますダンポールでやった場合の資材と比べると、2反5畝で大体考えて、大体1.7倍ぐらいの経費がかかるというふうに聞いて今調べていますので、その1.7倍ぐらい経費をかけてまた農家さんがしていただけるのであれば、こちらの方が確かに作業性も効率性も上がると思うのでいいものだと思います。ただ、そこに対する助成は先ほど申し上げた防風・防虫資材の2分の1助成でもちろんカバーできる製品ですので、町単でカバーできるのですが、予算に限りが今のところありますので、その範囲の中でやってまいりたいと思います。もしこのインゲン作付けの前までに希望が多いということであれば、またそこは補助率を下げるか、若しくは財政側と協議しながら何とかできるかというのは、今後の話なので何とも言えないですけど、現状では今、その置いている助成制度の中で適用できる資材だと思っています。

〇議長(沖野一雄議員) 3番、吉田勉議員。

○3番(吉田 勉議員) ありがとうございます。やはりですね、どうしてもその将来 に向かってやっていくためには、今、その町の補助でしかできないところで、 ちょっと厳しさもありますが、ちょっと数年前まではですね、3分の1補助でトン ネル関係事業はしていたと思いますが、今いろいろな病害虫の関係で2分の1に なったということで、そういうことを考えていくと、農家にとっては大変ありがた いことで、今後また予算の範囲内で結構ですが、農家のために御尽力をいただきた いと思います。それと、あと1点ですが、今ある大きなハウスとか、そういう中で どうしても私も平張りを持って、ファスナーの付いている入り口で1枚でやってい るのですが、そこから入っていってもどっから入ったかわからないぐらいバッタで あったり、それからタイワンキドクガであったり、異常的にハウスの中でも発生す るのですね。そういうことを考えていくと、いろいろなその対策の中に入り口の二 重張りをしていくという話がありましたが、その二重張りのためにですね、今ある 既設のハウス等についても、もし農家から要望がありましたら、外から開けて入っ て中で閉められるというファスナー付きの入り口のネットがあったりするのです が、そういうのも含めて、できるだけ補助対象になるようにですね、これは病害虫 対策のあれですので、そういう感じでもういろいろな害虫がこの温暖化のせいで、 いっぱい入ってきています。そういうことで、是非お願いをしたいなと思います。 今はあのタイワンキドクガとかでも果物の表面をかじるのももちろんですけど、中

に入っていって、中に卵を産んでという感じの感覚も相当見られますので、できる だけそういう侵入対策をいろいろな感じでよろしくお願いしたいと思います。

要旨の2のバッタ類について、もう少しまた質問させていただきたいと思いま す。バッタもその病害虫もですけど、去年から沖縄は台風がなくて、台風が大きく 吹くと、バッタとか病害虫のこういう虫類が大分少なくなるのですけど、その異常 気象の関係で台風とかあまり大きなのはなくて、去年からそのバッタも異常発生し ています。それの影響で今年もまた多いということで、バッタについては、畑とか そういう畦道に卵を産む関係で、本当は去年みたいな大洪水が起きると大分少なく なるべきですが、今年はまた余計多いような感じでですね。またそれは地区を見ま すと那間地区だったり、古里だったり、麦屋地区だったりという感じで、水にあま り浸からないところで異常発生したのではないかなと思います。そういうことで大 変多くなっていると。そしてまた種類もですね、去年はヒゲマダライナゴが大発生 したわけですね、今年を見ているとタイワンツチイナゴのほうが多いかなと思うの ですけど、それに加えて、今回私見ていますとトノサマバッタがですね、大分見受 けられると。トノサマバッタの中でも2種類あって、集団化してですね、いろいろ な周りに影響されて色まで変わってきて、その中でも集団化の中でやると競争です から、その食欲も旺盛になったり、ちょっと乱暴という言葉はおかしいですけど、 ちょっとどう猛になったりするような、そういう性格を持っているということなの ですけど、それも大分増えているわけですね。そういう中で、私がこの集団防除の 話をしたのは、今の時代で集団防除という言葉はあまりなじまないわけですけど、 確かに答弁にありますように、いろいろな農家さんがあって有機野菜をつくってい る農家だったり、いろいろなのがあると思います。自給野菜については農薬を使い たくないと、そういう感じの中でわざと出したのはですね、やはり土地の集約とい うか、そういうのを地域でつくっていくことによって、ある区画を個人個人で栽培 はしているんだけど、こういうときに何かこの一緒になって対策を考えてみたり、 いろいろなことができるようなですね、そういう土地の集積、集約、いろいろなそ ういう協定みたいなので、近くの仲間同士だけでもある程度対応できるような、そ ういう組織をつくっていただきたいなということで、私の場合この集団防除の話を 入れてあるのですけど。集団防除というのは確かに答弁があったとおりで、あまり 時代になじまないし、あまり本当はしたらいけないことだと思うのですが、これだ け異常的に発生してきますと、また今年も台風があまり来なかったら、これが倍に なって、来年はまたさらに増える可能性が十分あるわけです。だからその点から含 めても、さっきの施設関係の充実も大事ですし、この地域同士が話し合える、そう いう協定みたいなのも特に必要かなと思って、質問させていただいたところです。

これについては、確かにここに答弁があるとおりで、なかなかできないのですが、今集落を回って、いろいろな農家が集まって話をされていると思うのですが、その中でもいろいろ出てきているみたいですので、そういった自分たちの話し合いの中でいろいろなことができる、そういう体制づくりをすれば、近く同士で防除していける。それで今回のタイワンツチイナゴでも、もう幼虫のときにちょっと小さいときにすれば、羽を付けていないのであまり飛ばないし、いろいろな感じで防除しやすいわけです。私も自分でパイナップルをつくっていてちょっと面積はあるのですが、そこがみんなその幼虫にやられてパイナップルの上が全部なくなる。それで慌てて自分なりに消毒をしたのですけど、隣のさとうきび畑にみんな飛んでいって、そのバッタもですね。また明日来ると同じような感じで、もう歩けないぐらいいるのですね。そういうのがあって、こういう質問だったのですが、また、今話し合いをされている農家同士の話し合いの中でも、そういうのもまた行政の方で進めていただいて、隣近所、お互いが何かできるような体制づくりを、是非お願いしたいなと思います。よろしくお願いいたします。これについては、もうこれで終わります。

続きまして、質問事項の2のため池等の災害対策について、ちょっとまた質問さ せていただきます。昨年の豪雨災害があって、今までにない雨が降ったということ でありましたが、その後の調査といいますか、次に向かっているのですけど、何で ここがこうなったのかという実証的なのがあまりされてないということで、地域の 方々からもういろいろありまして、私もちょっと回ってみたりしますけど、全般的 にいって、そのため池から流れていくところの沈砂池、それからそういう流すとこ ろのドリーネとかそういうところが、要するに長年かけていろいろ流れてきたもの や土砂等が流れてきてたまってしまって、もう水が流れない状態。それからギンネ ムとか草が生えていて、そこにはもう浸透できない状態があまりにも多すぎて、だ からそういうのを原因を追究してすぐ事業ということではなくて、こういうのがあ るからこうなったんだねという、そこがほしいということなのですね。だから、地 域の人たちがやはりおっしゃるには、何年も前からまたそういう雨が降ったりした ときに、役場の人たちも呼んで見せて、県の人たちが来るときも話もするけど、 ずっとずっと置かれたままでなかなか前に進まないということをおっしゃっていま す。そうすると、今回も去年あれだけの豪雨災害があった中で、またもうすぐ11 月ですよ。そうすると1年過ぎてまた同じことがあったときに、やはり行政にも あったらいけないことなのですけど、厳しい目が向けられるわけですよね。だか ら、そういう中でせめてその調査をして、何が悪かったのか、またちょっとしたこ とでもできることはないかということで必要だと思います。私も自分で人に呼ばれ

てこう回って見たりしますけど、まず沈砂池というのがですね、沈砂池というのは 読んで字のごとくなのですけど、そこに土とか砂とかが集まっていって、そこに集 めたのでろ過させて堆積させていってする。またオーバーフローしたときにできる だけそこにためてから、赤土対策で外には流さないようにする。それが沈砂池の役 目なのですね。つくりたての頃は水が浸透しそうなところを選んでつくるわけです よね。そうすると、それが県の事業とかであれば、1回完成してしまうとそこが終 わりで、後のことがなくて町が一番苦労するのですが、後で、ため池が最初からた まるのが当たり前で、たまった土地があると草が生える被害の当たり前の世界。そ うすると全然水が浸透していかない。与論の土の性質からいうと、ある程度は粒子 が細かいものですから流れていって、普通の小さなところでも、どんどんたまって いって、あとは水を通さなくなるわけです。晴れると固まってしまって水を通さな い。普通の農地もそうなのですが、雨が降ったときは50センチ、60センチはし みていきますけど、だんだんだんだんそれが下に下がっていって、みんな穴を閉じ ていって、それから地下には水は浸透していかないわけです。そういう性格を持っ てあとは表面しか流れていかないわけだから、それを含めてですね。そうすると、 どうしてもその地下に浸透できる場所というのは、新しくつくることばかりではな くてですね、そういうところはないのか。今あったやつを少しでも掃除をして、流 すことを考えないと、沈砂池とかもう流末ですから、そこは最初は漏りました、今 は土が埋まって漏りませんという世界ですから、やはりその水土里サークルの中で もそういう点検したのを、あそこは大事だからあそこは何とかしてもらえないかと かですね、町からもやはり各集落にも投げかけて、また協力もしあってやらないと 同じことを繰り返していくわけです。だから、そこの点はもうどうしても必要だと 思いますが、町長でも課長でもお願いします。

○議長(沖野一雄議員) 喜村耕地課長。

○耕地課長(喜村一隆君) ありがとうございます。おっしゃるように、今、災害復旧の方で調査がまだなかなかできていないというのが現状ではあるのですが、これからまたそういった原因などというのを県の方とも相談しながら、そういう調査が県の事業とかでもできるのか、もう町単でしかできないのかというのをまた聞き取りなども含めながら進めていけたらと思います。あと、今沈砂池の話がございましたが、やはり維持管理がなかなか数も多い関係からできていないところの現状がたくさんあるので、そこは多面の組織であったり、また町の方でも町単の借上料であったりで、順次進めていけるところはまた相談しながらやっていけたらなと思っています。

○議長(沖野一雄議員) 3番、吉田勉議員。

○3番(吉田 勉議員) ありがとうございます。確かに去年のまた後片付け、またい ろいろな事業の精査とか、そういう感じでお忙しいのもわかりますが、やはり災害 が起きた後に住民からすると、来て見てどうしたもんかなという感じで住民にも聞 いてあげるということが一番大事な世界かなと思います。呼ばれて行ってみると、 やはりそういうのが足りないということで、いろいろまた議会とかで話をしてくれ ないかとか、そういう話になるわけですよね。だから、やはりその行政としてはす ぐできることではないけれど、何でかなという感じで原因もやはり確かめに行く。 そしてそのときには地域の人も呼んであげて、話をしていただければと思います。 時間があれば、もうちょっとだけすみません。去年の豪雨災害のときに皆さんもお 気付きだと思いますが、さっきのあの土質の話もありましたが、大きな雨が降っ て、そのときは災害は起きなかったと。後の雨で少なかったけど災害が起きた。こ れは当然ですね、最初の雨は地下にも浸透してきますし、それからちょっとだけ窪 地があったところにたまっていって、それである程度カバーできるわけですよ。後 の降った雨は、もう浸透しなくなっているからその上から流れてきた水がどうして も下流にいって、また大氾濫を起こすと、そういう世界が結構あるわけですね。そ ういう対策をしていくためには、まず上流の方で少しずつ水を少なくしていく。 さっき申し上げましたが、雨では50センチ、60センチしか浸透していかないの で、できれば穴が開いて地下の方に深く行けるところがあったら、そこで上流の方 で落としてあげることができれば、それで最終に行きますからある程度のカバーが できるという、そういう現実だと思います。ということで、ほかの地区もそういう のを見つけながらやっていただきたいと。今、ウプインジュの対策として、昔の ユースホテルの後ろに沈砂池をつくっていますけど、ああいう感じで上流である程 度ことができると、下に流れていくのが大分軽減されると思います。ということ で、それに関連してなのですが、那間の3号池、山本明美さんのところの西側です ね、そこから溢れた水が町敏文さんの牛舎の後ろに大きな沈砂池があって、そこか らもう溢れて、要するに前の議会のときに遠山議員から質問があったのですが、そ この與舎のため池に流れていって、大きな被害があったと。そういうことで上流が 悪かったら下の方に影響していくわけです。そしたらその3号池から流れ出ている 水がどういう影響があったかというのは、やはりその町さんの牛舎の後ろの人工的 に掘った穴を中心にしながら井戸を掘っていって、そこに昔はみんな水が流れるよ うにしているのです。だからそこがみんな物が入ってきて、もう詰まってしまって いるわけですよ。木の枝とかビニール袋とか、そういうのが流れていくと、どうし ても当然オーバーフローしてああいった形になると思います。町さんの話もちょっ と確認してみましたら、ある程度の雨が降ってくると、そこから流れないものだか

ら、あるところまで来るよと、下の畑の上まで来ていて、牛舎の根っこまでよく水 が来ていたという話もありますが、だんだんだんだんそういう感じの状態が続いて いたわけですね、掃除ができてないから、堆積物が集まってきていかなくなるわけ ですので。そういうのも含めて私は、大きな金をかけて大きな浸透池をつくってと いう話ではなくて、上流とかでそういう場所を見つけて、少しずつ上流のところか ら軽減しながら、下流に持っていくというこういう体制づくりができればいいなと 思います。そのためには、こういった大洪水があったときに何が必要だったのか、 何が不足しているのかをやはり検証する必要があると思うのです。先ほど申し上げ ましたが、やはり住民の方々が心配している。そこで私たちが話をしても、あまり 通じなかったという感じの話が結構聞こえるものですからね。それで大分前の頃な のですが、土地改良区の事業がそういうのがあるときに、那間地区においては ちょっと窪んでいるところには大きな井戸を掘って、大雨が降ったらそこの中に 入ってくる。そしてまた干ばつをしたときは、その入っていったところから水を汲 み上げて畑にも使えるという井戸がたくさんあるわけです、那間地区においては。 今も残っていて、真四角の枠があって横の方からはですね、畑と同じ高さで、そこ からオーバーフローしたときに畑から水が流れてくるような井戸が結構あるので す。それで今の第2那間の3号池ですかね、阿多洋助さんの牛小屋の辺り、あそこ も昔そういう井戸がたくさんあったんだけど、その畑総のときに埋めてしまった と。もうそれが今影響して、毎年大雨が降ると牛を移動させたりしていて心配だと いう話もありまして、そういう中でやはり調査をして、考え方によっては上流でそ ういうところをうまく使えばできるのではないかと思います。それと、まず最初は 下流になっている、一番最終的な浸透させるためにつくっている浸透池、沈砂池の 整備をして、下流から上流に向かってまず整備をしていかないと、これはちょっと 難しいことだと思うのです。いろいろなところで見ていますと、ため池から溢れた 水は側溝を通して、その沈砂池まで直行なんですね。そうすると一気にそこに流れ ていって、当然そこが処理できないのに水だけ多く流れていく。だからそういうの も含めて、やはりもうちょっと検討すべきであるし、またそれを県に対して言える のは、やはり担当課の人たちとか、いろいろな中で会議をするときに、そういう意 見がありましたということで伝えながらなんですけど、できれば地域に行って、そ の人たちの話を聞いてあげる。昔はそういうところでちゃんとやっていたんだと。 今はもう記録的な雨だとか、異常的な雨だという話もよくされますが、もう1回そ ういうのが事実としてあったわけだから、次から後は前の問題じゃないわけ、これ から後の問題というのが、こんな異常気象で本土では大洪水ばかり起こっています よね。それと一緒で、この島についてもまた今年の11月頃同じことがあるかもし

れない。そういうことを踏まえて、それ以上に降ったときはじゃあどうするかということを考えると、やはりそこの現場に行って何が悪いのか、去年何が悪かったのか、どういうことが影響したのかをですね、是非調べていただきたいと思います。では、最後に町長お願いします。

〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。

〇町長(田畑克夫君) 吉田勉議員、大変勉強になる御意見ありがとうございます。答 弁でも答えましたけど、以前、吉田勉議員から提案のあったため池等の上流側です よね。今、反省しているのは、もちろん去年の11月の8日から9日にかけたあの 豪雨というのは、私は東京にいて体験していませんが、今、北海道から全部その線 状降水帯というのが、もうあらゆるところで想定外が想定内で起きていますよね、 天気予報等を見ますと。それは1回経験したから、もう50年、100年は来ない だろうということではなくて、毎年かまた明日、明後日、近日中に起こり得る可能 性もあるわけですよね。そこはもう、1回経験したのは次にはないということでは なくて、次も起こり得るだろうという想定内の考え方をしていかないとということ は吉田勉議員がおっしゃるとおりで、私もそういうふうに認識をしています。耕地 課の職員は、去年の11月にあったその被害に対して、今補助をしているというと ころに一生懸命なのでしょうが、おっしゃるように、やはり地域住民の声をちゃん と聞かないと対策にも結び付かないと思っていますので、そこは県の指導、大島支 庁、沖永良部とかありますので、農政の方々の御指導もいただきながら、意見を統 一してヒアリング等できて、そういう分析していくことができるような処置が取れ るように対策を耕地課と一緒に、また県の農政担当耕地課サイドと進めていけたら と思います。また経験が何分未熟なところも職員もあったりするところもあるもの ですから、吉田勉議員やその他のOB職員の御指導をいただきながら進めてまいり たいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(沖野一雄議員) 喜村耕地課長。

○耕地課長(喜村一隆君) ありがとうございます。先ほど吉田議員からありました上流側でという話があったのですけど、図書館から提供いただいた1970年代から90年代に、いくつかの大学の探検部が研究していた与論島の洞窟第1回調査報告というのをちょっと見させていただいたのですけど、それでは40カ所ぐらいの与論の洞窟というのが、発見というか調査されているのですが、今回、冠水被害が起こったところのちょっと近くであったり、上流側というのはあまりないのかなというのが見受けられたところで、やはり地域住民の方で、今知っている方もどんどん少なくなってきているのかなと思うところなので、そういったところをまた聞きながら、そういうところが利用できるかというのも今後聞き取りとか、情報をいただ

けたらなと思っているところです。よろしくお願いいたします。

- ○議長(沖野一雄議員) 3番、吉田勉議員。
- ○3番(吉田 勉議員) ありがとうございます。やはり、地域を回りますと、もう事業も終わっている関係で、陳情書を出してくれとかいろいろな感覚、言葉があるみたいなのですが、やはりその前に、工事に入る前に何が必要かというのが大事ですので、先ほども申し上げましたように、町としてはいろいろな感じで調査をしながら、地域の住民の意見を聞いたりしながら、そういう感じで進めていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(沖野一雄議員) 3番、吉田勉議員の一般質問を終わります。

次は、2番、川内恵司議員に発言を許します。

2番、川内恵司議員。

〇2番(川内恵司議員) 2番の川内です。昨年9月の定例会以来の2回目の質問にな ります。どうぞよろしくお願いいたします。質問入る前にですね、ちょっと一言申 し述べたく思います。昨年9月に与論町議会議員になりましてから1年が経過いた しました。この間ですね、4回の定例会、3回の臨時会、そして予算審査特別委員 会、決算審査特別委員会を経験させていただき、また、各種の議員研修会や議員大 会等への参加もさせていただきました。そして、所属する環境経済建設委員会のメ ンバーとして、沖縄県竹富島とその周辺の島々への視察調査、あるいは広報委員会 のメンバーとして、議会だよりの編集作業に携わりながら、実にいろいろなことを 勉強させていただきました。そうした中で改めて強く思いますことは、今、私ども がこう生きている、この現代の社会というのは、誠に大変な社会であるなというこ とです。世界の情勢も、日本というこの国のありさまも、我が与論島の現状もで す。過去のどのような時代においても、その時代を生きた人々にとっては、どの時 代も同じように大変な激動の時代であったであろうことに変わりはないとは思いま す。しかし、この現代という今の時代は特に厳しいときにあり、何百年に一度かの パラダイムシフトが起こっている、その真っただ中にある苦しみがあるのではない かという思いを強くしています。それは、具体的にはどういうことかといいます と、先史時代はともかくとして、古代以来ですね、この国がかつて一度も経験した ことのない人口の減少社会を迎えているということです。生まれてくる子供の数が 少ない少子化社会が急激に進行する中で、人口全体に占める高齢者の数が増えてい く高齢化社会もまた同時に急速に進行して、お亡くなりになる高齢者が増える一方 で、生まれてくる子供の数は少なく、結果として、人口の自然減少により社会が縮 小化していくという、かつて一度も経験したことのない困難な時代を迎えているよ

うに思います。今の社会構造や法制度、あるいはルールなどという基本的な枠組みは、人口が増加していくことや経済が成長していくことを前提にしてつくられているものと理解をしています。社会が膨張していくことを前提にしている現行の制度や仕組みの中で、実際には急速に人口が減少して社会が縮小していくという、いわば縮小圧力社会とでもいうような事態に陥り、そうした矛盾の中で、人々は呻吟しながらも何とか日々の暮らしを立てている状況のように思います。政府や関係当局も時代の変化にあわせるべく、いろいろと手を打ってきていますが、これまでの経過を見る限り、いわゆる対処療法的な施策や対応がほとんどで、抜本的な問題の解決には程遠い印象です。目下の与論町もこうした大変困難な時代状況の中にあるとの認識に立って、今回は「ふるさと」という言葉をキーワードに、以下の3点について通告書に従って質問をさせていただきます。

- 1 ふるさと留学制度の積極的推進について
 - (1) 与論中学校・高等学校における学年2学級の維持は、学校の存続のため に必要と思われる。その生徒確保のため、ふるさと留学制度をより積極的 に推進していく具体的方策として、ふるさと留学生(世帯)用住宅や寮の 建設・確保が効果的と思うが、町長の考えを伺います。
- 2 ふるさと納税制度のより効果的な推進について
 - (1) 町の財政基盤の強化や、返礼品となる地元特産品生産等の活性化につな がる個人版・企業版ふるさと納税制度のより一層効果的な推進が必要と思 うが、町長の考えを伺います。
- 3 ふるさとの自然と伝統を次世代につなぐ地域づくりの推進について
 - (1) 与論島のかけがえのない宝であり、島民が等しく享受すべき共有の財産である美しい景観を守りつつ、かつ長い歳月をかけて培ってきた与論島固有の価値ある伝統を守るために、島内の土地、特に海岸沿いにある土地の売買等について、一定の規制を設ける必要があると思うが、町長の考えを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- ○町長(田畑克夫君) 川内恵司議員ありがとうございます。質問事項1、要旨1についてお答えをいたします。

与論高等学校の1学年2学級の維持は、本町の最重要課題の1つであり、御指摘のとおりふるさと留学制度を積極的に推進していく上で、ふるさと留学生用の住宅や寮の整備は大きな検討課題だと思っています。

中学生や高校生が家族と一緒に本町に留学する場合の住宅については、サンセッ

ト江ヶ島の移住定住促進住宅や民間住宅等の利用も可能ですが、本人だけ留学する場合は、保護者が安心して預けられる留学生用の寮の整備が必要だと考えています。建物のハード面とあわせて、食事の提供や寮母等の管理人の配置などソフト面の整備も大変重要になってまいります。

与論高等学校の存続は、本町の最重要課題の1つであるとの認識のもと、留学生 用の寮の整備について、今後さまざまな角度から検討してまいりたいと思います。 質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

ふるさと納税については、本町の財政基盤の強化や地元特産品の生産を支援する 上でも、今後とも効果的な推進に取り組んでまいりたいと考えています。

個人版ふるさと納税における取り組みといたしましては、魅力的な特産品開発をより一層推進するとともに、体験型の商品開発や現地決済型のふるさと納税などを推進してまいりたいと考えています。

企業版ふるさと納税につきましては、このほど、地域再生計画の認定がなされ、 令和7年度から令和11年度まで企業版ふるさと納税の受け入れが可能となりまし たので、企業等へのPR活動を積極的に行ってまいりたいと考えています。

質問事項3、要旨1についてお答えいたします。

現在、土地取引に関する法的規制として、農地であれば農地法第3条及び第5条で規制されており、農業委員会や都道府県知事の許可が必要となっています。

その他は、財産を保障する憲法第29条により、土地の売買は自由であり、現在 農地法以外規制する法律はありません。

しかしながら、現在の国内情勢を鑑みれば水源地や景勝地等が外国資本に買われるケースが増大しており、国や県に対し土地取引に関する規制の法制化を訴えるとともに、重要度の高い場所については、町有地として購入できないかも検討してまいります。

- ○議長(沖野一雄議員) 中山教育長。
- ○教育長(中山義和君) 川内恵司議員の質問事項1、要旨1について、町長に続いて お答えいたします。

ふるさと留学制度は、平成27年度に与論中学校並びに与論高等学校の全学年を 2学級存続させることを目的に制度が立ち上がり、これまで13人が活用していま す。

ふるさと留学制度を活用するためには、本町に住まいを確保する必要があり、賃貸住居等を確保し親子で居住する「親子留学」と、祖父母等の親族の住宅に学生の みが下宿する形態の「孫留学」の2種類があります。

御指摘のとおり、本制度を推進するに当たり障害となっているのが住宅の確保で

あり、民間の賃貸住宅に空きがない状況が続く中、町の定住促進住宅の2部屋をふるさと留学生用に確保して対応しているところです。しかし、親子での移住は、親の仕事や収入の面など負担が大きく、留学を希望する学生側からはハードルが高いものとなっています。また、昨年、ふるさと留学生として与論中学校入学を希望して面接・下見に来られた家族は、施設の古さを理由に辞退されたことからも、長期にわたる島での生活が魅力的に思える住宅の確保が必要であると考えます。

ふるさと留学制度をさらに推進するためには、専用住宅や寮の建設が効果的であると認識していますので、検討してまいります。

- ○議長(沖野一雄議員) 2番、川内恵司議員。
- ○2番(川内恵司議員) 大変丁寧な答弁をありがとうございました。では、順番を 追って追加質問させていただきます。まず、質問1のふるさと留学生制度の積極的 推進についてですが、私がこの件を殊さら問題にするのは、この与論島も含めて、 日本国民全体で少子化が急激に進行している現状の中で、早急に早めにしかるべく 手を打たないと、本当に手遅れになってしまうという強い危機感があるからです。 ということで、今回はあえて町長と教育長のお二人に答弁をお願いしています。町 長も教育長もこのふるさと留学生用のための住宅は、基本的に必要であるとの認識 をお示しされましたので大変嬉しく思います。特に教育長は、去年の9月とは ちょっと違ったニュアンスでですね、大変歓迎するというか、検討するという答弁 をいただきましたので、また今後いろいろよろしくお願いしたいと思います。少し 長くなりますが、まずこの少子化というのがいかに深刻な問題かということを、最 近の具体的な数字を挙げて実態を検証してみたいと思います。8月29日発表の厚 生労働省人口動態統計の速報によりますと、今年上半期(1月~6月)の出生数 は、前年同期比3.1%減の33万9280人で、上半期としては過去最少を更新 し、4年連続で40万人を下回り、改めて加速する少子化が浮き彫りになったとあ ります。また、6月に公表されました2024年、昨年の日本人の総出生数は、初 めて70万人を割り68万6061人で、今年の下半期も、上半期と同様のペース で推移をすれば、年間での最少を更新する可能性があるとしています。出生数に関 して言えば、出生数は1975年(昭和50年)頃から減少傾向にあり、2016 年(平成28年)に初めて100万人の大台を割り込んで以来、2019年(平成 31年)には90万人を、2022年(令和4年)には80万人を、そして202 4年、昨年は70万人を下回ったとあります。近年は、1年間で約5万人の割合で 減少していることになります。また8月27日に発表された文部科学省の2025 年度学校基本調査の速報値によりますと、小学生の数は581万2379人で、何 と36年も連続して過去最少を更新し、中学生も310万5307人と4年連続最

少を更新し、高校生は287万3628人で11年連続で減少したとあります。こ うした人口減少は、奄美群島も同様で県が発表した8月1日現在の奄美12市町村 の推計人口は9万6394人、対前年比1,838人減少、与論町の推計人口は4, 878人、対前年比78人の減少となっています。こうした人口減少に対応するべ く、政府も2003年に初めて少子化問題を担当する特命担当大臣が内閣府に設置 されましたが、以来、2025年の現在までで少子化対策を担当した大臣は27人 を数えています。つまり、在任期間が全部1年未満だということです。近年は異次 元の少子化対策など、スローガンだけは勇ましいのですが、ほとんど成果が上がっ ていないと言ってよい状況です。ちなみに、昨年11月に就任した現在の大臣は、 三原じゅん子さんなのですが、この三原さんは、1980年(昭和55年)に与論 島のイメージガールとして海開きに招待され、参加されたあの三原じゅん子さんで す。そして世界に目を転じますと、地球規模におきましては、今なお人口は増加拡 大基調にあり、特にアジア、アフリカ等の発展途上国の国々においては、合計特殊 出生率が5~6以上で、今なお、爆発的な人口増加の現象が見られます。しかし、 主要先進7か国(G7)の国々におきましては、合計特殊出生率はフランスの1. 9が最高で、次いでアメリカ1.84、イギリス1.63、ドイツ1.58、カナダ 1.58、日本1.4、イタリア1.26と、どの国も人口維持基準値である2.0を 下回っており、いずれの先進国も人口減少や少子化問題を抱えていることがわかり ます。どうやらこの少子化問題というのは、先進国においては大変深刻な問題であ りまして、先進国の国々においては共通して子供が生まれにくい状況にあると考え ざるを得ません。こうした中で、ふるさと留学生用の寮の建設などの話をします と、全国的に少子化傾向があるのに、学校の統廃合が現実にある中で、与論島にふ るさと留学で生徒を呼び込むのには無理があるのではないかという声があります。 こうした声はですね、一応、もっともらしく聞こえはしますが、そこでとどまって しまっては思考状態に陥ってしまいます。何とか衆知を結集して打開策を見つけて 講じていかなければいけません。平成30年3月に刊行されました与論町誌の追録 版の編集委員長を務められた前教育長の町岡光弘氏は、はしがきに次のように書い ておられます。「少子化が進み、消滅危機の自治体が話題となり、ふるさと創生が 国家の課題となっている近年、与論町でも将来の活気あふれる高校存続を願い、中 学・高等学校全学年2学級存続プロジェクトを立ち上げ、平成25年度中に中高生 の与論への留学制度を設置しました」と、このように書いておられます。ちょうど 先ほどの中山教育長も、平成27年度以来というふうに答弁がございました。この 留学制度の設置以来、ありがたいことに先ほどの教育長の答弁によりますと、これ まで13人の留学生の受け入れが実現しているようです。さて、広報よろんの20

24年9月号は、「ふるさと留学で見つけた笑顔」というタイトルで、2件の成功 事例を2ページのインタビュー記事にして掲載しています。これですね、見覚えが あるかと思います。 2件のうち1件目は、ふるさと留学+孫との暮らしで、朝戸の 吉田節範さんの御夫妻と与論高校に通うお孫さんの肥後楓さん。2件目は、ふるさ と留学+空き家再生で、与論中学校に通う岡村さん御家族です。岡村さんはお父さ んを愛知県に残して、お母さんとお子さん3人の4人暮らしです。与論島での暮ら しは、4人とも大変満足されておられるようで、当時は小学校6年生、今は中学1 年生の娘さんが、高校を卒業されるまでは、与論島で暮らしたいというふうにこの インタビュー記事で答えておられます。そして、この岡村さんのお母さんはです ね、高校の卒業旅行のときに初めて与論島に旅行に来られたことがあるそうで、こ のとき本当に素敵な島だなという印象を持ち、その後、専門学校時代のお友だちが 与論の方と結婚をされて、与論にお住まいになっていらっしゃるようなのですが、 それをきっかけにして、この与論島に再度を旅に来られて、そのときにその友だち からふるさと留学の話を聞いて、もう矢も盾もたまらずですね、家族と相談してお 父さんだけ残して、ふるさと留学を決めたということをおっしゃっておられます。 そしてこの方は、「与論出身の方も一度は島を出ても、またこの島に戻って子育て をしたいという思いで、また島に戻ってこられる人も多いんじゃないでしょうか」 と話していらっしゃいます。この自分のルーツのある与論島で子育てをしたい、あ るいは住みたいという思いをお持ちの方々が結構たくさんいらっしゃるということ を、私の肌実感として持っています。一昨年12月に創立100周年記念式典祝賀 会を行った東京与論会をはじめ、名古屋近辺の中部与論会、大阪の関西与論会、鹿 児島与論会、沖縄与論会など、与論島をルーツにする方々や与論二世、三世、四世 の方々も与論島へのふるさと留学を希望しながら、実現できないケースが多々ある ことを承知しています。一番のネックは、やはり住居の問題です。孫留学をさせた くても与論の家は古いつくりのものが多く、私の家もそうなのですが、特にバス、 トイレ、キッチンなど水回りに難点があり、都会育ちの子供たちにはどうしてもな じめないことも多く、そのことが解決できれば、ぐんと留学生の数が増える可能性 はかなり高くなるだろうと、これは私自身の事情からも確信をしています。さて、 ふるさと楽園荘の本園金盛さんはですね、御自身でも実際にふるさと留学生を受け 入れられた経験から、親戚や友人、知人など、親しい関係にある方のお子さんで も、3年間も他人のお子さんをお預かりするのはいろいろな意味で大変なことだと の実感があり、ふるさと留学生用の寮や家族のための住宅を与論町があらかじめ準 備しておくことが必要だと、強い認識を示されて、会うたびによくこの話をして早 く何とかしろよというふうな、いつも激励をされているところです。ここにです

ね、与論町教育委員会等々がつくっているふるさと留学の募集のチラシが1枚、2 種類、あと3種類ほどあるわけで、ここで、与論で学ぶ魅力ということで、大変い いことが書いてあります。豊かな環境を体験。サンゴに囲まれ東洋の真珠と称賛さ れる美しい島で、伝統文化や人の温かさに触れながら地域課題に取り組み、主体的 で自立の精神を養えます。2つに、生きる力を育むカリキュラム。地域と全ての学 校とが連携して進めている探究型学習(海洋教育)により、表現力や粘り強さ、自 己肯定感の向上を目指すことができます。3、中高一貫教育。与論中・与論高校で 行われる総合乗り入れ事業、合同行事、部活動交流などにより、きめ細やかな指導 を受けることができ、中高での学びの意識を高めます。教師、地域の方との協働の 機会も多く、生徒間も仲間が楽しく過ごしています。これはですね、まさにそのと おりだと思います。今年の夏前だったと思うのですが、1階の多目的のホールで、 去年の春、高校を卒業して島だちされた方1人と、今年の春、高校を卒業して島だ ちされたばかりの4人の学生さんの合計5人をオンラインでつないだ、あれ何でし たかね、ありましてですね。私も参加させていただいたのですが、本当この与論島 の高校の卒業生はすばらしいなあと、手前あれですけど、本当にすばらしい子供た ちだなと思いました。私も吉田勉議員も遠山議員も同年齢でして、高校を卒業して 島だちしたのが昭和50年、1975年でちょうど50年前でした。50年前から 考えられないぐらいにですね、今のその子供たちの意識の高さを感じました。その 子たちが口々に言っていたのが大変印象に残っていて、この与論の海洋教育、中高 一貫教育というのは大変すばらしいと、今、島を出てから実感していると。1つの 例を挙げますと、ある人が大学で授業を受けているときに、今全員で共有して見て いるファイルをですね、自分のパソコンに保存できない人もたくさんいると、こん なことは与論では常識中の常識、承知中の承知だったんだと。やはり与論のITリ テラシーを育ててくれたのは大変ありがたいことだったという話を聞いて、大変嬉 しく思いました。もう1人ですね、東京の大学に通っている男子学生なのですけ ど、この学生は高校生のときの海洋教育で、何とですね、与論町の財政状況に大変 興味を持ってですね、財政問題を大変研究されたということで、法律を今勉強され ているようなのですが、本当にこう言語明瞭、論理明確でですね、大変わかりやす く話されておりました。やはりこの与論で育っている子供たちというのは、こうい う立派な子に育っているんだなと思いまして、50年前の僕らとはもう隔世の感が あるなと、50年経つとこれだけ違うのかという思いを大変強くいたしました。し かし、このチラシはいいチラシなのですが、ここにですね、条件がありまして親子 留学とあります。住宅を確保し、与論島で親子生活しながら通学しますということ であり、この募集のここを見ますと、留学するには、まず住まい探し、住まいを探 さないと留学できないということで、ここまで読んでいてすごくすばらしいと思った人たちも、この住まいを探さなくてはいけないというところにきて、がくんとこのモチベーションが下がるといいますか、ハードルが高いなという印象をかなり持たれているようなのです。なので、何と言ってもこの制度を推進するには、住居の問題を解決することです。この公営住宅の基準や仕様で検索しますと、コスト的に大変高いものになりそうなので、例えばですね、これは建設課長にちょっとお聞きしたいのですけど、建設課でその建物構造ですとか間取りとか仕様等を決めて、これを民間事業者に建築をさせて完成した建物を町が買い上げるが、借り上げるか等の方策は取れないものかと。先ほどの林議員の質問と被るような感じですが、建設課としての見解をちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(沖野一雄議員) 裾分建設課長。

○建設課長(裾分望嗣君) 質問の方、ありがとうございます。一応、住宅の問題というのは喫緊の課題として建設課も捉えています。先ほど林議員の質問にも答えたとおりなのですが、一応、令和5年7月に官民連携可能性調査という調査を行いました。その中で一番理想的というのが、今、川内議員が言われたようなそのリース方式というので、民間資金で建てていただいて20年ぐらいで返済をしていくというのが、一番現実的であろうという結果は出ています。そうなってくると、やはりどうしても10年後、20年後の方に借金といいますか、その辺もまた残していくのもどうなのかなというところで、今ちょっと立ち往生しているところではございますが、今のところですね、町単独住宅として何でも使えるような基金を利用してですね、取りあえずそっちの方から整備をしていこうという、今そういう計画にしています。

○議長(沖野一雄議員) 2番、川内恵司議員。

○2番(川内恵司議員) ありがとうございました。例えばですね、大変財政的に厳しい状況はよくわかっていますので、その建設の用地につきましては、例えばその30年ですとか、建物の種類によっては40年とか50年とかの定期借地権というのを利用することも考えられます。そして仮に民間業者に建設させ、その完成した建物を町が買い上げるという場合ですね、これはこの買い上げる場合の資金としては、私は起債するか、地元の金融機関から借りてでも実行すべきじゃないかなというふうに思っているのです。私は、これはですね、ことほどさようにこの住宅を整備して、子供が生まれてこない状況の中でですね、今は何とかしのいでいますが、これがちょっとこのまま時の経過に任せておきますと、取り返しのつかない事態を招くことはもう目に見えていると思います。ですから、これは起債をするなり、借金をするなりしてでもですね、私は町民の理解はある程度得られるのではないかと

思いますけど、町長の考えはいかがですか。

- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- 〇町長(田畑克夫君) 川内恵司議員、本当にありがとうございます。先ほどから質問 の中でずっと聞いていて、確かに国の人口減少が予想よりも3年ぐらい早くなって いますよね。100万人を切るのも2年ぐらい前倒しで早くなって、80万人切る のも予想よりも早くなって、国が危機感を示してないというところもありますが、 そういった国の責任というか、そういう感じには私たち外海離島にいる地方が言う ことではないと思うのですが、私が町長になろうと思ったのは、まさしく島に子供 が生まれづらいという令和4年度の出生数を聞いてからでしたので、それがすぐに は解決できないというのはわかっています。そのときに1年に30人弱の出生だ と、すぐ15年後が見えるわけですよね。というのは、与論高校ですよ。1クラス しかない、もう30人弱の高校で、外海離島の高校は県立なので存続はします。で も果たして3学年1クラスで、学校のその教育のその質、クオリティが保てるのか というと、私はなかなか厳しいかなと思って、町のそういう施策を子育て中心にそ ういった方向性に持っていこうということで、町長になったわけです。当然、その ときの公約で、30人しか15年後増えないんだったら、もう1クラス、1人、2 人のその41人の2クラスを目指すのではなくて、がっつり1クラスを募集するみ たいな発想でありました。ですから、林敏治議員も先ほど那間小の存続で、公営住 宅みたいな感じで那間校区の集落の人口維持ができないか、小学校、それとはまた 高校の留学は別途に考えています。できるかどうかわかりませんが1クラス10 人、1学年でですね。で、3学年で30人ほどの規模で一気にそれができるのか。 久米島とか瀬戸内、今、古仁屋、喜界島で留学。久米島高校で全国から募集したの は10人で、全国から何十人も受けて10人しか通らないので、そこの受け入れが 瀬戸内だと聞いています。そこに並べるような与論高校が、1学年10人を全国に 募集して1クラス以上するような考え方で、それはすぐに一緒くたに来年、再来年 ということではないと思います。新しい建設で寮を完備するのか、またそれに代わ るような施設があって、そこを再利用してそういう寮が完備できるのか、いろいろ また鹿児島県の教育委員会、そして実は一番問題なのは、果たして与論高校にみん な与論中学校からも高校に行きたくて、全国からも与論高校に来たい、そういう高 校になり得るのか。それが第一で、また与論高校の生徒がそういう全国からの転校 生を受け入れる、そういう気質があるのか。与論高校の学校の先生たちも受け入れ る気質があるのか。そこら辺は町だけの私の勢いだけでは、それは町長になってか らそれを進めますが、そういう受け皿がちゃんとできるのか。そこは協議をしなが らということで、すぐに、はい、私は寮をつくります、はい、10人募集をかけま

すというわけで、一緒くたにできるとは思っていないので、丁寧な議論をしながら 進めてまいりたいと思います。

- 〇議長(沖野一雄議員) 2番、川内恵司議員。
- ○2番(川内恵司議員) ありがとうございました。この財政事情が大変厳しい中でも このふるさと留学生の受け入れ用の寮や住居の確保を準備して、多くの留学生を受 け入れ、中学・高等学校の全学年2学級を維持することが、この島にとって最重要 の政策課題であるというのはですね、町長も教育長も考えの基本は同じだという方 向性を確認できましたので、大変ありがたいと思います。私もいろいろこれから ちょっと研究なりいろいろな勉強をして、この寮とか住宅の確保に向けて微力なが ら一身の身を尽くして努力していきたいと思っています。一番やはり懸念されるの はですね、近年の少ない出生数のまま時間が経過すれば、生徒数が少なくて2学級 が維持できなくなり、1学級になってしまうと。1学級になってしまいますと教職 員の数も減り、子供たちの十分な教育的な配慮も行き届かなくなることが懸念され ます。そうなると、特に高校の場合ですね、この肝心の地元の与論中学校の卒業生 にとって、希望する進学先となり得るのかどうかというのがありますね。たしか去 年、中山教育長もそういったような与論中学校の卒業生がですね、必ずしも与論高 校への進学先を希望しないというようなことを話されていたような記憶があるので すが、実際問題としまして、近年、この与論中学校の卒業生で、与論高校に進学し なかったというのは大体何人ぐらいいらっしゃるのかおわかりでしたら、ちょっと 教えていただけますか。
- 〇議長(沖野一雄議員) 中山教育長。
- ○教育長(中山義和君) ありがとうございます。今、詳しい資料は手元にはないのですが、ざっくりいうと10人程度は出ています。去年、今年とか、その年度によって、方向性というかそういうのは全然違うのですが、専門性を求めて専門性の高い学校へ行く、与論高校にないところへ行く。それからちょっと教職員もいらっしゃるので、教職員異動で子供さんも一緒に移動する。またあと特別支援学校であったりとか、通信教育の学校だったり、つまり与論高校では学べないというところで、与論高校を選択しないというところがあるので、それに対してはなかなか与論高校に行きなさいという形ではないと思うので、今の段階では、与論中学校から卒業していく子は、自分のその進路選択の中で夢実現のために出ていってるという形が多いかと思います。先ほどあったように、与論高校の魅力化を図るためは2学級というのは必至だなと思ってるのは、先ほどあったように専門性という意味ではですね、生徒の数で教員の数が決まるんではなくて、クラスによって教員が配置されていくので、1学級減ると1人から2人教員が減っていくという、中高にとって1

人、2人の教員が減るということはどういうことかというと、それぞれ専門の先生が1人か2人いなくなるということですので、専門外の先生が2教科を持たないといけないということになると、より高度な学習が子供たちが受けられないということになるので、そういったところは与論の子供たちにはさせたくないなという思いで、中学校だけではなくて高校も2学級以上欲しいなということでそういった寮とかあれば、また外からも入ってこれるのではないかなという思いは強く思っているところです。

- **〇議長(沖野一雄議員)** 2番、川内恵司議員。
- **〇2番(川内恵司議員)** ありがとうございます。やはり現実問題としましてですね、 この出生数の減少を食い止めて増加に転じさせるという何か有効な手立ては、差し 当たってはないというふうに認識しています。この学校存続のためにはですね、で すから、このふるさと留学制度を推進するしかありません。そして、そうすること は、町長が掲げていらっしゃる与論島アカデミー構想の基本理念であるですね、 「有限の出会いを無限の可能性へ」と、私も大変にこの言葉、「有限の出会いを無 限の可能性へ」、大変好きな言葉なのですが、この考えとも一致すると思います。 島外からの留学生との出会いというのは有限ではありますが、島留学によってです ね、こういった関係人口ですとか、交流人口が増え、そのことが触媒となって思わ ぬよい化学変化を起こし、留学生にとっても、島で育った生徒にとっても、また島 民や島づくりにとっても、無限の可能性の扉を開くことになると確信しています。 与論高校は御存じのとおり、昭和42年、鹿児島県立大島高等学校の与論分校とし て始まり、昭和46年4月に鹿児島県立与論高等学校として独立をいたしました。 分校ではなく、正式に県立高校となったときの与論の島の大人の喜びは大変大きな ものであったように記憶をしています。今でも大変記憶に残っている言葉に「与論 高校は与論島のトウダイだ」というものがあります。この言葉はですね、龍野総務 企画課長のおじいさんの龍野ヨウイチロウおじさんが、よくお酒を飲みながら盛ん に話をして聞かされた言葉であったのですが、このトウダイには2つの意味があっ て、1つは最高学府である東京大学という意味での「東大」ですね。与論高校は与 論の東大だ。もう一つは、夜間の船舶の航海安全のために海上の遠くを照らす岬に 立つ「灯台」を指しています。いかにも純朴、朴訥な与論島の酒飲みおじさんらし い愛すべき言葉だなと思って記憶に残っています。この与論島の将来を照らすこの 灯台の明かりを消してしまってはいけませんが、龍野総務企画課長からもちょっと 思いをひとつお聞かせ願えますか。
- 〇議長(沖野一雄議員) 龍野総務企画課長。
- 〇総務企画課長(龍野勝志君) ありがとうございます。やはり与論高校というのは、

与論町にとって本当に大事な存在だというふうに思っています。与論高校がなくなるということは、それだけ高校を島外の高校に行かなければいけないと、家族も一緒に与論町から引っ越ししたり、そういったことで大変経済の縮小に輪をかけるということで、非常に与論高校存続というのは大事かなと思います。与論というのは、1島1町の島で、非常に私としては魅力的な町だな、島だなということを思っておりまして、この安心・安全な1島1町の自然豊かな島で、全国から与論で高校生活を送りたいということで、応募して入学してくる生徒は必ずたくさんいらっしゃるだろうなというふうに思っておりまして、その環境を整えるという意味で、寮の整備だとか、そういう宿泊施設の整備、そういったことが非常に大事になってくるかなというふうに思っていますので、是非、また魅力的な与論高校、全国からそこで学びたいと思えるような与論町、与論高校をつくっていけるようにまた頑張ってまいりたいなと思います。ありがとうございます。

- O議長(沖野一雄議員) 2番、川内恵司議員。
- ○2番(川内恵司議員) ありがとうございました。

質問2のですね、ふるさと納税制度のより効果的な推進についてに移ります。今年3月10日に役場多目的ホールで開催されました与論町ふるさと納税の返礼品に関する説明会に、私も参加して勉強させていただきました。島内の事業者の方も多数参加され、熱心な面持ちで話を聞いておられるの身近に拝見して、返戻品について大変関心の高いことがよくわかりました。昨年度は、新たに6つのふるさと納税ポータルサイトを追加して、寄附単価や寄附額の増加を図り、寄附件数が3,102件、寄附の総額が1億4064万6000円に達したとのことですが、今年度の上半期の途中経過がもしわかれば、どんな状況か教えていただけますか。

- ○議長(沖野一雄議員) 龍野総務企画課長。
- ○総務企画課長(龍野勝志君) 今、詳しい数字を持ち合わせておりませんが、昨年度 と同等の順調な伸びになってきているというふうな感覚を持っているところです。 以上です。
- ○議長(沖野一雄議員) 2番、川内恵司議員。
- ○2番(川内恵司議員) 今回これを質問するに当たってですね、過去、この島に果たして何人の観光客がおいでになったのかというのをちょっと調べてみました。与論町誌と町政要覧に掲載されている入込客数を足したものですが、この数はリピート客も含まれているので、延べ人数ではあるのですが、昭和42年から統計の数字が入っていまして、令和4年までの55年間で全部足すと432万人ぐらいになるのですが、32万人は島民だろうということで引いて、55年間でざっと延べ400万人の方が与論島を経験されていらっしゃると。この与論島の観光ブームというの

は、御存じのように昭和42年に田村博士の「与論島は東洋の海に浮かぶ1個の真 珠である」という名言で始まったとも言われていますが、その昭和42年には、7, 994人だったのが、9年後の昭和51年に初めて10万人を超え、昭和54年に は過去最高の15万387人を記録し、以後、昭和60年まで毎年10万人を超え る方が来島されています。そして少し話はそれますが、今年2025年という年は ですね、戦後の第1次ベビーブームとされる昭和22、23、24年生まれのいわ ゆる団塊の世代と呼ばれる人たちが、75歳の後期高齢者となる年になるそうです。 この年代は、ちょうど日本の高度経済成長時代を担った人々でもあり、今ですね、 本当私の周りにもたくさん先輩ですが、お客様の方たちもいらっしゃいますが、こ の年代層というのはですね、高度経済成長時代でしたので、どんどん給料が上がっ ていく。昔は持ち株制度とかというのがあって会社の株を買う、昔は50円、10 0円だったのが今は何万円とかする、そういう含み資産も含めてたくさんの資産が ある方がかなりたくさんいらっしゃいます。そしてこの方々はですね、年金制度が 非常に充実しているときを送っていますので、現在受給されている年金額も相当高 いです。こういうお金持ちの多い年代層とも言われています。この人たちは、ちょ うどこの与論島の観光ブームの拡大時に、青春時代を謳歌した年代とも合致してい ます。私も営業マンだった時代に、会社の名刺とは別に、自分をアピールするため に与論島の出身だよということで与論島の写真を入れ込んだ名刺を準備してやると、 大体全ての人が与論島のことをわかります、知っていますと、100%おっしゃい ました。10人に1人がですね、自分が行ったことがある、若しくは子供が行った ことがある、親が行ったことがある、友だちが行ったことがある、10人に1人は 必ずそういった回答が返ってきました。「とーとうがなし」と与論献奉のことを 知っている人は、本当に数えきれないほどたくさんいらっしゃいました。そういう いい時代であったように思います。何を言いたいかといいますと、このふるさと納 税を例えばポータルサイト等で募集していますが、商売をするときに、お客から選 ばれるためには、こちらからもお客を選ぶというのがあるというのを教えられたこ とがあって、私もそれを実行してみて、なるほどと納得したことあるのですが、 我々の島、この与論島というのは、過去55年間の間に延べ400万人という、こ の島を経験した分厚い人間の層があるということです。この方たちを何らかの形で ターゲットにして、例えば、一度は与論島に来ているわけですので、ちょうど高齢 者になって時間的な余裕もお金の余裕もあると。こういう人たちに対して、今、再 びの与論島とかいう、気の利いたようなキャッチコピーを付けて、こういう人たち を対象にまた誘客をするとか、ふるさと納税のお願いをするとか、そういった形で の対策を考えてほしいと思うのですが、この点についてちょっと感想をお聞きした

いのですが、町長お願いします。

- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- ○町長(田畑克夫君) ありがとうございます。私も平成17年度から平成26年度まで10年間、1期2年の5期、ヨロン島観光協会長していましたので、よく川内恵司議員が数字等詳しく調べたのを感心しているところでした。私もその団塊の世代、今から平成18年、19年、20年、3年連続で与論島ファン感謝祭というのを行いました。それはまさしく団塊の世代の人たちがもう一段落ついて、一度は与論島に行った経験のある人たちにもう一度スポット当てて、もう1回与論島に来ていただこうということで、まずは関東の東京で、次年度が関西で大阪。で、九州はどうするかというところで、鹿児島か福岡というところだったのですが、やはりエージェント等の関係からするとやはり福岡だろうということを3カ年、団塊の世代の人たちは、また今その当時帰っているファンの方々に、そういう方々をもう一度再認識して、そういう方々にふるさと納税等をまたPRしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(沖野一雄議員) 2番、川内恵司議員。
- **〇2番(川内恵司議員)** ありがとうございました。もう時間が来ましたので、質問事 項の3なのですが、町長の答弁にありましたように、確かにこの日本国憲法第29 条で財産権はこれを認めるということで、個人の土地所有権をしっかりと認めて保 障していますので、この土地の売買について誰かが規制をかけるということは、実 際上できない話ではあるわけなのです。ところがですね、やはり土地というのは一 個だけあるわけではなくて、連続してこうあるわけですので、個人が持っている土 地だけれども、やはり連続してあるという性質上ですね、ある種の公共性を持って いるということで、町長も重要な土地であれば、買い上げも検討したいということ ですので、例えば土地の売買をするときに、この事前届出制というのが無理である ならばですね、先にこの事前の相談をしてもらうとか、事前に協議をしてもらうと かですね、そういった形をしてもらいたいと思うんですね。なぜかと言いますと、 与論島の土地、国で言えば領土ですね、この領土の一部一部がですね、全く当局が 知らない間に売買されて、所有権がどんどん移っていく、それを当局が全く関知で きないという状況では、やはりこの統治するということについて問題があるかと思 います。ですから、この点は私もまた改めてよく研究した上で、今回の課題にした いと思います。どうかよろしくお願いします。
- 〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- **〇町長(田畑克夫君)** お答えいたします。ありがとうございます。最後の方にお答え していますが、いわゆるこの第29条がありますので、なかなかこう自由に規制で

きないのですが、重要度の高い場所については、やはり町有地としても検討するというのは、やはり何かかぶせてそういうところをまた一番重要な与論島で与論その土地でないといけないという部分があると思いますので、そういうところはまた高い知見のある川内議員とかの御指導もいただきながら、いろいろ法律とかありますので、そこら辺もまた勉強して御指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(沖野一雄議員) これで2番、川内恵司議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩します。

> ------休憩 午後3時21分 再開 午後3時30分

○議長(沖野一雄議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、池田理恵議員に発言を許します。

1番、池田理恵議員。

- ○1番(池田理恵議員) 議長のお許しいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。子供たちが生まれてきてよかったと心から思える島をつくるために、こどもまんなか社会の実現について、本日は議論を深めてまいりたいと存じます。与論には古くから支え合いの文化「結」があり、ユンヌの力でも人も自然も大切に守り育ててきました。その力を今の時代に活かし、子供からお年寄りまで全ての世代へ支援が行き届く社会をつくることが、私たちに課せられた使命であると考えます。町長をはじめ執行部の皆様には、島の未来を共に描いていくために実りある議論になりますよう、どうぞよろしくお願いいたします。
 - 1 地域全体で子供を守り育てる環境づくりについて
 - (1) 近年、子供たちが主体的に学ぶ力を育てることが重要視されています。 自ら生きる力を創造し、主体的に学ぶ教育環境を整える上で、町として現 在どのような取り組みを進めているのか伺います。
 - (2) こどもまんなか社会の実現に向け、子供の主体性を伸ばす環境づくりが 重要だと考えます。施策のひとつとして子どもの権利条例の検討も考えら れますが、その必要性や方向性を町はどのように受け止めているか伺いま す。

以上です。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(沖野一雄議員) 中山教育長。
- **〇教育長(中山義和君)** 池田理恵議員の質問1の要旨1についてお答えいたします。

学習指導要領でも「主体的・対話的で深い学び」の実現が謳われ、それに向けた 授業改善が全国の学校で行われているところです。町でも主体的に学ぶ力を育てる ために、特に以下の4点について取り組んでいます。

1点目は、ICT活用の推進です。1人1台端末が整備され、授業中に辞書や参 考資料としてタブレットを活用するのが日常になりつつあります。また、個に応じ た学びとなるよう、町では個々の生徒に適切な問題が出題されるAIドリルを活用 しています。それらにより意欲的に学んだり、効率的かつ継続的な学び方を学んだ りすることができるようにしています。

2点目は、県教育委員会が進める「学習者主体の授業」プロジェクトに町が参加 し、与論中学校が実践校区として、昨年から2年連続で小・中学校が連携しながら 取り組んでいます。県主催の学習会に参加したり、小・中学校で2回の研究授業を 通した研修会を開催したりして、各学校が授業改善に取り組んでいます。具体的に は、児童生徒の主体性を引き出したり、主体的な学び方を学んだりすることで、児 童生徒が主体的に学ぶ力を育てています。

3点目は、海洋教育の取り組みです。探究活動を主とした海洋教育は、児童生徒の興味関心をもとにした課題についての探究活動がなされ、主体的に学ぶ力を育てる場となっています。トライアンドエラーを繰り返しながら、粘り強く取り組む姿勢も身につける良い機会となっています。

4点目は、自主学習の手引きです。令和3年に出されたものを今回見直し、2学期から配布・実施を計画しています。内容としては、家庭学習を見直し、自主的な学習を取り入れるというものです。主体的に学ぶ力を育てるために、自己分析・自己調整等が必要となります。そこで、自己分析をもとに月ごとの計画やその日の学習計画を立てたり、振り返ったりして「何を学ぶとよいか」、「何を学んだか」を視覚化しメタ認知力を高めることが目的です。

以上を核にして、子供たちの主体的に学ぶ力を育てています。

〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。

○町長(田畑克夫君) 池田理恵議員ありがとうございます。池田理恵議員の質問事項 1、要旨2にお答えいたします。

「こどもまんなか社会」の実現には、子供が1人の人間として尊重され、安心して自分の意見を表明し、社会の一員として参画できる環境を整えていくことが不可欠であると認識しています。

そのための具体的な手立ての1つとして、2000年に神奈川県川崎市でいち早く「子どもの権利に関する条例」が制定され、全国の自治体において子供の権利保障を明確に打ち出す取り組みが広がっていることも承知しています。この条例は、

国際的に承認された子どもの権利条約の理念を地域に根付かせ、行政施策や学校、家庭、地域活動などの場で一貫して子供を尊重する指針となり得るものです。

本町といたしましても、子供・子育てに関する会議や子供自身、保護者、地域の 声を丁寧に伺いながら、条例制定の必要性や方向性について検討を進めてまいりま す。条例の制定そのものが目的ではなく、子供の主体性を伸ばし、安心して成長で きる社会環境を整えることが「こどもまんなか社会」の実現と捉え、与論町にあっ た施策を進めてまいりたいと考えています。

- **〇議長(沖野一雄議員)** 1番、池田理恵議員。
- ○1番(池田理恵議員) ありがとうございます。子供たちが主体的に学ぶ力を育てることは、これからの社会において大変重要であると考えています。自ら生きる力を想像し、主体的に学ぶ教育環境を整える上で、本町においても御答弁のとおり、独自の取り組みにも御尽力いただいていることにまず感謝申し上げます。ちょうど1年前、初めてこの議場に立たせていただいた際にも、学習者が自ら自主的に学ぶ教育環境づくりの1つとして、現在の宿題のあり方がどのように活かされているのかをお尋ねしました。その際、教育長自ら学習支援を実施していただいたところです。そこで今回は、その取り組みから1年を経た現在、成果としてどのような効果が見られたのか、また新たに浮かび上がった課題があるかなどについて伺います。
- 〇議長(沖野一雄議員) 中山教育長。
- ○教育長(中山義和君) ありがとうございます。あれから1年、早いなあと思いなが ら、9月議会で宿題の件があって、これを学校に任せることはちょっと厳しいな、 学校から出た部分でもあるし、また学校の先生方にも負担になるとなと思って、自 分の中で僕がしますみたいな話をして。実際、結構たくさん来るかなと思っていた のですがなかなか来なくて、チラシとかポスターをつくって、半年ぐらいはほとん どゼロでした。昨日現在ですね、それから半年ぐらい経って、16件、19人の相 談というか、それがありました。本当にやってよかったなというか、そういう内容 で、中身についてはなかなか言えない部分もありますが、自分が狙っていた相談業 務になっているなという気がして、成果としてはいい方向ではないかなと思ってい ます。その相談業務がですね、相談してそれで1回で終わりではなくて、その後自 分の方もフォローして、あれはどうどうなったというような感じで、またそこに寄 り添いながら、そして相談内容を逐次改善しながらですね、その子をずっと見守っ ていくという状況をしています。課題としては、まだ何でしょう、相談者は自分な のですが、どうしても何か教育長として見ているのか、何かあるのになかなか相談 できないというところがあるのかなという気がして。ただ、この相談に関しては学 校側にも一切教えていませんし、また、内輪の教育委員会事務局も誰も相談内容を

知らない状況ですので、どんどん気楽に参加して、たくさんの小さな悩みでも解決 できるようなところに持っていけたらなと思っているところです。以上です。

- 〇議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。
- ○1番(池田理恵議員) ありがとうございます。まさしくですね、その子供たちの可能性を広げるためにできる人、大人が一人一人の個性を尊重し、挑戦を後押しする姿勢というものが欠かせないと私も考えています。内閣府子供・若者白書やベネッセ教育総合研究所の調査では、大人の価値観に縛られる子供ほど、自分で進路ややりたいことを決める力が弱まり、自己肯定感や挑戦意欲が低い傾向にあると示されています。ここで再質問をいたしますが、与論町において、子供たちの自己肯定感については、どのような実態や結果を把握されているのか。また、その結果から見えてくる背景、課題などがございましたら、お示しください。
- ○議長(沖野一雄議員) 中山教育長。
- **〇教育長(中山義和君)** ありがとうございます。親の価値観という何か今のワードで ぴっときたのですけど、先ほどのあの親子での相談業務の中で、気になるのが子供 の本音が親に届いてないというところが、19人の中で多数ありました。親子であ りながらして、子供の声というか、本音が親に届いてないということで、自分の中 では、その親に言えない子供の本音を僕が引き出す役をしています。そして、僕が 引き出した本音を親に伝えていくという。親子でありながら、なかなか本音が言え ないという部分、先ほどあったように、その親の価値観を押し付けるという部分な んかもちょっと合致しているのかなという気はいたします。それから、その調査と いう意味では、その自己肯定感というそのものの調査というのはないのですけど、 ただ、全国学力学習状況調査というのが、毎年小学校6年と中学1、2年を対象に して行われるんですね。それは、ペーパーの学力とアンケート調査があって、その 中で自己肯定感をはかるところがですね、「あなたは、自分に良いところがあると 思いますか」というところの問いがあるので、そこを見ますと。令和7年度です と、小学校が全国平均でいくと86.9%に対して、与論町は62.9%です。とい うことは、24ポイントほど自己肯定感が低いという状態です。一方ですね、中学 校にも同じ質問があるのですが、中学校は県が84.4%に対して、与論は91. 8%。 県よりも7ポイント高いです。小学校との差が小学校から62.9%に対し て中学校が91.8%ですので、30%ほど高いという状態になっていますので、 その与論の子供たちが自己肯定感が低いという捉え方ではなくて、小学校段階では 低いけど、中学校になっていくにつれて自己肯定感がかなり高くなっているという 状態だと思います。

○議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。

- ○1番(池田理恵議員) ありがとうございます。自己肯定感というところについて、 小学生では62.9%から、中学生で急にぐんと上がりますが、この背景について 何か検討できる部分はありますでしょうか。教えてください。
- 〇議長(沖野一雄議員) 中山教育長。
- ○教育長(中山義和君) ありがとうございます。多分、文科省もそこら辺を調べるた めに同じような項目で質問があると思いますが、その「自分には良いところがあり ますか」という質問の次に、「先生は、あなたの良いところを認めていると思いま すか」という質問があるのですが、それに対して小学校でいくと、全国が92. 2%に対して、与論は83.4%ということで、マイナス9ポイントです。これだ け見ると、ちょっと関連があるかなという程度なのですが、次がですね、中学校は やはり県が91.5%に対して、与論は96%なんですね。ほとんどの生徒が先生 から褒められているということで、ここも全国的、県に関しても5ポイント上です ので、そういったことを考えると、自分の良いところを認めてくれるというところ が、やはり自己肯定感を高めていくところにつながっているのかなという気がしま すし、またこれはちょっと質問とは違うかもしれませんけど、学力と全くそのまま 影響しています。ですので、その自己肯定感の低い学校、学年、学級は、学力もそ れなりに低いし、自己肯定感の高いところはそれなりに高い。ということは、今言 うところでいくと、中学校は全国、県からすると、かなり成績も高いという結果に なって、そのまま高校に行きますので、高校でもいい成績を残していくという結果 になっていくので、高校だけがいいということではなくて、やはり小学校からもっ とその自己肯定感を高めていくことで中学校、高校へとまたさらに伸びていくのか なというのがあるので、そこの1つの部分として、先ほどの親の価値観とかという のもありましたけど、子供を認めて、その子供を褒めていくということは非常に効 果があるんだなというのが、このデータ上では見えてくるのかなと思います。

〇議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。

○1番(池田理恵議員) ありがとうございます。予想以上の数値にですね、私もちょっとびっくりしているのですが、何を基準に調査をするかというところでも出てくる結果は違っておりまして、全国的に見ると、やはり日本というのは全体的に自己肯定感が低いとされています。やはりこの与論町の子供たちとかにもこうヒアリングした中で、やはりどこかこう自尊心といいますか、なかなかこう伸び悩む背景もちょっと決して見逃せない部分を私も感じていますので、今の目線と、またやはりもっともっと上げていきたいという気持ちの目線からちょっとお伝えしたいのですが、与論町において自己肯定感が十分に育まれない背景の可能性というか、いくつかの要因が考えられます。まず、島という小さな社会であるがゆえに、学力や

運動能力、生活態度の違いが目立ちやすく、比較や同調圧力が自然と働きやすいと いう点があります。また、優しい環境で守られてはいるものの、具体的に認められ る機会が少ないとやはり感じている子もおりまして、存在そのものを肯定される経 験というものが、ちょっと乏しいということも課題です。さらに、高校卒業後の島 だちで島外の競争的な社会に直面した際、安心感とギャップから自分を過小評価し やすい傾向があります。加えて、子育ての負担が主に母親に集中しやすい環境や地 域コミュニティの変化により、子供が誰かに必要とされる経験というものが、昔に 比べて得にくくなってるのかなと感じるところがございます。そして、子供自身が 理想と現実を比べ、失敗してはいけない、期待に応えられないと自らを縛ってしま うことも自己肯定感の低下につながっています。このような複合的な背景を踏ま え、与論町として子供の自己肯定感をいかに育み、支えていくかが、またこちらも 課題であるかなと考えています。しかしですね、近年の研究では、自己肯定感だけ では子供の主体性に行き抜く力を十分支えることができず、自己効力感や自己有用 感とあわせて育むことが不可欠であると示されています。心理学者のバンデューラ は、自己効力感、すなわち自分はやればできるという感覚が高い子供ほど、挑戦を 恐れず失敗から学び、向上心を持ち続けられると指摘しています。また、OECD の国際学力調査(PISA)では、自己効力感の高い子供は、学力の伸びや将来的 な社会参加にも良い影響を与えると報告されています。さらに、日本財団の国際比 較調査では、自己有用観、自分が誰かの役に立っているという感覚が高い子供ほど 孤独感が少なく、幸福度も高い傾向にあることが示されています。これらを育むた めには、自己効力感は小さな挑戦と成功体験の積み重ねから、自己有用感は家庭や 地域で役割を担い、助かったと感謝される経験から培われます。大人の一言が大き な力になることも多くの研究で指摘されています。先ほど教育長がおっしゃってい たことは、まさしくこのことだと感じています。したがって、与論町においても、 子供が小さな挑戦に取り組める場を用意すること、世代を超えて役割を担い、人に 喜ばれる経験を積める仕組みをつくること、これらが子供の非認知能力を高め、主 体性や未来を切り開く力になると考えます。すみません、ここで再度教育長にお伺 いいたします。教育現場において、このような場づくりにおける現状や課題など に、何か御意見がありましたらお聞かせください。

〇議長(沖野一雄議員) 中山教育長。

○教育長(中山義和君) ありがとうございます。具体的には、ぱっとは思いつかないのですが、与論はですね、いろいろ県内を回って感じるところが、そういう子供たちが主体的に学ぶ環境が自然とこの島全体というか、島にもうあらかじめ存在しているという強みがあると思います。ほかの都会等では、そういったところにわざわ

ざ何かで、バスで行かないといけないとか、計画を立てないといけないところが、 島にはもうそれが自然とあるということ。それから非常にありがたいことに、海洋 教育等の中でいろいろな人材バンクといいますか、役場職員も何人も参加していた だいていますし、また、地域の方々も含めてかなりのサポーターがいらっしゃいま す。ざっと見るだけでも6、70人はいるリストが用意されているのもあります。 そういったいつでも学べる環境がそこにあるというところで、それを教える小中高 の先生方にとっては、自分が今まで経験していて、どういう人を講師として招こう かなというところで悩む必要がないというか、誰かに聞けば、そういった人材がす ぐに集まるというところの良さがあると思いますので、そういった意味では私たち が先ほど川内恵司議員が、ああ、すばらしかったと言われている海洋教育の成果と いう部分というのは、大きく与論のアピールにもつながっていくのかなと思います し、ここを伸ばす意味では、今、思い出すのは、海洋教育でそういう主体性を伸ば していくというところは、そこでトライアンドエラーがいっぱいありながら自信に つなげていって、高校を卒業したときには、あれだけ自信にあふれた子供が育って いくというような形になると思いますので、今ある与論の素材を活かした環境が一 番すばらしいのかなと思っているところです。

〇議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。

○1番(池田理恵議員) ありがとうございます。海洋教育を通していつでも学べる環境づくりというものが整っているということで、もう本当にこれからの与論島独自の強みだと思いますので、これからもまた是非よろしくお願いいたします。こうした人材育成の環境をさらに良くしていくために欠かせない1つの視点というところで、こどもまんなか社会というものがあるかと思います。これは、子供を社会の中心に置き、大人が声に耳を傾け、安心して挑戦できる環境を整える社会を意味します。与論はもともと島ぐるみで子供を育てる文化を大切にしてきました。その伝統を今の時代にあわせて再構築することで、子供を取り巻く環境が変わり、家庭や地域も大きく変わっていく。結果として、町全体の活力と未来につながると考えます。ここで要旨2、政策の1つとして子どもの権利条例の検討について再質問いたします。与論町におけるこどもまんなか社会の実現に向け、町としてどのような理想を描き、政策としてどのように推進したいと思われているのか、町長のお考えをお聞かせください。

〇議長(沖野一雄議員) 田畑町長。

〇町長(田畑克夫君) 池田理恵議員、御質問ありがとうございます。今、町の政策としても、こども未来課を創設し、子供の施策に関するのを両方集中して今進めているところです。こどもまんなか社会というのはもちろんですが、それは条例の制定

そのものを町が積極的に進めていくという環境なのかというところを、まずは共同 認識する必要はあると思うんですよね。ごく一部だけの声なのか、与論全体でそう いう条例をつくらないといけないという状況に来ているのか、そういったところは 丁寧に情報収集、また御意見をお伺いするところもあるのかなと思っています。2 000年に神奈川県の川崎市、この前、講演いただいた西野先生は、川崎市はその 川崎市における特別なまた環境もあって、なかなかそういう世界的な子供たちの人 権のところから拾って、こういったところの経緯があるとお聞きしますが、与論が あの条例と同じような条例とはまた全然、私たちが目指すところは違うのかなと 思ったり、まずはやはり自分たちの家庭の中において、子供がちゃんとまんなかに 置いてるその家庭環境にいけてるのかなというところもいろいろしながら、そうい う中で子ども条例を策定しながら、与論独自のまたそういったのが必要であれば、 策定に向けて準備を進めていく必要性はあるのかなと思っています。先ほど中山教 育長のやり取りの中で、肯定感の高さ低さの数字が出たり、池田理恵議員からは効 力感というところで、でも実際にやればできるとかは、もう与論のことわざの中に も昔からムイドゥヌサリとか、フイドゥウブンみたいな、それこそ自分のやる気次 第では、そういう道が開けるとか、そういうことわざがあって、あと一番私たちの 島で基本的になっているのが、やはり祖先の遺訓である誠の精神、やはりあの誠 が、随分僕は島民の中にずっと言われていて浸透していて、やはりそのマクトゥウ チジャシバヌパジカチュンガ、そういう誠の精神が、そういうのが子供たちにも伝 わって継承されていっている。島を出ても、やはりもう歴史、あの明治30年に口 之津の炭鉱夫で行ったときも、やはり祖先の遺訓であるその誠の精神が活かされ て、与論の人の評価とかいろいろな全国にそういう、また都会に出てもそういう反 骨負けじ魂とかも、そういう島ならではのその精神があったのかなと思ったりし て、子供たちにそれを伝えていくというのが、みんな島全体でやっていっているの で、それを継承していければなと思います。また、先ほど言いましたように丁寧な 意見を聴取しながら、またその必要性があれば進めてまいりたいと思っています。

〇議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。

○1番(池田理恵議員) ありがとうございます。まさしくあの島の宝であるこの遺訓というところは、やはり何世代にわたっても継承していかないといけないと私も同じように感じています。ここで、国が挙げるこどもまんなか社会という理念のところについて、ちょっと共有したいと思います。こちらは単なる標語ではなく、社会全体を子供の最善の利益を基準に組み立て直すという考え方です。つまり、子供は未来であり、この環境を整えていくことが、これからの社会に必要なものを構築していく上で必要不可欠と考えます。その基本は大きく3点に整理されています。第

1に権利の尊重です。子供には生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権 利があり、大人や社会がこれを保障することが基本です。第2に、子供の声を聴く ことです。学校、地域、行政、あらゆる場で子供の意見を丁寧に聴き、政策や仕組 みに反映させていくこと。子供を一方的に守られる存在として扱うのではなく、ま ちづくりの主体として参画できる仕組みが必要です。第3に、心理的安全性と挑戦 の場の保障です。失敗を恐れずに挑戦できる環境、そして安心できる学び、学べる 居場所を整えることが求められています。さらにこの理念は先ほど町長もおっしゃ いましたとおり、国際的にも共通しています。子供は1人の人間として権利を有 し、その権利を社会全体で保障すべきことが明記されています。国内において、川 崎市が子どもの権利条例を制定し、子供自身がまちづくりに参加する仕組みを取り 入れています。例えば、子供が施設の設計段階から意見を出す「子ども夢パーク」 の取り組みは、禁止事項を最小限にし、子供が自ら考え、やってみたいを形にでき る場として全国的に注目を集めています。こちらにおきましては、先月与論町でも 「子ども夢パーク」創設者西野博之氏をお招きし、イベントを行い、大変学びに なったところです。与論町におきましても、こうした理念と実践を参考にしなが ら、島独自のこどもまんなか社会の姿を描いていくために、まず本町が抱える現状 と課題を整理したいと思います。出生数の減少により、子供一人一人の存在がます ます貴重となっていること、また、子供の声が十分に届かず、今現在においては反 映されにくい仕組みであること、さらに不登校や行き渋り状態になったときの居場 所の不足、共働きによる家庭への過度な負担など、子供や子育て世代を取り巻く課 題などは少なくありません。このほかにですね、もし今与論町が抱えている課題な どについてありましたら、現状も踏まえてですね、御意見をお示しいただけますで しょうか。町長お願いします。

- ○議長(沖野一雄議員) 田畑町長。
- **〇町長(田畑克夫君)** 詳しいそういう内容等は、こども未来課の光課長に答えていた だきたいと思います。光課長、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(沖野一雄議員) こども未来課長。
- **〇こども未来課長(光 俊樹君)** 御質問ありがとうございます。池田理恵議員が先ほどおっしゃられた内容とほぼ一緒の認識です。
- ○議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。
- ○1番(池田理恵議員) ありがとうございます。このように課題を見える化して、政策に反映していくための工夫として取り組まれた1つに、アンケートがございました。こども未来課長にお尋ねいたしますが、これまで行った子育てに対するアンケートの対象になった方々は、どのような方々でしょうか。また、アンケート以外

にも取り入れる工夫などありましたらお示しください。

- 〇議長(沖野一雄議員) こども未来課長。
- ○こども未来課長(光 俊樹君) 御質問ありがとうございます。アンケート調査についてですが、去年の令和6年8月から9月の間で実施させていただきまして、アンケート調査対象が0歳から小学校までの子供の保護者に対して、世帯数329に対して行いました。回答数が152件なので、46.何パーセントぐらいだったと思います。これ以外の意見というところで、つい最近ですね、ちょうど教育長とお話しする機会がありまして、この対象というのは、今現状で子供に対してすごく手がかかる世代の保護者の人たちの意見を聞いてるよねという話があったのですが、これまで子供を養ってきた経験者たちの意見が含まれていないよねという話を御助言でいただきまして、そこのところがちょっとまだ抜けてたなというところを今感じながら、それに対してどのような方策、またアンケートになるのかもしれませんが、ちょっと考えているところです。
- ○議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。
- ○1番(池田理恵議員) ありがとうございます。私も何度も町の政策を読み返してい ましたところ、やはりそこにたどり着いたんですね。子育てに関するアンケート調 査を拝見する中で、どうしても対象が限られているなというところに気付かせてい ただいてですね、国の調査では、大人が思う子供の気持ちと、子供本人の本音との 間に大きな差があると指摘されています。先ほど教育長もまさしくそのことをおっ しゃっていたのですが、加えて課長がおっしゃってくださったようにですね、子育 てを終えた世代だからこそ見えてくる次の世代に何を残すべきかという視点も、今 後の社会づくりにおいて大切な要素です。これらを踏まえると、答弁にもありまし たように、多様な立場と世代を超えた意見を取り入れることで、子供の育ちを地域 全体で捉え、将来にわたって持続可能なこどもまんなか社会を築くことにつながる と考えています。また、私は、この与論町が抱える課題の1つである少子化におい て、必ずしもその結婚して子供を産み育てることだけが歯止めをかける手段だとは 考えておりません。里親制度の充実や先ほどありましたふるさと留学やインターン シップですね、こういったところの受け入れなど、地域の価値観の中で未来を担う 人材を育てる場、これを整えることも同じように重要な役割であると受け止めてい ます。子供たち一人一人が未来を担うかけがえのない宝であることを忘れず、多世 代で支え合い、地域と社会が子供を真ん中に据えていくことが、これからの持続可 能な社会の基盤になると考えています。そのために具体案といたしまして、いくつ かの視点からまとめてきましたので、皆様の御意見も伺いながら深めていきたいと 存じます。

まず1つ目に、子供の声を聴く仕組みづくりについてです。他の自治体では、子ども議会や子供ワークショップなど、子供たちの意見を町政に反映できる場を設けているところもございます。与論町では、その環境づくりの1つとして、先ほどおっしゃっておりました海洋教育といったところもあるかと思います。興味関心からもございますが、最終的には課題解決型の学びが中心になっていくようにも思います。そこに子供たちが実現したい未来を思い描き、それを形にしていく学びということを加えることで、結果的に課題をも解決してしまうという発展的な視点も活かせるかと考えます。もうすでに取り組まれていることもおありかと思いますが、このあたりについて、教育長に御意見いただけますでしょうか。

- 〇議長(沖野一雄議員) 中山教育長。
- ○教育長(中山義和君) 今、池田理恵議員から言われているようなところが不足している部分はあるような気がしますね。以前は、そういったでっかい夢語り大会だったりとか、まだ子ども議会も実は2回ほど令和元年と令和3年に行われている実績はございますので、それがこのような情勢の中でなのか、立切れている部分があるのが事実なのですね。そこが教師の働き方改革とか、そういった部分なのかという意味では、どっちを優先していくかというところがまたトップとしては考えていかなければいけないなと。ただ、その子供の自由なそういった部分の発想だったり、意見が反映される場という中では少なくなっているというのは認識しています。
- 〇議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。
- **〇1番(池田理恵議員)** ありがとうございます。こちらも工夫が必要ということで、 私もまた学びを深めてまいりたいと思います。

次にですね、挑戦と安心の場づくりについてです。子供たちが安心して挑戦できる環境を整えることは、自己肯定感や主体性を育む上で欠かせません。子供は常に創造的で成長し続ける存在であり、その力を発揮するには、挑戦に寄り添う大人の存在と、それを支える環境づくりが重要です。例えば、自主保育という方法がありますが、保護者や地域の大人が協力し、子供のやりたいを尊重することで、自発性や仲間とともに生きる力が生まれることが示されています。特別な施設がなくても、大人の関わり方や声のかけ方次第で、挑戦と安心の場をつくることは可能です。大人が禁止よりも見守りを意識し、一人一人の可能性を信じて関わる姿勢が大切だと考えます。政策としては、このような視点を持てる場を広げ、子供たちのやりたいということに迅速に応えられる仕組みを整えることが実現の鍵になると考えます。このような挑戦と安心の場づくりについて、こども未来課長、何か方法など考えていることがございましたら教えてください。

〇議長(沖野一雄議員) こども未来課長。

- **〇こども未来課長(光 俊樹君)** これからの時代はですね、非認知能力とか、また自 己肯定感とか、そういうところが重要なところになってくるというところで、挑戦 できるというのは何かというと、安心する場があれば考えられるというところに なっていると思っています。そこについてはですね、具体的な案というわけではな いのですが、こうしていく必要があるのではないかというふうに考えているのが、 子供の目線に立って、子供と一緒に考えて、解決策を決めていくというスタンスが 非常に重要なのではないかなというふうに思っています。例えば、児童発達支援セ ンターほのぼののところを見させてもらうと、本当に子供の目線と一緒の高さに なって話をするとか、そういったところをしながら、実際にすぐ答えを出さないん ですよね、なかなか。そういったところがすごく重要じゃないかなというふうに 思っていて、一緒の立場で、この人に話をしたら全て話を聞いてくれるのではない か、私の意見は間違った意見で、みんなの前では言えないけどというふうな環境に なっているのかもしれないですけど、そういったところの支援というのを教育現場 にいる者とか、また保育現場にいる者とか、その特別支援にいる者たちがみんな勉 強しながらそういうふうな形を取っていけば、子供の挑戦できるところとか、安心 してできるところができていくのではないかなというふうな感覚としては持ってい るところです。
- ○議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。
- ○1番(池田理恵議員) ありがとうございます。その子供の目線に立って一緒に解決策を決めていくというあり方こそですね、声を聴く仕組みづくりの大事な要だと感じています。ありがとうございます。

では、次にですね、多世代交流の推進についてです。子供と高齢者、そして地域の人々が支え合い、共に学び、遊び、働ける環境を広げることは、持続可能な地域づくりに欠かせません。その際、支援される側としての施策だけでなく、自分は役に立っているという自己有用感を育む視点が重要です。研究でも、世代を超えた交流や役割経験は、子供は非認知能力の向上を、高齢者には生きがいや健康維持をもたらすと報告されています。与論町においても、支える支援から引き出す支援へと発想を広げ、子供や高齢者が自らの役割を実感できる仕組みを整えることが、世代を超えた支え合いの基盤になると考えています。ここで、健康長寿課長にお伺いいたします。与論町の福祉政策において、このように役に立っているという気持ちを育むための支援など、もし現在ありましたら教えてください。また、ほかにも課題などありましたら教えてください。

- ○議長(沖野一雄議員) 山下健康長寿課長。
- **〇健康長寿課長(山下真紀君)** 池田議員、御質問ありがとうございます。現在、本町

においても核家族化が増えてきておりまして、やはり子供たちと高齢者というのが 日常的に触れ合うことというのも、すごい減ってきているのかなというふうに感じ ています。現在取り組んでいることとしまして、まず各集落の老人クラブとかが主 体となっていますふれあいサロン活動の中で、児童発達支援センターほのぼのの子 供たちや、ハレルヤの児童クラブの子供たちとの交流を計画的にサロン活動されて いるところもあったり、あとは、集落の子供たちとそのサロンでぷちむっちゃーを つくったりとか、そういうサロン活動されているところもあるというふうに聞いて います。あとは神社のある城だったり、朝戸集落では、しめ縄づくりを一緒にされ て、高齢者の方の技術ですね、縄を編んだりとか、そういう技術を具体的に体験さ れて、高齢者の方は子供たちと一緒に過ごすことで、すごく笑顔が見られてという ことを聞いています。あと町の事業として取り組んでいることとしましては、65 歳以上の高齢者が健康づくりとか社会活動、今お話ししたサロンとか活動をしたと きに元気度アップ・ポイント事業というのがあったり、あとは認知症カフェという のがありますが、そちらによろんドレミの方にコラボしていただいて、一緒に触れ 合ったりですね。あとは業務委託している生活支援コーディネーターというSCさ んと通常私たちは呼んでいるのですが、2人いらっしゃいまして、その方たちが企 画している公民館キャラバンというのが、東区で5月にしています。高齢者の手づ くりの手芸品、アクリルタワシだったりとか、あとは小物入れだったりとかを販売 したり、あとは古い写真展。艀(はしけ)の写真とかですね、そういうのを飾っ て、高齢者の方がここはあそこの場所だよとか、こんな感じで船には乗っていたん だよとかですね、会場に来た子供たちとか若者とか、すごく交流して好評だったと いうふうに聞いています。また10月にも予定をしているということです。あとも う1個いいですか、「海に出かける会」というのをつい先日SCさんが企画された のですけど、海に行きたいけど出かけられないんだよなというおばあちゃんの声、 ある声がきっかけなのですが、それで、じゃあハキビナに行こうということで、職 員も一緒に行きまして、そしたら家の中では杖をついているおばあちゃんが、海に 着いた途端、すたすたと普通に歩き出して、海の中にじゃぶじゃぶ入っていって、 海のいろいろな生き物とか知識とか獲り方とかを教えてもらったということで、あ の喜んだということがありました。あと、この出かけたくても出かけることができ ないという方たちがいらっしゃるので、決算審査のときにも少しお話ししました が、ドライブサロンというのをちょっと考えまして、10月から11月を目指して ちょっと計画をしているところです。ガイドの方も昔の与論の話を聞いたり、すご く交流ができていいのかなというふうに期待しているところです。課題としまして は、やはりその活動を支えるというか、担う若者世代の人材がやはり不足している

のかなと思いますが、やはり知らないことが1つだと思いますので、今後もこうい う介護とか福祉とかですね、そちらの方の興味関心を持ってもらうこと、周知広報 に努めてまいりたいと思っています。以上です。

- 〇議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。
- ○1番(池田理恵議員) ありがとうございます。まさしく与論ならではの取り組みで、すごく心が温まりました。ありがとうございます。近年、学校や保育施設と高齢者のデイサービスを一体化した複合施設の取り組みが進められているところもありまして、世代を超えた交流を通じて、高齢者には生きがいや役割意識を、子供には思いやりや社会性を育む効果が報告されています。また、施設や土地の有効活用や地域のつながりを深める拠点としても期待されているところだそうです。さらに、自分は役に立っているという感覚を広げる方法といたしましても、先ほどの町長からもありましたが、与論に伝わる民話、こういったところを活用していくことも考えられます。先人たちの知恵や貢献の精神を語り継ぐことは、地域の価値を次世代に伝え、子供たちの自己有用感を育む一助になると考えます。

それは最後に、子育て支援と心理的安全性の確保についてです。保護者が安心して子育てできる環境を整えることは、そのまま子供の安心につながります。教育現場とも連携し、子供の最善の利益を守るためには、学校教育だけに頼らず、地域、家庭と協力して、新しい学びの選択肢を用意していくことが必要です。町内でも第三の居場所や与論中学校図書室を活用したテラスプロジェクトなど、子供の安心を支える場の整備が進められており、大きな期待が寄せられています。また、子育て支援の1つに家庭保育の推進がございます。著書「ママがいい!」では、幼い子がママがいいと求めるのは、ただ、我がままなのではなく安心を求める自然な要求であり、愛着関係が心の発達と基盤になるとされています。ここで強調されているのは、母親でなければならないということでもなく、子供にとって安心できる存在の重要性です。そして、子育て支援とは、保護者の心理的な安心を支えると同時に、子供の存在そのものが家庭や地域、社会全体を成長させる力になるという視点が大切であると考えます。そこでお伺いいたします。まず、茶花こども園の園長にお尋ねいたします。現在、子育て支援の取り組みにおいて家庭保育の推進がございますが、これまでに取り組まれた内容とその成果についてお聞かせください。

- 〇議長(沖野一雄議員) 茶花こども園長。
- 〇茶花こども園長(川北英代君) 御質問ありがとうございます。お答えします。

私自身、令和6年度より茶花こども園に配属されましたので、令和6年度、前年度と今年度を振り返りながらお伝えしたいと思います。令和6年度までは、午前7時半から午後6時半までの最長11時間、月曜日から土曜日までの週6日間開園

し、長時間にわたる保育を提供してまいりました。大人の勤務に置き換えると、1 1時間の週6日勤務、すごい激務です。子供の姿としては、週末に向けて疲れが蓄 積される、室内で遊んだりごろんと横になる子もいる、イライラして友だちとのト ラブルが増えるとか、保育者を独占しようと常にそばから離れられないという姿が ありました。これはあくまでも全員の姿ではなくて、一部であったり、全体的に感 じるような姿なので、全員が全員必ずしもこれだというわけではないということは ちょっと御承知いただければと思います。コロナ禍で無菌状態で育ったことも少な からず影響しているとは思うのですが、常に疲れている子供たちは免疫力も低下 し、体調を崩しやすかったり、長引く傾向がありました。体調が万全でないこと で、遊びにおいても新たなことに挑戦しようという意欲が湧かない姿もあります。 朝も疲れが取れず、中にはおにぎりを持たせて食べさせてくださいとお願いして、 慌てて出勤される御家庭や、寝たまま連れて来られたり、あとは抱かれてぼうっと したまま置いていかれたりという子もいました。とにかく、大人も子供も疲れてい るという印象を受けています。そのような中、令和6年に0歳から小学生を持つ方 を対象とした子育て世代に、こども未来推進ニーズ調査を行い、結果をもとに土曜 日のみではございますが、午前8時から午後5時までと開園時間を変更いたしまし た。2月に当時の町民生活課長も進級説明会に御参加くださり、保護者に丁寧に説 明させていただきました。それと同じくして、鹿児島県の保育連合会より「保育所 等の適正利用に御協力ください」という文書を配付させていただきました。「保護 者の方が仕事をしているなどの理由により、保育を必要とするお子様のための施設 です。御家庭で保育ができるときは、お子様と一緒に過ごす時間を大切にしましょ う」といった内容のものです。この2点をお願いしての現在の姿です。実際に4月 当初は、お迎え時間の忘れなどもありましたが、5月以降は子供たちの生活や姿に 変化が表れ、以前は疲れて消極的であった子供が屋外での活動に積極的に参加し、 仲間とともに体を動かして遊ぶ姿が見られるようになりました。園庭には固定遊具 はありませんが、シンボルツリーであるガジュマルの木を活用し、木に登ったり、 滑り台を滑ったり、ロープでぶら下がって遊ぶなどの活動を通して順番を守り、友 だちを頑張れと励ましたりとか、あと協力や社会性を育む姿も確認できています。 こうした取り組みの成果として、子供たちの表情も明るさを増し、園全体に活気が 戻ってきています。子供が変わった影響なのか、保育の適正利用を意識してくださ るようになり、仕事がお休みのときには午前で帰ったり、休ませたり、日頃のお迎 えも早くなってきました。そのことで、子供たちの生活リズムがちょっと押してい たものが速くなったということで、いい生活習慣が付いてきて、朝登園したときか ら準備をさっと終わらせて、外に元気に飛び出し、活動するようになってきまし

た。親子で過ごす時間が増えたことで愛着形成が構築され、大人も子供も表情が明るくなったように感じています。非常に嬉しい変化です。また、国際連合児童基金親善大使のアグネス・チャン氏も、「子育てにおける命を授かってからの1,000日が、人生の土台をつくる最も大切な時期である」と述べています。0、1、2歳のときのこと覚えている人というのはほとんどいないと思いますが、この期間は心も体も、そして脳の発達においても黄金期と呼ばれています。その無意識の期間に築き上げたものが、100才までの長い人生においての土台となります。家庭での保育、すなわち家庭保育の推進の視点も極めて重要であると認識しています。本町といたしましても、今後とも保護者の働き方や家庭の状況に応じた柔軟な子育て支援のあり方を検討しつつ、園と家庭が連携して、子供の健やかな成長を支えることを目指してまいります。以上です。

- 〇議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。
- ○1番(池田理恵議員) ありがとうございます。すみません、ちょっといろいろとお話ししたいところでしたが、時間の関係で続いてですが、まさしく今の現状の現場の声かと思います。続いて、与論こども園長にお尋ねいたします。心理的安全性の確保ということにつきまして、保護者や子供たちに向けてどのような取り組みや工夫を行われているかお聞かせください。
- 〇議長(沖野一雄議員) 与論こども園長。
- ○与論こども園長(吉田朋子君) ありがとうございます。心理的安全性の確保につい て、保護者や子供たちに向けてどのような取り組みや工夫を行っていますかという 御質問でした。私の説明はちょっと抽象的になるかもしれません。預かっているお 子さんたちの年齢が0歳から6歳までということで、そこに対する具体的な取り組 みというのは、お話しするともう長くなりますので、それを行うに当たって、私た ちが大事にしていること、大事にしたいことを中心にお話しさせていただければと 思います。与論のことわざで好きな言葉があるのですけど、「イチャリドゥエエ ジュラサ」という言葉があります。昔から自分も聞き慣れた言葉ではあったのです が、年齢を重ねて、また自分もいろいろな経験をさせていただいて、そしてまた長 年保育に携わらせていただいて、改めて本当にそうだなと、与論の方言はすごいな あと実感しているところです。自分なりの解釈になるかもしれませんが、どんなふ うに思っているかといいますと、「イチャリドゥ」というのは、心地よい状態、心地 がいいという状態で、「エエジュラサ」というのは穏やかな状態、「イチャリテ」心 穏やかである、心も体も穏やかであるというところで、あの「エエジュラサ」とい うのは、穏やかで、ただ大人しいという消極的な意味ではなくて、心地よい状態に あれたならば、例えば子供も大人でもそこにいろいろな感じる力とか、あとは吸収

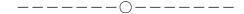
する力、もともと本来持っている力というのが発揮しやすくなるのではないかとい うふうに考えて、この言葉が今繰り返し自分の頭に浮かんでくる言葉です。そこか ら考えたときに、まずは子供たちがその心身ともに心地いい状態であること、特に 0歳からの子供たちをイメージしていただけたらなと思うのですが、その子たちが 心地いい状態であるということは、衣食住の安定、あるいは必要に応じた医療、あ るいは専門家の支援、それから成長してくると生活リズムの安定、基本的生活習慣 の獲得、これらを身につける必要があると思います。それらを獲得するために、ま た保障するために欠かせないのが、そこにいる頼れる大人の存在、これが愛着に強 く関係してくると思います。この頼れる大人の存在というのが子供たちは不可欠だ と思っています。こども園においては、保育者がその頼れる人となること、愛着の 存在であることが大事であると考え、子供たちが満足できる生活と活動を工夫する こと、それはもう発達段階、個々に応じて考えていかなければならない私たちの務 めと思います。ただ、子供が10人いれば十人十色、正解が1つではなくて、答え は子供たちが持っているというふうに考えます。子供たちがこうしてほしい、こん な自分になりたいという思い、それらを私たちは子供から聞いて、教えてもらって 支援していく、手伝っていくというスタンスを大事にしています。これらはやはり 難しくて、日々の中でも正解がないというところでは、終わりない営みを職員も 日々奮闘しながら、考えながら、悩みながらやっているところです。そして、この 奮闘は、保護者の方々も日々されている子育てということになると思います。です ので、私たち保育者は、一緒にお子さんの成長を喜びながら、また悩みながら、共 育ち、共に育ち合うというスタンスで子育ての道を一緒に歩ませてもらっていると 思っています。子育ては、大きな意味で、人を人と成すための壮大な事業かなとい うふうに思っています。一生の中で子供たちがいろいろな人と出会って、素敵にそ の子、その人らしく育っていってほしいと願うばかりです。このいろいろな人の中 に、私たち全ての大人が入るのではないでしょうか。保育現場でもできることは限 りがございます。この全ての人というのがこの全ての大人たちというふうに考えた ときに、子供の成長を何かができるというだけの成長だけに目を奪われずに、その 存在自体、先ほどから出ているお言葉と同じなのですけど、やはり存在自体を肯定 してもらえること、あなたが大事だよ、見てるよ、頑張ってるねというそんなメッ セージを含んだまなざしを、周りの大人たちが向けることができたなら、そんなふ うに与論の子供たちを育てられたなら、子供たちもいろいろな場所で持っている力 を発揮しやすく、そして、それが環境として心理的安全にもつながるのではないか とも考えます。すみません、長くなりました。最後に幼子の最善の利益というとこ ろを考えたときに、この意見を聞くというので、例えば小さい子が「ねえねえ」

と、まだ言葉もたどたどしい小さい子が大人にこう服を引っ張ったりとかしているときに、この意見を聞くというところでは、大人が「なあに」と応答するということが大事だというふうに言われています。「なあに」というふうに応答し、ちゃんと思いを聞く、伝えたいことを受け止めて共感してやり取りする。この人はちゃんと聞いてくれる人、頼れる人。この経験を積み重ねて大きくなり、信じる大人、話せる大人のところに自分の居場所を求めて子供たちはまた自分で見つけながら育っていくのではないかと思っています。すみません、長くなりました。ありがとうございます。以上です。

- ○議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員。
- ○1番(池田理恵議員) ありがとうございます。まとめてもいい時間をいただきまして、すみません。あの子どもの権利条例というのは、それ自体をもちろん目的とするものではありません。その価値観が誰に引き継がれても揺るがず、時代に応じたこどもまんなか社会を支える軸となることが重要です。さらに、子供の権利が守られるからこそ、大人や地域の社会も互いの権利を尊重しあえるものだと考えています。どうぞ町長をはじめ、執行部の皆様には、子供たちの笑顔と教育の充実、そして持続可能な島の未来に向けて、実りある議論を引き続きお願い申し上げ、私の一般質問を締めくくらせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(沖野一雄議員) 1番、池田理恵議員の一般質問を終わります。

なお、今後の議会運営について、時間をしっかり守っていただきますようにそれ ぞれお願いいたしたいと思います。ペース配分に気をつけていただいて、質問する 側、答弁される側、意識を持って臨んでいただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。



○議長(沖野一雄議員) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、9月19日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて 開くこととします。

定刻まで御参集を願います。

本日は、これで散会します。

-----散会 午後 4 時 3 5 分

令和7年第3回与論町議会定例会

第 3 日

令和7年9月19日

令和7年第3回与論町議会定例会会議録 令和7年9月19日(金曜日)午後3時00分開議

1 議事日程(第3号)

開議の宣告

- 第1 認定第 1号 令和6年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第2 認定第 2号 令和6年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳 出決算認定について
- 第3 認定第 3号 令和6年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第 4号 令和6年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第 5号 令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について
- 第6 認定第 6号 令和6年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
- 第7 認定第 7号 令和6年度与論町下水道事業会計収入支出決算認定について
- 第8 議案第79号 令和7年度与論町移動水利施設導入事業に係る物品売買契約 (4 t ダンプ新車3台、FRP製タンク3基)の締結について
- 第9 陳情第14号 プリシア新築ホテル計画に関する陳情 (環境経済建設常任委員長報告)
- 第10 陳情第 3号 農道那間 9 号線及び 1 0 号線の舗装整備について(環境経済 建設常任委員長報告)
- 第11 陳情第 4号 那間字細工棚の農道の未舗装部分の整備について(環境経済 建設常任委員長報告)
- 第12 陳情第 5号 那間字細工棚の農道への水道本管の埋設について(環境経済 建設常任委員長報告)
- 第13 陳情第 6号 町内建設業者優先活用等に関する要望(環境経済建設常任委員長報告)
- 第14 議員派遣の件
- 第15 閉会中の継続審査・調査について 総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会 運営委員会

2 出席議員(10人)

1番 理 恵 議員 2番 川内 恵司 議員 池 田 議員 3番 吉 田 勉 4番 吉 田 剛 議員 遠 5番 原 栄 徳 議員 6番 Щ 勝 也 議員 7番 髙 豊 議員 8番 大 議員 田 繁 田 英 勝 10番 野 9番 林 敏 治 議員 沖 雄 議員

- 3 欠席議員(0人) 欠員(0人)
- 4 地方自治法第121条による出席者(20人)

町 畑 克 夫 君 副町長 下 哲 博 君 長 田 Ш 教 育 長 中 山 義 和 君 総務企画課長 龍 野 勝 志 君 会計管理者兼会計課長 田庫 呂 君 君 柳 税務課長 坂 元 守 こども未来課長 俊 町民生活課主事 光 樹 君 益 田 愛 君 健康長寿課長 真 産業課長 君 Щ 下 紀 君 堀 田 哲 也 耕地課長 喜 村 隆 君 商工観光課長 麓 誘市郎 君 建設課長 水道課長 君 裾 分 望 嗣 君 富 永 淳 環境課長 大 馬 福 徳 君 教育委員会事務局長兼学務課長 竹 村 栄 作 君 生涯学習課長 松 村 誠 司 君 与論こども園長 吉 田 朋 子 君 茶花こども園長 Ш 北 英 代 君 児童発達支援センター所長 池 いつみ 君 田

5 議会事務局職員出席者(2人)

事務局長林健太郎君書記谷山智美君

開議 午後3時00分

○議長(沖野一雄議員) これから、本日の会議を開きます。

日程第1 認定第1号 令和6年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 認定第2号 令和6年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳 出決算認定について

日程第3 認定第3号 令和6年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第4号 令和6年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい

て

日程第5 認定第5号 令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

日程第6 認定第6号 令和6年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

日程第7 認定第7号 令和6年度与論町下水道事業会計収入支出決算認定について

○議長(沖野一雄議員) 日程第1、認定第1号「令和6年度与論町一般会計歳入歳出 決算認定について」から日程第7、認定第7号「令和6年度与論町下水道事業会計 収入支出決算認定について」までの7件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のと おりです。

これから、認定第1号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、令和6年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを 採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

認定第1号、令和6年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(沖野一雄議員) 起立多数です。

したがって、令和6年度与論町一般会計歳入歳出決算については、認定すること に決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、令和6年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳 入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、令和6年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算 については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、令和6年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、令和6年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、令和6年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、令和6年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定 することに決定しました。 次に、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、令和6年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、令和6年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定する ことに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、令和6年度与論町下水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、令和6年度与論町下水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

ここで、決算審査特別委員長の発言を許します。

7番、髙田豊繁議員。

- 〇7番(高田豊繁議員) 決算審査の結果、次のことを意見として集約しましたので、 議長から執行機関の長に申し入れてくださるようお願いいたします。
 - 意見1 住民票の交付等各種窓口サービスについては、現在進められている「書かない窓口」システムをはじめ、改善が進められているが、今後もコンビニ交付システム等役場以外で証明書の発行が受けられるよう引き続き住民の利便性向上に努めること。
 - 2 ギンネム繁茂による影響は島全体に及んでおり、道路や農道の視界不良や ため池管理の障害となり、他の草木が生えなくなるなどさまざまな弊害をも たらしている。これまでも多面的機能支払交付金の活用等各種施策により伐 採等駆除作業を行っているが、伐採後の処理についてもラブセンターの利活 用を含め、町民挙げての総合的な対策を図ること。
 - 3 路線バスやタクシー等の島内移動手段については、一般町民や高齢者及び 観光客の利用にタクシーへの偏在化が見られる。路線バスの有効活用やタク シーの運行状況改善など、利用者に不便を来さないようあらゆる可能性の調 査に取り組むこと。
 - 4 アボカド等の試験栽培の作物が新たな特産品・加工品となるよう引き続き 検証と努力をすること。
 - 5 慢性的な住宅不足解消を図るため、公営住宅法による整備事業や町単独の 整備事業及び空き家改修事業に引き続き取り組むとともに、公民連携型その 他住宅整備に資する事業の可能性調査を含めた総合的な解決に取り組むこと。
 - 6 クリーンセンターの維持管理については、今後施設の老朽化に伴い、修繕 費用の増加等が予想される。他の大型公共事業も控えているため、競争入札 の導入など経費節減の取り組みを常に心掛けること。
 - 7 ジャングリアの開業は、沖縄からの誘客、特に姉妹盟約先である国頭村や 沖縄北部からの誘客に大きな効果をもたらすものと考える。この絶好の機会 を逃すことなく、観光客増に寄与する取り組みを積極的に行うこと。
 - 8 新学校給食センターの整備については、敷地条件や施工体制の複雑さ等さまざまな課題があると思われる。このため地元関係者を含めた総合的な体制づくりを図り、課題解決のための丁寧な議論を心掛けること。
 - 9 浄水化施設の更新について、現在の国庫補助採択基準が令和13年度以降

となっているが、現在の施設状態では基準緩和の上、前倒しで実施する必要があり、そのための国・県等関係機関への働き掛けを積極的に行うこと。 以上です。

○議長(沖野一雄議員) ただいま決算審査特別委員長から申し入れのあった決算審査 特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として執行機 関の長に申し入れることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本 議会の意見として、執行機関の長に申し入れることに決定しました。

- 日程第8 議案第79号 令和7年度与論町移動水利施設導入事業に係る物品売買契約(4tダンプ新車3台、FRP製タンク3基)の締結について
- ○議長(沖野一雄議員) 日程第8、議案第79号「令和7年度与論町移動水利施設導入事業に係る物品売買契約(4 t ダンプ新車3台、FRP製タンク3基)の締結について」を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(田畑克夫君) 議案第79号、令和7年度与論町移動水利施設導入事業に係る物品売買契約(4 t ダンプ新車3台、FRP製タンク3基)の締結について提案理由を申し上げます。

令和7年度与論町移動水利施設導入事業に係る物品購入について、指名競争入札 執行の結果、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二と、物品売買契約を 締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年条例第18号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもので す。

御審議され、議決していだたきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- ○議長(沖野一雄議員) 提案理由の説明を終わります。
 - これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、原栄徳議員。

○5番(原 栄徳議員) 1つだけお伺いをいたします。この入札には何者が参加され

ているのか、お答えをいただきたいと思います。

- 〇議長(沖野一雄議員) 龍野総務企画課長。
- ○総務企画課長(龍野勝志君) この入札につきましては、10者に一応指名通知をいたしまして、2者が応札をいただいています。
- 〇議長(沖野一雄議員) 5番、原栄徳議員。
- ○5番(原 栄徳議員) ありがとうございます。特別な機器ですので、鹿児島の森田ポンプ株式会社は、ほとんど独占的な扱いをされているような気がいたします。それで、4トン車3台で4500万円、1台にすると1500万円で相当な額ですので、これは2者あったということですが、もう1者は県内の会社ですか、事業所ですか。
- ○議長(沖野一雄議員) 龍野総務企画課長。
- ○総務企画課長(龍野勝志君) 森田ポンプ株式会社以外に、もう1者は町内の業者です。
- 〇議長(沖野一雄議員) 5番、原栄徳議員。
- ○5番(原 栄徳議員) ありがとうございます。1者参加したというのも私も聞いておりましたが、やはり金額的に折り合いが付かなかったのか、今後とも指名ができる範囲内であれば、是非島の業者にも率先的に参加をしていただきたいと思っています。以上です。
- O議長(沖野一雄議員) ほかに質疑はありませんか。 7番、髙田豊繁議員。
- **〇7番(高田豊繁議員)** これは契約に異議を申し上げることではないのですが、この 3台の移動水利施設は、どういうような使い方をするのですか。使い方をちょっと 説明してください。
- ○議長(沖野一雄議員) 裾分建設課長。
- **〇建設課長(裾分望嗣君)** お答えいたします。

これは先にいろいろと問題がありまして、消防といろいろ話をした結果、与論町にはいろいろな水利施設があるのですが、どうしても消防のタンク車で賄えないところ、特にウドノスのところとか、あの辺のちょっと入ったところに密集した住宅地帯があります。もしそこで火災があったときに、県道の方にタンク車をとめて、そこからホースを引っ張ってという、すごい大変なことになるということを聞いたりしてですね。それで4トンダンプであれば普通車と同様、いろいろな狭小なところも入っていける。そしてまた消防に確認したところ、やはり初期消火の水が一番大切ということで、3台入れる各消防団、茶花、与論、那間に1台ずつ配置することによって、その消防の狭小なところでも初期消火でいち早く火災現場に届けるこ

とができるということを目標にしてやった事業です。前、空港の近くで人家の火災が発生したときに、ちょっとあそこは消火栓の圧が弱くてなかなか水が供給できなくて、初期消火が間に合わないという事例がありました。まだそこは空港が近くだったので、空港の消防の水を2台分供給してどうにか初期消火を行ったような感じです。そこが本当に狭小なところで、そういう火事が起きたときにすぐ一番最初の一番肝心である初期消火に水を9トン、また4トンなのでそれをピストン運動すればもっと水が供給できるという目的として、一応導入した過程です。以上です。

○議長(沖野一雄議員) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第79号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員 会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第79号、令和7年度与論町移動水利施設導入事業に係る物品売買契約(4tダンプ新車3台、FRP製タンク3基)の締結についてを採決します。お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、令和7年度与論町移動水利施設導入事業に係る物品 売買契約(4 t ダンプ新車3台、FRP製タンク3基)の締結については、可決さ れました。

日程第9 陳情第14号 プリシア新築ホテル計画に関する陳情(環境経済建設常任 委員長報告)

○議長(沖野一雄議員) 日程第9、陳情第14号「プリシア新築ホテル計画に関する 陳情」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

5番、原栄徳議員。

○5番(原 栄徳議員) 委員長報告をいたします。環境経済建設常任委員会。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました、「陳情第14号、プリシア新築ホテル計画に関する陳情」について審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月11日午後3時30分及び9月17日午後4時30分から全委員出席のもと開催し、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、プリシア新築ホテル計画の完成、開業に理解を示し御協力をいただく こと等の内容の陳情です。

審査の結果、本陳情は内容に不明瞭な点や、議会の権限に属する範囲を超える内容が含まれていると判断せざるを得ない点等により、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長(沖野一雄議員) 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 質疑なしと認めます。これで、環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第14号、プリシア新築ホテル計画に関する陳情について討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、陳情第14号、プリシア新築ホテル計画に関する陳情を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、「不採択」です。

お諮りします。陳情第14号、プリシア新築ホテル計画に関する陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

〇議長(沖野一雄議員) 起立少数です。

したがって、陳情第14号、プリシア新築ホテル計画に関する陳情は、不採択と することに決定しました。

日程第10 陳情第3号 農道那間9号線及び10号線の舗装整備について (環境経済建設常任委員長報告)

- 日程第11 陳情第4号 那間字細工棚の農道の未舗装部分の整備について (環境経済建設常任委員長報告)
- 日程第12 陳情第5号 那間字細工棚の農道への水道本管の埋設について (環境経済建設常任委員長報告)
- ○議長(沖野一雄議員) 日程第10、陳情第3号「農道那間9号線及び10号線の舗装整備について」から日程第12、陳情第5号「那間字細工棚の農道への水道本管の埋設について」までの3件を一括議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

5番、原栄徳議員。

○5番(原 栄徳議員) 委員長報告をいたします。環境経済建設常任委員会。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました、「陳情第3号、農道那間9号線及び10号線の舗装整備について」、「陳情第4号、那間字細工棚の農道の未舗装部分の整備について」、「陳情第5号、那間字細工棚の農道への水道本管の埋設について」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月11日午後3時30分から全委員出席のもと開催し、執行部から、耕地課長の参与を求めて、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

陳情第3号から審査結果を申し上げます。本陳情は、農道那間9号線及び10号 線の農道を早期に舗装整備を陳情するものです。

標記農道は平成2年から平成24年度にかけて、那間地区畑総事業により一部区間は整備されていますが、砂利道のため経年劣化による路面の凹凸や降雨時のぬかるみにより、沿線で農業を営む農道利用者に支障を来しているとのことです。

道幅が狭く未舗装区間が多いことから、降雨時に路面状況が悪く車両等の通行に 支障が出ることが予想されます。農道利用者の安全面、営農意欲の向上、利便性の 向上に舗装整備が必要であるとのことから、陳情者の趣旨に賛同できるとして、全 会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号の審査結果を申し上げます。本陳情は、那間字細工棚の農道の 未舗装部分が砂利道のため、路面の凹凸や降雨時のぬかるみや路面水たまりとなる 状況があり、沿線で農業を営む土地利用者に支障を来しているとのことです。道路 の円滑な通行や機能維持保全のため舗装整備の必要性が認められると判断し、採決 の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情第5号の審査結果を申し上げます。本陳情は、那間字細工棚の農道 沿いに居住する住民への安定した水供給を確保するため、既存の水道管が管理困難 で漏水や破損の恐れがあることから、農道に水道本管を新たに埋設してほしいとの 趣旨で提出されたものです。 現状の水道管の維持管理に課題があること、また農道沿いに居住する住民への安定した水供給を確保し、公衆衛生や生活環境の改善を図るためにも、安定的かつ安全な水供給が必要であると認められると判断し、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長(沖野一雄議員) 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 質疑なしと認めます。これで、環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第3号、農道那間9号線及び10号線の舗装整備について討論を 行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号、農道那間9号線及び10号線の舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、農道那間9号線及び10号線の舗装整備については、 採択することに決定しました。

次に、陳情第4号、那間字細工棚の農道の未舗装部分の整備について討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号、那間字細工棚の農道の未舗装部分の整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、那間字細工棚の農道の未舗装部分の整備については、 採択することに決定しました。

次に、陳情第5号、那間字細工棚の農道への水道本管の埋設について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、那間字細工棚の農道への水道本管の埋設についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、那間字細工棚の農道への水道本管の埋設については、 採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

------休憩 午後3時30分 再開 午後3時34分 -----

○議長(沖野一雄議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 陳情第6号 町内建設業者優先活用等に関する要望(環境経済建設常任 委員長報告)

○議長(沖野一雄議員) 日程第13、陳情第6号「町内建設業者優先活用等に関する 要望」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

5番、原栄徳議員。

○5番(原 栄徳議員) 委員長報告をいたします。環境経済建設常任委員会。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました、「陳情第6号、町内建設業者 優先活用等に関する要望」について、審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月11日午後3時30分から全委員出席のもと開催し、役場庁舎2階会議室で審査をいたしました。

本要望は、町が発注する公共工事や業務委託に際し、町内建設業者を優先的に活用してほしいとの趣旨で提出されたものです。

委員会におきましては、町発注工事の受注に当たり、町内建設業者を活用することは、町内産業の振興及び住民生活の安定のためにも重要であると認められることから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長(沖野一雄議員) 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 質疑なしと認めます。これで、環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第6号、町内建設業者優先活用等に関する要望について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号、町内建設業者優先活用等に関する要望を採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号、町内建設業者優先活用等に関する要望は、採択することに決定しました。

日程第14 議員派遣の件

○議長(沖野一雄議員) 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣する ことにしたいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定 しました。 _____

日程第15 閉会中の継続審査・調査について

○議長(沖野一雄議員) 日程第15、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすること に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに 決定しました。

○議長(沖野一雄議員) これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回与論町議会定例会を閉会します。

閉会 午後3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖 野 一 雄

与論町議会議員 吉 田 勉

与論町議会議員 遠 山 勝 也